

ISSN 1345—7861

国際関係研究

第35巻第2号

平成27年2月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第35巻第2号 平成27年2月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国 際 関 係 研 究

第35巻第2号 平成27年2月

目 次

論 文

国際刑事裁判所とテロリズム

—国際刑事裁判所規程の起草過程におけるテロリズムの扱い—…………… 安 藤 貴 世 …… 1

2つの『インシャラー』(Inch'Allah)

—「アダモロジー」2：歌詩の表象変化に関する考察—…………… 石 渡 利 康 …… 21

アレントとヤスパース

—二人のカント解釈をめぐって—…………… 平 野 明 彦 …… 29

日本の食料自給率の向上と南米の日系人の農業生産の役割…………… 福 井 千 鶴 …… 39

日本語教育と多文化共生への取組

—静岡県内のボランティア団体等の活動を中心に—…………… 松 浦 康 世 …… 51

研究ノート

Cognitive Theory and Motivation in the EFL Classroom …………… Gary J. HENSCHIED …… 61

国際刑事裁判所とテロリズム

—国際刑事裁判所規程の起草過程におけるテロリズムの扱い—

安 藤 貴 世

Takayo ANDO. The International Criminal Court and Terrorism — Discussion about Terrorism in the Drafting Process of Rome Statute of the International Criminal Court—. *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 2, February 2015. pp. 1 – 19.

The International Criminal Court (ICC) was established in 2002 when the ICC Statute (1998) came into force, and its jurisdiction is limited to “the most serious crimes of concern to the international community as a whole”: genocide, crimes against humanity, war crimes, and the crime of aggression. In addition, treaty-based crimes, such as the violation of some multi-national anti-terrorism conventions, were also put under the jurisdiction of the ICC as the focal point of the draft articles prepared by the International Law Commission (ILC).

This paper aims to clarify why the crimes of terrorism were not included in the ICC Statute by examining the drafting process of jurisdictional provision recorded in primary documents of the Sixth Committee of the UN General Assembly and of the Diplomatic Conference held in Rome in 1998.

Although some States supported the inclusion of terrorism in the Statute, most were opposed. The analysis found that the crimes of terrorism were excluded on the basis of a combination of multiple factors, such as the existence of efficient mechanisms for prosecution through multi-national conventions against individual terrorism crimes, the lack of a clear definition of terrorism, the lack of sufficient seriousness of the crimes, the desire to establish the Court as soon as possible, and the effort to decrease the burden and cost on the Court. This paper also shows that most States believed that terrorism should not be recognized as “the most serious crimes of concern to the international community as a whole,” but only as a concern of contracting States of each multi-national anti-terrorism convention.

1. はじめに

(1) 問題の所在

1998年7月に国際刑事裁判所規程（Rome Statute of the International Criminal Court, 以下ICC規程）が採択され、4年後の2002年7月の同規程の発効を以て、国際犯罪に対する個人の刑事責任を問う史上初の常設の国際刑事法廷たる国際刑事裁判所（the International Criminal Court, 以下ICC）が設立された。2012年3月には設立10年目にして初の判決が下され¹、ICCの活動は今後一層本格化する様相を呈している。

ICCは国際犯罪に対し責任を有する個人を訴追するために設立されたものであり、ICC規程はその前文において「・・・国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪が処罰されずに済まされては

ならないこと・・・を確認し、・・・国際的な犯罪について責任を有する者に対して刑事裁判権を行使することがすべての国家の責務である・・・」と規定する。さらに同規程第5条はICCの管轄権に服する対象犯罪を規定し、その第1項は「裁判所の管轄権は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は、この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。」としたうえで、集団殺害犯罪（ジェノサイド）、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪という4つの犯罪を列挙している²。すなわちICCが管轄権を有するところの「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」は4つの犯罪に限られ、これらは併せて「コア・クライム」と一般的に称される。また、ICC規程前文において「この規程に基づいて設立する国際刑事裁判所が国家の刑事裁判権を補完す

るものであることを強調し・・・」と規定されているとおり、ICCは、当該事件についての管轄権を有する国に「その捜査又は訴追を真に行う意思又は能力がない場合」において管轄権を行使するのであり、各国の国内裁判所の役割を代替するのではなく、あくまで補完する位置づけにあるという「補完性の原則」のもと活動する³。

翻ってICC規程の起草過程に目を向けると、当初の草案においては上記の4つの犯罪類型以外にも、多数国間条約によりその定義や抑止が規定されている犯罪、すなわち条約犯罪（treaty crimes）がICCの対象犯罪に含まれていた点が注目される。特にそうした条約犯罪の代表例として挙げられるのがテロリズム犯罪であり、ICC規程の起草過程ではテロリズムをICCの対象犯罪に含めるか否かという点につき、各国から様々な意見が出されたものの、最終的に1998年にローマで開催された外交会議（以下、ローマ会議）で下された結論は、テロリズムをはじめとする条約犯罪をICCの対象犯罪から除外するというものであった。なお、一部の国家においてはテロリズムをICCの対象犯罪とすべきという意見が根強く、ICC規程発効後も、テロリズムをICCの対象犯罪として追加するべきとの提案が引き続きなされている⁴。

上記の点を念頭に、本稿は、特にICC規程の起草過程におけるテロリズムの扱いに焦点を当て、当初作成された草案において、コア・クライムと並んで対象犯罪として規定されていたテロリズムが、如何なる議論を経て、どのような理由に基づき最終的にICCの対象犯罪から除外されるに至ったのかという点について、ICC規程の起草に関する一次資料の分析を通して明確化することを目的とするものである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、次項において、ICC規程の起草過程に関する先行研究について、特にテロリズムに関する議論という観点から整理する。第2章では、ICC規程の起草経緯を概観したうえで、テロリズムをめぐる起草案の変遷について概要を述べる。続く第3章では、ICC規程の起草過程に係る一次資料の分析を通して、起草過程におけるテロリズムの扱いについて、特に国連総会第六委員会およびローマ会議におけ

る議論を中心に検討する⁵。第4章は結論である。

（2）先行研究

ICC規程の起草過程に関する先行研究のうち、特に対象犯罪に関する議論について検討したものの多くは、当初の草案においてはテロリズムが対象犯罪として含まれていたものの、最終的にはテロリズムを含む条約犯罪が除外されたという点に言及している。

そうした中で、テロリズムのICCの対象犯罪としての可能性について詳細に論じたものにArnoldによる研究がある⁶。Arnoldは、テロリズムに対するICC規程の適用性を検討する前提として、ICC規程の起草過程においてテロリズムがどのように議論されたかを一次資料を用いつつ検証している。Arnoldによれば、1994年時点の国連国際法委員会（the International Law Commission, 以下、ILC）による草案では、テロリズム防止関連諸条約の違反行為の幾つかが、条約犯罪として対象犯罪に含まれていたものの、起草過程では、大多数の国家がそれらを除外し、裁判所の管轄権をコア・クライムに限定する方向へと傾いたとしたうえで、最終的な議論は、普遍的に受容された定義を有さない犯罪を導入することは裁判所を政治化し、その設立を危うくするというものであったと指摘する⁷。またCasseseも、ローマ会議において、人道に対する犯罪としてテロリズムをICCの管轄権に服する国際犯罪に含めるべきであるとの提案がインド等からなされたが、アメリカをはじめ多くの国家がこれに反対した点に言及する⁸。

Boisterによる研究は、テロリズムではなく薬物犯罪に焦点を当てて検討したものであるが、条約犯罪がICCの管轄権から除外された経緯について非常に詳細な分析を行っており⁹、当初のILC草案ではICCの対象犯罪を、一般慣習国際法の下での犯罪（集団殺害犯罪、侵略犯罪、武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する著しい違反）と条約犯罪に分けて規定していたこと、さらにその後の議論において、ICCの管轄権は深刻な犯罪に制限されるべきであり、そうしたコア・クライムには条約犯罪は含まれないとの意見が多数を占めるようになったと指摘する¹⁰。同様にDugardも、

ILC草案において条約犯罪がICCの管轄権に服する犯罪に含まれていたことに多くの反対があったとし、その主たる理由として、そうした犯罪は国際慣習法の一部でなく、当該条約の締約国間においてのみ国際犯罪として認識される、これらの犯罪を含めることは裁判所に負担となる点などを挙げている¹¹。但しBoisterやDugardによる研究は、一次資料を参照しつつ、ICC規程の起草過程における条約犯罪の扱いについて比較的詳細に論じているものの、それぞれ1998年、1997年の論稿であり、ローマ会議における議論や、最終的なICC規程の成案に至る経緯まではフォローしていない。

上記のとおり、ICC規程の起草過程におけるテロリズムの扱いに関しては、大凡の議論の概要が先行研究によりすでに明らかとなっているものの、ILCによる草案を検討した国連総会第六委員会や、最終的にICC規程を採択したローマ会議における議論の詳細な内容に至るまで十分に明らかにされているとは必ずしも言い難い。さらに先行研究においては、テロリズムを対象犯罪に含めることに反対する立場について、その理由も含め言及されていることが多いものの、どのような国家が反対の立場に立っていたか、また、逆にこれを支持する立場やその理由に関しては触れられていないことが殆どである。こうした点からも、本稿においてICC規程の起草過程におけるテロリズムの扱いについて一次資料の分析を通して明確化し、規程の起草時においてテロリズムが如何なる性質を有する国際犯罪として捉えられていたかを明らかにすることは意義があると言えよう。

2. テロリズムをめぐる起草案の変遷

（1）ICC規程の起草経緯

ICCは史上初の常設の国際刑事裁判所であるが、個人の刑事責任を問う常設の国際法廷を設立しようという試みの萌芽は、ICC設立の50年も前に見出される¹²。1948年に採択された集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）は、第6条において犯罪行為地の国内裁判所か国際刑事裁判所による容疑者の訴追を規定しており、同条約の採択を決定した国連総会決議260（1948年

12月9日）は、ILCに対し、集団殺害犯罪に責任を有する個人を訴追するための国際的な司法機関を設立することが望ましいかどうか、またその可能性について検討することを求めている。1950年にILCが、国際刑事裁判所の設立は望ましいものであり、且つ可能であると結論づけたのを受け、国連総会は、裁判所設立に関する提案を準備するための委員会を設立した。同委員会は1951年に国際刑事裁判所の設立に関する草案を作成し、1953年にはこれを改訂した修正案が国連総会に提出されたものの、侵略犯罪の定義に関する合意が成立しなかったことなどを理由に、それ以降、草案の検討は延期されることとなった¹³。

国際刑事裁判所の設立は、その後も定期的に検討されていたが、国際刑事裁判所設立に向けた作業が再び本格化する端緒となったのは、1989年の国連総会におけるトリニダード・トバゴによる提案である。同国は、麻薬取引の規制を念頭に国際刑事裁判所の設立を提案し、本提案に応える形で国連総会はILCに対し、国際刑事裁判所に関する作業を再開することを求めた。折しも、1990年代前半は旧ユーゴスラヴィアおよびルワンダにおける非人道的な残虐行為に対処すべく、アドホックな性質を有する国際刑事裁判所が安保理決議によりそれぞれ1993年、1994年に相次いで設立された時期とも重なり、それから間もなく、国際刑事裁判所設立条約の草案作成を求める国連総会決議47/33（1992年11月25日）の帰結として、ILCは1993年に草案を完成させた。その後、この1993年の草案は、各国の意見を取り入れつつILCの作業部会により改訂され、1994年に完成した新たな草案が国連総会に提出されることとなったのである。1994年には、本草案に関する主たる論点を検討すべく、国連総会決議49/53（1994年12月9日）により国際刑事裁判所設立に関するアドホック委員会（以下、アドホック委員会）が設置され、同委員会は1995年の4月と8月に開催された。さらに、アドホック委員会の作業を継続し、ローマ会議に提出するための広く受け入れられる草案を準備するために、国連総会決議50/46（1995年12月11日）により国際刑事裁判所設立に関する準備委員会（以下、設立準備委員会）が設置され、同委員

会は、1996年から1998年にかけて計6回開催された¹⁴。なお、その間にも、国連総会第六委員会において「国際刑事裁判所の設立」という議題のもと、草案に関する審議が継続されている。こうした過程のもと検討された草案を完成させるべく、国連総会第52会期（1997年）において、国際刑事裁判所の設立に関する国連全権外交会議を1998年6月15日から7月17日にローマにおいて開催することが決定された。ローマ会議における160カ国の代表、国際機関やNGOの参加のもとでの約1か月にわたる議論を経て、1998年7月17日にICC規程は採択されるに至ったのである¹⁵。

（2） ILC草案

（i） 第44会期（1992年）

ILCは、国連総会決議46/54（1991年12月9日）により、国際刑事裁判所の設立を含む国際刑事管轄権に関する問題について検討、分析するよう国連総会から要請されたのを受け、「国際刑事管轄権に関する作業部会」の設置を第44会期（1992年）において決定した。計16回に及ぶ作業部会会合の成果として「国際刑事管轄権に関する作業部会報告書」が提出されており¹⁶、報告書は、国際的な性質を有する犯罪、例えばとして、戦争犯罪、航空機ハイジャック、人質行為などを扱う国際条約は、殆ど例外なしに国内裁判所における訴追を規範としているとしつつ、それが唯一の解決方法ではないと指摘している。さらに報告書では作業部会の見解として、国際刑事裁判所の管轄権は、国際的性質を有する犯罪を構成する既存の特定の国際条約を含むべきであるとして、そうした条約の具体例として、ジェノサイド条約、アパルトヘイト条約、人質行為防止条約、船舶・航空機のハイジャックに関する条約などを挙げつつ、それほど重大でない性質の犯罪により裁判所の負担が大きくなるのを防ぐため、最も深刻な犯罪に対してのみ管轄権を行使すべきであるとも述べられている¹⁷。つまり、1992年の作業部会の段階では、まだICC規程の具体的な草案作成にまで至っていないものの、裁判所の対象犯罪として条約犯罪を含めるという発想の萌芽がこの時点で見出されるのであり、さらにそうした条約犯罪の範疇に含まれ

るものとして、人質行為防止条約やハイジャック関連条約といった、テロリズムの個別的な犯罪類型を対象として作成された対テロリズム関連諸条約が挙げられていたことが明らかとなる¹⁸。

（ii） 第45会期（1993年）

国連総会は、総会決議47/33（1992年11月25日）においてILCに対し、次回（第45会期）の会合から、優先順位の高い問題として国際刑事裁判所の草案作成作業を継続するよう求めている。これを受けてILCは、1993年の第45会期において、前年に設立した作業部会を再開することを決定し、その名称を「国際刑事裁判所の草案に関する作業部会」とした¹⁹。

作業部会は計22回開催され、草案およびコメントリーを収録した報告書を作成しており²⁰、同草案は裁判所の管轄権に服する対象犯罪について、第22条および第26条に分けて以下のように規定している²¹。

第22条「条約で定義される犯罪のリスト」

裁判所は次の犯罪について管轄権を有する。

- （a）1948年ジェノサイド条約第II条および第III条に定義されたジェノサイドと関連犯罪
- （b）以下の条文に定義された条約の重大な違反行為
 - （i）傷病兵の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第50条
 - （ii）海上傷病兵の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第51条
 - （iii）捕虜の待遇に関する1949年ジュネーヴ条約第130条
 - （iv）文民の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第147条
 - （v）1949年ジュネーヴ条約に関する1977年第一追加議定書第85条
- （c）1970年航空機不法奪取防止条約第1条に定義された航空機不法奪取
- （d）1971年民間航空不法行為防止条約第1条に定義された犯罪
- （e）1973年アパルトヘイト防止条約第2条に定義されたアパルトヘイトと関連犯罪

- (f) 1973年国家代表等に対する犯罪防止条約第2条に定義された犯罪
- (g) 1979年人質行為防止条約第1条に定義された人質行為と関連犯罪
- (h) 1988年海洋航行不法行為防止条約第3条および1988年大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書第2条に定義された犯罪

第26条「第22条にあてはまらない場合の、国家による管轄権の特別な受容」

1. 裁判所は、第3項に規定された国家が、当該犯罪に関し、裁判所が特定の個人に対する管轄権を行使することに特に同意することを裁判所書記に文書で通知する場合には、第22条にあてはまらない他の国際犯罪に関し、この規程の下で管轄権を有する。
2. 第1項に述べられた他の国際犯罪とは以下のものである。
 - (a) 一般国際法の下での犯罪。すなわち、国家の国際共同体全体により、国際法規範の下で、その違反が個人の刑事責任を生じさせるような根本的な性質を有するものとして受容・認識されたもの。
 - (b) 国内法の下での犯罪。例として薬物関連犯罪が挙げられ、そうした犯罪の抑止を目的とする1988年の麻薬および向精神薬の不正取引に関する国連条約のような多数国間条約の違反行為など、例外的に深刻な犯罪を構成するもの。
3. 第1項に述べられた国家とは、
 - (a) 第2項(a)の犯罪について、容疑者が自国領域内に所在する国家および当該行為がその領域内で発生した国家
 - (b) 第2項(b)の犯罪について、容疑者が自国領域内に所在する国家および当該条約に従って自国裁判所において当該犯罪の容疑者を訴追する管轄権を有する国家

草案とともにILCの作業部会報告書に収録されたコメンタリーによれば、上記の第22条および第26条は、第一に、国際犯罪として犯罪を定義する条約、第二に、単に国内法の下での犯罪を構成す

る望ましくない行為の抑止を規定する条約という2つの系統の管轄権を規定するものである²²。

第22条は第一の系統の管轄権を規定しているが、作業部会は、第22条に列挙された条約に規定された犯罪を国際法の下での犯罪として扱う2つの基準として、①犯罪そのものが当該条約によって定義されている、②当該条約で定義された犯罪に対して、条約が、「引き渡すか訴追するか」の原則に基づく普遍的管轄権のシステムを形成している、もしくは国際刑事法廷が当該犯罪を訴追する可能性を条約が形成している、又はその両方、を挙げている²³。この基準に照らしてみると、第22条(a)～(h)項に挙げられた条約はいずれも、犯罪の定義に関する規定を有しており、また各犯罪の処罰方式に関しては、ジェノサイド条約およびアパルトヘイト条約が国際刑事裁判所における容疑者の訴追について規定しているのに対し²⁴、それ以外の条約は基本的に、容疑者を「引き渡すか訴追するか」という原則を規定している。たとえば第22条(c)項に規定された航空機不法奪取防止条約は、第7条において、当該犯罪の容疑者所在国に対し、その容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を課している。

これに対し第26条に関するコメンタリーによれば、同条は、第22条にあてはまらない他の国際犯罪に対し、国際刑事裁判所が管轄権を行使することに当該国家が特に同意する場合に、同裁判所に管轄権を付与するものである。このうち第26条第2項(a)は「一般国際法の下での犯罪」を規定し、国際慣習法に基礎を有する国際犯罪で、さもなくば裁判所の管轄権から外れてしまうもの、たとえば、条約により定義されていない侵略犯罪や、ジェノサイド条約の非締約国が関わる場合の集団殺害犯罪、1949年ジュネーヴ条約に含まれない他の人道に対する犯罪などを含めしめることを意図している²⁵。これに対し同条第2項(b)は、先に記した「2つの系統」のうちの後者、すなわち単に国内法の下での犯罪を構成する望ましくない行為の抑止を規定する条約に該当するものである²⁶。

以上から、1993年のILC草案においては、ICCが第一義的に管轄権を有する対象犯罪として、国

国際法の下での犯罪としての性質を有する条約犯罪が挙げられており（第22条）、その範囲からは漏れるものであるが処罰すべき犯罪として、国際慣習法上の国際犯罪（第26条第2項（a））と、薬物犯罪といった国内法の下での望ましくない行為（同（b））が挙げられていると言える。さらに条約犯罪に関しては、その一覧として第22条（a）～（h）項に規定された犯罪行為のうち、（c）、（d）、（f）、（g）、（h）項の5つを、個別的なテロリズム防止関連諸条約の違反行為、すなわちテロリズム犯罪が占めている。つまり1993年草案は、ICCにおいてまず条約犯罪を処罰することを念頭に作成されており、さらにILCの作業部会の方針においては、集団殺害犯罪、ジュネーヴ諸条約の重大な違反行為、アパルトヘイトと並んで、種々のテロリズム犯罪がICCの対象犯罪として確固たる位置づけを有していたことが明らかとなるのである。

（iii） 第46会期（1994年）

ILCは、国連総会決議48/31（1993年12月9日）による国連総会からの要請に応え、第46会期（1994年）においてICC規程に関する作業部会を再び設立した²⁷。作業部会は計27回の会合を通して1993年草案の検討および改訂を行い、これを受けてILCは、60カ条から成るICC規程草案（以下、1994年草案）とコメンタリーを同会期において採択した²⁸。1994年草案は第20条において、裁判所が管轄権を有する対象犯罪について以下のように規定する²⁹。

第20条「裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪」

裁判所は、この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。

- （a） 集団殺害犯罪
- （b） 侵略犯罪
- （c） 武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する著しい違反
- （d） 人道に対する犯罪
- （e） 付属書に挙げられた条約の下で若しくは条約に従って制定され、国際的な関心事である例外的に重大な犯罪を構成するもの

なお、第20条（e）項にいうところの付属書には14の条約犯罪が列挙されている³⁰。コメンタリーによれば、裁判所の管轄権について規定する草案第三部は、草案の中心をなす部分であり、ICC規程の機能を、その前文が言及するところの状況及び目的に限定するために、裁判所が扱う事例を制限するものである³¹。

裁判所の対象犯罪に関する1993年草案から1994年草案への最大の変化は、前者が条約犯罪に関して2つの系統（第22条、第26条第2項（b））の間に区別を設けていたのに対し、1994年草案第20条においてはこうした区別が放棄された点にある³²。1993年草案を検討した1994年のILC会合でも、1993年草案における第22条と第26条の区別について反対意見が出されており³³、またコメンタリーによれば、こうした区別は、国内法システムから独立した犯罪として特に定義される行為と、条約が国内法の下で刑事的に処罰可能なものとすることを要求する行為との間の相違を反映しているが、幾つかの条約に関してはそうした区別が困難であり、これを維持することは更なる複雑さをもたらすとの理由から、上記の区別は1994年草案においては放棄されることとなった³⁴。

他方で1994年草案第20条は、裁判所が管轄権を有する犯罪として2つのカテゴリー、すなわち、一般国際法の下での犯罪（同条第（a）～（d）項）と、特定の条約の下での若しくはそれに基づく犯罪（同条（e）項および付属書）を設けている。第20条のコメンタリーによれば、これら2つのカテゴリーは互いに排他的ではなく、両者の間にはかなりの重複があり、また2つのカテゴリーにおける管轄権の行使の要件は本質的に同じである³⁵。このうち第一のカテゴリーである第20条（a）～（d）項は、先の1993年草案第26条第2項（a）を引き継ぐものであるが、コメンタリーによれば、それら一般国際法の下での犯罪は草案から完全に除外することはできない、と1993年のILCの議論において結論づけられたものであり、他方で1993年草案の規定が非常に不明確であるとの批判があったため、1994年草案では個別の4つの犯罪に対し裁判所の管轄権を設定することとしたのである³⁶。さらにこれらは一般国際法の下での犯罪の包括的

なりストを示すものではなく、その重大性や、それらが発生する現実性や、それらの不可避な国際的影響を理由として、裁判所の管轄権に含められるべきであると現段階でILCが考えるところの一般国際法の下での犯罪に限定されている³⁷。

これに対し第二のカテゴリー、すなわち第20条(e)項に規定された条約犯罪は、条約により定義された国際的関心事たる犯罪である。コメンタリーは、付属書に含まれる条約の基準として、犯罪自体が条約により定義されていること、条約が「引き渡すか訴追するか」という原則に基づく普遍的管轄権のシステムまたは国際刑事裁判所が犯罪を訴追する可能性を形成している、若しくはその両方、という2点を挙げており、これは1993年草案の第20条の基準と同様のものである³⁸。第20条(e)項の付属書に列挙された条約犯罪は、基本的に1993年草案第22条を継承するもので、新たに拷問禁止条約および1988年の麻薬等の不正取引に関する国連条約が追加されることとなった。前者はILCにおける議論において追加すべきという意見が出されたものであり³⁹、後者は1993年草案第26条第2項(b)の規定を組み入れたものである。また、ILCによれば、付属書に規定された条約犯罪の多くは、それ自体では深刻であるものの、それらを扱う国内裁判所の管轄権に服し、国際的な管轄権のレベルにまで引き上げることを要しないような行為を含んでいるとして、(e)項において「国際的な関心事である例外的に重大な犯罪を構成する」という要件を付すことにより、条約犯罪に対する裁判所の管轄権をさらに制限した⁴⁰。これは特に1988年の麻薬等の不正取引に関する国連条約が広範な行為を包含しており、その大部分は本質的に国際的な関心事ではないという点を念頭においたものである⁴¹。

なおこれらの条約犯罪のうち、ILCのコメンタリーは特にテロリズムに関して、依然としてテロリズムの単一的な定義が存在していないとしつつ、付属書に列挙された14の条約のうち6つが特にテロリズム犯罪に係るものであるとして、組織的かつ継続的に行われるテロリズムは、国際的な関心事である犯罪であり、如何なる形態であれテロリズムは犯罪行為であるということが普遍的に受容

されなければならないと指摘している点が注目される⁴²。さらにコメンタリーはテロリズムと薬物犯罪との関係について、多くの場合にテロリストの行為は大規模な薬物取引によって支えられており、それが国際的な関心事であることは疑いないことから、そうした場合には薬物犯罪において「例外的に重大な犯罪」という(e)項における要件が満たされると指摘する⁴³。

以上から、1994年草案においては、一般国際法の下での犯罪、すなわち国際慣習法に基づく犯罪と条約犯罪が、対象犯罪として並列的に列挙されるようになり、対象犯罪規定の構造自体は1993年草案から変化が見られた。他方で、一般国際法の下での犯罪を「草案から完全に除外することはできない」と結論づけたというコメンタリーの言及にも示されるとおり、条約により明確に定義されていない国際慣習法上の犯罪よりもむしろ条約犯罪が、1994年草案においても引き続き、ICCにより第一義的に処罰されるものとして位置づけられていたと言える。さらにテロリズムは、こうした条約犯罪を構成するものとして、1993年草案から1994年草案の規定に至るまで一貫して、ICCの対象犯罪、すなわち「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」とであるとILCによって認識されていたことが明らかとなる。加えて、上記のコメンタリーの見解にあるとおり、1994年草案第20条(e)項に列挙された条約犯罪のうちテロリズム犯罪が半数近くを占めていたことから、また、テロリズムとの関連性という側面を重視して、薬物犯罪が条約犯罪を構成する犯罪の1つとして1994年草案において新たに対象犯罪に組み入れられたという点からも、草案の起草作業にあたったILCの認識では、ICCの対象犯罪としての条約犯罪においてテロリズム犯罪が中核的な位置づけを占めていたといっても過言ではない。

また上記のとおり、この1994年草案第20条(a)～(d)項において、現行のICC規程における4つの対象犯罪たるコア・クライムが列挙されていることから、対象犯罪規定に関しては1994年草案の時点で基本的な構造がすでに成立していたと言えるが、他方で、最終的な成案においては1994年草案第20条に列挙されていた対象犯罪のうち、(e)

項に規定されていた条約犯罪のみがICCの管轄権行使の対象から除外されることとなったと言える。

(3) 設立準備委員会草案

ILCによる1994年草案を検討するため、1995年4月および8月にアドホック委員会が開催された。同委員会では、1994年草案第20条をもとに対象犯罪に関する議論が行われたが、ここでは条文そのものに対する変更は特になされていない。他方で同委員会において、条約犯罪として「国連要員及び関連要員の安全に関する条約」(1994年)の違反行為も追加すべきとの提案がなされている⁴⁴。

アドホック委員会の作業は、設立準備委員会に引き継がれ、1996年3月から1998年3月まで計6回の設立準備委員会会合が開催された。このうち第3回会合(1997年2月)終了時に、同委員会は、犯罪の定義に関する作業部会報告書を採択している。同報告書は集団殺害犯罪および人道に対する犯罪の定義を設立準備委員会に提案するとともに、今後さらに検討すべきものとして、戦争犯罪、侵略犯罪、テロリズム犯罪、国連要員等に対する犯罪、麻薬等の不正取引に関する犯罪を挙げ、このうち薬物犯罪を除きそれぞれの定義を同委員会に提案している⁴⁵。報告書はテロリズム犯罪について以下のように定義する⁴⁶。

「裁判所は以下のテロリズム犯罪について管轄権を有する。

- (1) 政治的、哲学的、思想的、人種的、種族的、宗教的その他の性質の正当化事由にかかわらず、他国の人或は財産に対する暴力行為や、公的人物、人の集団もしくは公衆に対して、恐怖、不安または危険を引き起こす性質を有する行為を企図、組織、支援、指示、促進、融資、助長・奨励し、または許容すること。
- (2) 以下の条約の違反行為
 - (a) 民間航空不法行為防止条約
 - (b) 航空機不法奪取防止条約
 - (c) 国家代表等に対する犯罪防止条約
 - (d) 人質行為防止条約
 - (e) 海洋航行不法行為防止条約
 - (f) 大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書

- (3) 人、人の集団、住民に対する死もしくは身体の重大な傷害、または財産に対する重大な損害を含む暴力を行使するための手段として使用される火器、武器、爆発物および危険物質の使用を含む犯罪」

同報告書によれば、作業部会は、テロリズム犯罪、国連要員等に対する犯罪、麻薬等の不正取引に関する犯罪については、これらをICC規程に含めるかにつき最終的な決定を予断せずに一般的に検討したに過ぎず、他の犯罪と比して十分に議論する時間がなかったとある⁴⁷。さらに、設立準備委員会の最終会合(1998年3～4月)の議論を容易なものとするため、直前の1998年1月に会期間会合が開催された。同会合における議論の結果、「管轄権、受理可能性および適用法」に関する章は、規程の本質的な点に言及しているとの理由から、これまでの第三部から第二部へ移行することとなり、それに伴って、対象犯罪に関する規定は第20条から第5条へと変更された⁴⁸。

1998年3月から開催された第6回設立準備委員会会合ではICC規程の草案(以下、設立準備委員会草案)が採択された⁴⁹。同草案は第5条において、裁判所の管轄権に服する犯罪を規定しており、(a) 集団殺害犯罪、(b) 侵略犯罪、(c) 戦争犯罪、(d) 人道に対する犯罪、の国際慣習法上の4つの犯罪を列挙している点では1994年ILC草案と基本的構造を同じくする。他方で、条約犯罪に関しては、設立準備委員会の議論において例えばインドなどからテロリズムを含めるべきという主張がなされたものの、多くの国家から反対や慎重な立場が表明されたことに伴い⁵⁰、草案第5条(e)項は、この時点では依然として対象犯罪に含まれるかにつき決定されていない留保事項とされ、空欄となっている⁵¹。この(e)項に含まれる可能性のある犯罪として、先の犯罪の定義に関する作業部会報告書において列挙されていたテロリズム犯罪、国連要員等に対する犯罪、麻薬等の不正取引に関する犯罪の3犯罪が括弧付きで挙げられており⁵²、このうち国連要員等に対する犯罪はかねてからアドホック委員会、設立準備委員会等において対象犯罪とすべきことが主張されていたもので

ある⁵³。

なお設立準備委員会草案においても、テロリズム犯罪の定義として、先の作業部会報告書に収録された同犯罪の定義が採用されており⁵⁴，したがって、テロリズムに関する規定に注目した場合、1994年ILC草案から下記のような変化が生じたこととなる。すなわちILC草案では、ICCの対象犯罪として「条約犯罪」という括りのもと、その構成要素として、第20条（e）項の付属書（本稿注30）2，3，5，6，8において個々のテロリズム防止関連諸条約の違反行為が列挙されていたが、設立準備委員会草案第5条（e）項においては、括弧付きの条項ではあるものの、対象犯罪の1つとして「テロリズム犯罪」という包括的な規定を置いたうえで、その構成要件の一部として6つのテロリズム防止関連諸条約（民間航空不法行為防止条約、航空機不法奪取防止条約、国家代表等に対する犯罪防止条約、人質行為防止条約、海洋航行不法行為防止条約、大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書）の違反行為が列挙されることとなったのである⁵⁵。

3. 総会第六委員会およびローマ会議における議論

ILCによる1994年草案に関しては、アドホック委員会および設立準備委員会の各会合を受け、毎年秋に開催される国連総会第六委員会において、詳細に検討が行われた。さらに、設立準備委員会草案は1998年のローマ会議に提出され、ローマ会議では同草案第5条に基づいて、ICCの管轄権に服する対象犯罪に関する検討が行われた。これらの議論の場において常に多数的立場を占めていたのは、ICCの管轄権に服する対象犯罪をコア・クライムに限定すべき、換言すれば条約犯罪を対象犯罪から除外すべきという見解である。

さらに、そうした見解の中でも、侵略犯罪を対象犯罪に含めるか否かについては各国の意見が分かれていたものの、集団殺害犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪の3犯罪をICCの対象犯罪に含めることに対する異論は殆ど見出されない。他方で、テロリズムをはじめとする条約犯罪に関しては、

これを対象犯罪に含めることに否定的な見解が総会第六委員会およびローマ会議双方において多数的立場を占めたものの、これを支持する立場も少なからず存在していた。

以下では、まずテロリズムを対象犯罪に含めることを支持する立場の見解について述べたうえで、テロリズムを対象犯罪に含めることに反対する立場について、その理由ごとに分類し、整理することとしたい。なお、総会第六委員会およびローマ会議においては、対象犯罪の議論に際し、テロリズムをはじめとする条約犯罪に関する見解が各国から多く出されており、また、各国の発言内容が明確に記録されていることから、以下では起草過程のうち特にこの2つの場における議論を抽出して検討する。

（1）テロリズムを含めることを支持する立場

① 各国の見解

起草過程を通して、テロリズムをICCの対象犯罪に含めることを一貫して主張した国家として、インドが挙げられる。インドは総会第六委員会において、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に対してのみICCは管轄権を有するべきとしたうえで、国際テロリズムは、国際犯罪の最も悪い形態であり、無辜の市民の生命のみならず、国家の政治的・社会的構造、国家間の有効な関係を脅かし、領域的境界がなく無差別であるとして、テロリズムをICCの対象犯罪に含めるべきと強く主張している⁵⁶。さらにローマ会議においても、テロリズムと薬物取引はここ数十年において、いわゆるコア・クライムよりも多くの生命を奪っているとし、テロリズムに関する国際条約に鑑み、テロリズムを対象犯罪に含めることに同意するとの見解を表明している⁵⁷。

同様にスリランカは、総会第六委員会においてテロリズムを対象犯罪に含めるべきと主張したうえで、ローマ会議においても、テロリズムと薬物取引を規程の範囲から除外することは大いなる遺漏となり、コア・クライムと条約犯罪の区別は形式的なものであるとして、無辜の市民に対する無差別の暴力は法的に受け入れられず、道徳上も非難すべきものであると主張している⁵⁸。この他、

エチオピアやアルジェリアといったアフリカ諸国もテロリズムを対象犯罪に含めることを支持しており、たとえば、国際テロリズムのグローバルな側面と、その平和への挑戦は、裁判所の規程に含めることを正当化するとし、もし裁判所の管轄権にテロリズムが含まれなければ、平和、安定、発展への妥協が生じる⁵⁹、テロリズムの深刻さと国際的性質は疑いなく、テロリズムに対する多くの国際的制度などに反映されているように、テロリズムは国際社会全体の重大な関心事である⁶⁰、といった意見が表明された。

またロシアもインドと同様に、起草過程において一貫してテロリズムに言及しているが、総会第六委員会ではテロリズムを対象犯罪に含めることを主張しつつ、裁判所の負担が重くならないようにするため、安保理により付託された、国際的な平和の脅威となる最も深刻なテロリズム犯罪に限定すべきであると条件を付している点において他国と異なる主張を展開している⁶¹。ロシアはローマ会議においても当初は同様の主張をしていたものの⁶²、会議の後半の段階においては、最も深刻なテロリズムを含めることを支持するがこれには固執しないとして、本件の検討は将来の検討会議に委ねられるだろうとの妥協的立場を示している⁶³。

その他注目すべき意見として、ILC草案に規定された条約犯罪のリストに関し、たとえばアパルトヘイト、テロリズム、薬物の国際的な不正取引といった犯罪でとりわけ苦しむのは小国であるという総会第六委員会におけるグアテマラの指摘や⁶⁴、弱小国によって扱い得ないテロリズムや重大な薬物犯罪を扱う管轄権を裁判所に付与する可能性につき、これを排除しないというモンゴルによる見解などがある⁶⁵。

起草過程を通してテロリズムをICCの対象犯罪に含めることを支持した国家は、これを支持しない立場に比べると少数的な立場であるとはいえ、上記の国々の他にも見出され、必ずしも少ないとは言いきれない⁶⁶。これらの見解は基本的に、テロリズム犯罪の性質に着目し、特に無辜の市民に対する無差別な攻撃であるという観点からその性質が非常に悪性の高いものであると捉え、集団殺

害犯罪、戦争犯罪といったコア・クライムと同様に「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」という位置づけを有するとの認識から、テロリズムをICCの対象犯罪に含めようとする立場であるといえることができる。

② ローマ会議における提案

ローマ会議では、テロリズムを対象犯罪に含めることを強く主張する国々から、対象犯罪について規定する草案第5条に対し、幾つかの共同提案が提出された。このうち、インド、スリランカ、トルコから提出された共同提案は、草案第5条に規定された裁判所の対象犯罪である「人道に対する犯罪」を構成する犯罪の1つとして、テロリズム行為を含めることを提案するものである⁶⁷。

草案第5条に関しては事務局からも提案が提出されており、同提案は第5条の裁判所の対象犯罪として集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪を挙げたうえで、侵略犯罪と条約犯罪（テロリズム、麻薬等の不正取引、国連要員等に対する犯罪）の1つ又はそれ以上は、もし一般的に受容され得る定義が生み出されれば草案に挿入され得る、と規定する。さらに同提案は、もし一般的に受容され得る定義が示されなければとして、それらの犯罪に取り組もうとする関心が、例えば議定書や検討会議といった何らかの他の方法において反映されるようにすることを事務局が提案するとしている⁶⁸。

また、ローマ会議の閉会間近の段階で、条約犯罪を対象犯罪に含めることを予めから非常に熱心に主張していたインドをはじめとする数カ国から、草案第5条にテロリズムと薬物犯罪を含め、さらに、同条に「テロリズム犯罪と薬物犯罪の構成要件は準備委員会において作成される」との条文を挿入する趣旨の共同提案が提出された⁶⁹。

(2) テロリズムを含めることに反対する立場

テロリズムをICCの対象犯罪に含めることに否定的な態度を示す国家においては、単に反対の立場を表明するだけの国家も多数あったものの、理由を付してこれに反対する立場を示した国家も見出される。それらの理由は主に下記の5つの立場

に分類することができる。

① 既存の多数国間条約枠組の利用

テロリズムを対象犯罪に含めることに反対する種々の理由のうち主要な位置づけを占めるものが、その訴追をICCではなく、既存の多数国間条約の枠組、すなわち各国の国内裁判所に委ねるべきとする見解である。

たとえば、日本は起草過程において一貫してこの立場に立っており、ローマ会議において、テロリズムと薬物犯罪は非常に深刻なものであるとしつつ、これらの問題を扱う多数国間条約の枠組において協力を強化することが重要であると主張している⁷⁰。同様の見解としてスウェーデンは、テロリズムや薬物犯罪は国内レベルで訴追され、関連条約の下での多数国間協力がすでに存在していると指摘する⁷¹。このように、テロリズムをはじめとする条約犯罪に対しては、すでに多数国間条約を基盤とする各国の協力枠組が存在することを理由とし、その訴追に関しても、既存の多数国間条約の裁判管轄権規定に従い、ICCではなく国内裁判所において行うべきであるとの立場から、これをICCの対象犯罪に含めるべきではないとする国は上記以外にも見出される⁷²。

また、そもそもICCよりも国内裁判所のほうが、テロリズムの処罰を行う場として相応しいとの理由から、既存の多数国間条約の枠組に訴追を委ねるべきとの見解を有する国家もある。たとえばアメリカは、テロリズムを対象犯罪に含めることに起草過程を通して一貫して強硬に反対しており、総会第六委員会において、ICCはテロリズム犯罪と薬物犯罪を訴追するために必要な証拠を有さず、これらは本質的に国内レジームの範疇にあると指摘する⁷³。なお、アメリカがアドホック委員会に寄せたILC草案に対する見解には、より詳細な理由が述べられており、そこにおいてアメリカは、ICCが実際にテロリズム犯罪の捜査や訴追を行い得るかにつき深い懸念を示している。すなわち、自国がテロリズムの標的となることが多い国家としてアメリカは、テロリズムへの対処には、国内レベルでの効果的な捜査と訴追、さらに世界中の国家による緊密な二国間および多数国間協力が不

可欠であるとし、それに対しICCの検察官は、各国国内の刑事・司法・軍事機関が行っている重要、複雑かつ費用のかかる捜査を効果的に行える立場にないとして、各国の国内裁判所によるテロリストの効果的な訴追をICCの管轄権により台無しにすべきではないとまで主張している⁷⁴。

こうした見解と趣旨を同じくするものとして、ILCの1994年草案に関する総会第六委員会での議論において、たとえばブルガリアは、条約犯罪のリストにある幾つかの犯罪は、「引き渡すか訴追するか」原則に基づく国家間協力を通して、より効果的に訴追され得るため、これらに関しては慎重に議論すべきであるとし⁷⁵、同様にオランダは、同草案は「引き渡すか訴追するか」の原則を適用することで十分に対処し得る犯罪まで取り込んでしまっていると指摘する⁷⁶。またイギリスは、ローマ会議において、条約犯罪をICCの対象犯罪に含めることの難しさは、多くの国家が、テロリズムや薬物犯罪を訴追するのにICCはベストなフォーラムではないと認識している点にあると述べており⁷⁷、当該犯罪行為に対し関連を有する国内裁判所による訴追の方がより効果的かつ相応しいという見解を諸国が有していると言い換えることができよう。

特にアメリカにより代表されるこうした立場は、すでに存在する多数国間条約による対処枠組を利用すべきという点においては、先の日本などの見解と立場を同じくするものであるが、単に既存のフォーラムがあるからという理由のみならず、テロリズム等の条約犯罪に関しては、ICCよりも、既存の多数国間条約に包含された国内裁判所による対処枠組、特に「引き渡すか訴追するか」という原則に依拠するほうが一層効果的且つ確実な訴追が行われ得るという積極的な理由から、それらをICCの対象犯罪に含めるべきではないと主張する立場であるとも言える。

② 定義の欠如

テロリズムをICCの対象犯罪から除外すべきとする第二の理由は、その定義に関する問題である。代表的な見解としてシリアは、ローマ会議においてテロリズムを非難しつつ、テロリズムは十分に

定義されておらず対象犯罪に含めると混乱を生じさせるとして、ICC規程から除外されるべきであると主張している⁷⁸。同様の見解は総会第六委員会における議論でも見出され、たとえばパキスタンは、テロリズム犯罪は定義が困難であるため、ICCの管轄権から除外されるべきとし⁷⁹、またルワンダやコートジボワールは、テロリズムは明確に定義された後に、将来的に対象犯罪に追加され得るとの見解を示している⁸⁰。また特にテロリズムに言及しているわけではないものの、ウクライナは、犯罪の明確な定義は罪刑法的主義の原則を満たし、裁判所の信頼性と道徳的権威を高め、国家による広い受容を促進すると指摘しており⁸¹、この他にも、管轄権に服する犯罪は明確且つ正確に定義されるべきとの見解を示す国家が見出される⁸²。

なおテロリズムの定義の問題に関しては、ローマ会議においてUAEをはじめとするアラブ諸国が、テロリズム犯罪は同意された定義が存在しておらずICC規程に含まれることは望ましくないとしつつ、アラブ連盟の国々により1998年4月に署名されたテロリズム防止に関するアラブ条約に規定されたテロリズムの定義をICC規程においても参照するのであれば、テロリズムをICCの対象犯罪に含めることに反対しないとの見解を表明している⁸³。

③ 犯罪の重大性

第三に、犯罪の性質そのものを理由として、テロリズムを含む一連の条約犯罪をICCの対象犯罪に含めることに懸念を示す立場がある。たとえば総会第六委員会においてマレーシアは、すべての条約犯罪がICCの管轄権を行使するほど十分に重大であるとは限らず、又は、一般慣習国際法により認められた犯罪であるとも限らないと指摘している⁸⁴。また中国は、条約犯罪の幾つかは、ICCの管轄権に含まれる2つの基準、即ち普遍性と深刻度を満たさないため、ICCの対象犯罪は純粹に普遍的な関心事たる最も重大な犯罪とすべきであるとする⁸⁵。さらにモザンビークは、ICCの役割が矮小化されるのを防ぐべく、裁判所の管轄権を国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限

定すべきと主張している⁸⁶。

またローマ会議においては複数の国家が、条約犯罪はコア・クライムとは極めて性質が異なる、条約犯罪はコア・クライムのような根本的性質を有していないとして、これを対象犯罪に含めることに消極的な立場を示している⁸⁷。これらはいずれも、ICCの対象犯罪としての大前提である「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と認められるほどの性質、すなわち犯罪としての重大性を条約犯罪が有していないとの認識から、条約犯罪の性質を理由としてこれらを対象犯罪に含めることに反対する乃至慎重である立場と言える。

④ ICCの早期設立

先述のとおり、総会第六委員会およびローマ会議では、ICCの対象犯罪をコア・クライムに限定すべきという立場が多数を占めたが、対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとする理由は、テロリズム等の条約犯罪を対象犯罪から除外すべきとする理由といわば表裏一体をなしていると言える。

対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとする理由の代表的なものとして、ICC規程の広範な受容の可能性を指摘する立場がある。たとえばウガンダによれば、裁判所の管轄権を限定することはICC規程の普遍的受容を促進するのであり⁸⁸、ポーランドは、ICC規程の発効を容易にし、裁判所の設立を加速させるために、少なくとも初期段階では裁判所の管轄権を国際社会の関心事である最も重大な犯罪に限定すべきであると主張する⁸⁹。すなわちこれらの見解は、ほとんどの国家が異論なく「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と認識し得るコア・クライムに裁判所の対象犯罪を限定し、最大限の国家の支持を得られるような規程を作成することにより、各国による早期の批准を促し、ICCの早期設立を実現しようとする立場であると言える。

また、そもそも条約犯罪に関する議論はICC規程の起草過程において不必要に長い議論を齎し、結果としてICCの設立が遅れる恐れがあるとして、対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとするネパール等の見解も存在する⁹⁰。同様にハンガリーは、裁判所の管轄権に服する犯罪をこれ以上増や

す試みは裁判所の設立のさらなる遅れを生じさせるとの懸念を示しており⁹¹、また、時間的制約からローマ会議において条約犯罪を含める試みは放棄すべきとしたオーストラリアの見解や、条約犯罪は国際的な関心事であるがローマ会議においてはコア・クライムに関する議論に集中すべきとしたデンマークの見解も趣旨を同じくするものと言えよう⁹²。

上記の諸見解のうち、前者は、裁判所の管轄権を狭く設定することにより、対象犯罪規定に異議を唱える国家を少なくし、できる限り多くの国家による「早期の批准」を得ることを目指す、すなわちICC規程の発効に対するハードルを極力低くすべきという観点から、対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとする立場であると言える。これに対し後者は、ICC規程そのものの「早期の採択」を目指し、その起草過程における議論の段階から条約犯罪を排除してコア・クライムに集中すべきという見解であり、規程の成立に対するハードルをできる限り低くしようという観点に立つものである。このように、それぞれの背景にある思惑は異なるものの、両者の見解はいずれもICCの早期設立を目指すという点においては目的を共有するものであると言える。

⑤ ICCの負担の軽減

対象犯罪をコア・クライムに限定すべきとする、すなわちテロリズム等の条約犯罪を対象犯罪から除外すべきとする別の理由として、ICCに対する負担を軽減するためという見解がある。この立場が主張するところのICCへの「負担」は、さらに以下の2つの側面に分けることができる。このうち第一の立場は、ICCの対象犯罪をコア・クライムに限定することにより、ICCの活動の効率が高められるというものである。これは換言すれば、コア・クライムに加え条約犯罪を対象犯罪に含めると、作業量の点からICCの負担が大きくなり過ぎ望ましくないとする立場であり、多くの国家がこうした主張を行った⁹³。たとえば米国は、テロリズムと薬物犯罪を対象犯罪に含めることは、裁判所を混乱させ、こうした犯罪の抑止に寄与しないとし⁹⁴、フランスは1994年のILC草案に関する

総会第六委員会での議論において、同草案の付属書に挙げられた条約犯罪の数に懸念を表しつつ、裁判所に広範な管轄権を付与することにより、その機能遂行能力が妨げられてしまうと指摘している⁹⁵。また、対象犯罪をコア・クライムに限定することによりICCの作業効率が高まるという立場と類似の見解として、裁判所の管轄権が及ぶ犯罪を限定することにより、機能的なシステムとなり、裁判所の信頼性と規範的権威の向上へと繋がるというチェコの主張がある⁹⁶。

第二に、ICCに対する別の側面からの負担として、金銭的な負担を指摘する意見も少数であるものの見出される。たとえばチェコによれば、裁判所の管轄権をコア・クライムに限定することの利点の1つとして締約国の財政的負担の軽減があり⁹⁷、マレーシアも同様に、テロリズムや麻薬の不正取引のような条約犯罪を対象犯罪に含めると、財政的にも裁判所に負担となると指摘する⁹⁸。

以上から、先の第4の理由は、ICCの早期設立を目指すという観点から、対処犯罪をコア・クライムに限定すべきとする趣旨のものであったが、この第5の理由はICC設立後のICCの活動に対し、活動の効率性と財政面という2つの観点からICCへの負担を軽減すべく、テロリズムをはじめとする条約犯罪を対象犯罪から除外しようという趣旨のものであると言える。

（3）再検討メカニズムと条約犯罪除外の決定

ローマ会議における議論が進むにつれ、テロリズムをはじめとする条約犯罪をICCの対象犯罪に含めることを当初支持していた国家や、これに対し柔軟な態度を示していた国家の多くは、対象犯罪の候補のうち条約犯罪に関する検討を規程の再検討メカニズムに託すべきであるとの立場を取るようになった。再検討メカニズムとは、起草過程においてノルウェーやデンマークなどにより提唱され⁹⁹、最終的に現行規程第123条に反映されたものであり、ICC規程が発効した一定期間後に検討会議を招集し、規程の改正を審議するという仕組みである¹⁰⁰。

すなわち、テロリズムや薬物の不正取引といった条約犯罪で苦しむ人々に同情するという立場や、

これらの犯罪を対象犯罪に含める理由は理解できるという立場を示していた国々や、条約犯罪は国際社会全体の重大な関心事であるとして、これを対象犯罪に含めることに肯定的な態度を示していた国家の多くが、対象犯罪に関する議論が進むにつれ、ローマ会議における時間的制約を主たる理由として、条約犯罪について会期中に合意に達することは非現実的であるとの判断に基づき、本件は検討会議に委ねられるべきであるという立場を示すこととなったのである¹⁰¹。また、ローマ会議における時間的制約という理由のみならず、条約犯罪を規程に含めることはそもそも時期尚早であるため、検討会議で改めて言及されるべきとの意見もあった¹⁰²。

このように、先の①～⑤に挙げた複数の理由に基づき、テロリズムをはじめとする条約犯罪をICCの対象犯罪に含めることに反対する圧倒的多数の立場と、再検討メカニズムが規程に盛り込まれることを念頭に、テロリズム等を対象犯罪に含めるか否かという検討を先送りしようとする立場とが相まって、最終的な成案においてはテロリズムをはじめとする条約犯罪は、ICCの対象犯罪には含まれず、ベルギー等の提案に基づき¹⁰³、最終合意書において言及されるに留まることとなった。最終合意書とは、ICC規程と同日に採択され、ICCの準備委員会や締約国会議の設置などを取極めるものであり、その付属書Eは、「裁判所の管轄権に含めしめ得る一般的に受容されたテロリズムの定義が無い」として、「規程第123条に従って、テロリズムの受容され得る定義と、それが裁判所の管轄権に服する犯罪のリストに含まれることに到達することを目指して、検討会議が当該犯罪について検討することを推奨する」と述べている¹⁰⁴。

なお既述のとおり、ローマ会議において、テロリズムを対象犯罪に含めることを強く主張する数カ国により、対象犯罪の1つである人道に対する犯罪にテロリズムを含めるべきであるとする共同提案などが提出されていたものの、若干の国家からの支持を除いては、こうした共同提案に対し批判的な立場を取る国家が多数を占め、結局採択には至らなかった¹⁰⁵。

4. 終わりに

テロリズムをめぐるICC規程の起草過程の検討から、以下の諸点が明らかとなる。

第一に、そもそもどのような犯罪をICCの対象犯罪に含めるかという点に関し、ILCと、起草過程に参加した各国との間で根本的な立場の相違が存在していた。すなわち、ILCにおける議論の段階では、一般国際法の下での犯罪、すなわち国際慣習法に基づく国際犯罪ではなく、むしろ条約犯罪を第一義的な対象犯罪として捉えていたのであり、その際、国際法の下での犯罪を構成する条約犯罪に含まれる基準として、①犯罪そのものが条約により定義されている点と、②「引き渡すか訴追するか」の原則を基盤とする普遍的管轄権のシステムが形成されているか、国際刑事法廷における訴追を想定しているという点が挙げられていた。したがって、そうした基準を満たす条約として、テロリズムの個別的な行為類型を定義し、「引き渡すか訴追するか」という原則を規定するテロリズム防止関連諸条約の違反行為が条約犯罪のリストの半数近くを占め、ILC草案の段階ではテロリズム犯罪がICCの対象犯罪と言わば中心的な位置づけを占めていたのである。

これに対し、総会第六委員会やローマ会議における議論では、如何なる国家も異論なく、つまり国際社会のすべての国家が、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と認める犯罪のみを対象犯罪に含めるという点に重点が置かれることとなった。これは、起草過程においてオランダが指摘したように¹⁰⁶、基本的に国家は、刑事法分野においてごく例外的な場合（傍点筆者加筆）にしか国際的なメカニズムのために自らの主権を放棄しようとしたがらないという、各国のICCに対する主権の委譲への抵抗を反映するものであるとも言える。すなわちICC規程の起草に携わった大多数の国家にとっては、国際慣習法に基づく国際犯罪である4つのコア・クライムのみが、補完性の原則に基づき自らの主権を放棄し得る「ごく例外的な場合」に該当するのである。それに対し多くの国家の認識においては、テロリズム犯罪に関しては、あくまでも個別的なテロリズム犯罪を抑止・

処罰する個々の多数国間条約の締約国間においてのみ「引き渡すか訴追するか」という処罰原則に基づく普遍的管轄権が成立しているに過ぎず、国際社会のすべての国家が「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」と認める犯罪ではない。つまり、そうした犯罪を対象犯罪に含めた場合、それらの多数国間条約の非締約国にとってはICC規程の受容自体が困難となるのである¹⁰⁷。さらにILCが草案作成時に挙げたもう1つの基準、すなわち条約において犯罪そのものが定義されているという点に関しても、ILC草案においては「条約犯罪」という括りのもとで、それぞれ個別的なテロリズムの行為類型を定義する多数国間条約が列挙されていたが、設立準備委員会草案以降は、対象犯罪としてまず「テロリズム犯罪」と包括的に規定したうえで、その定義がなされるという方式へと変更された。そもそもテロリズム犯罪に関してはその包括的且つ一般的な定義が依然として国際法上確立していないものの、こうした規定方式の変化を背景として、その定義が未だ確定していないことへの懸念から、ICCの対象犯罪からこれを除外すべきとする声が一層高まったことも否定できないと思われる。

第二に、上記の各国の主権との関係という点にも関連するが、起草過程において大多数の国家がテロリズムを対象犯罪に含めることに反対する中、如何なる国家がこれを支持したかという点にも注目したい。総会第六委員会やローマ会議での議論において、テロリズムをICCの対象犯罪に含めることを最後まで強く主張した国々はいずれも途上国であり、テロリズムが生じやすい又は自国のみではテロリズムに十分に対処し得ない所謂「弱小国」が、ICCによるテロリズム犯罪の容疑者の処罰を強く望んでいたと言える。換言すれば、こうした国々にとっては、無辜の市民を無差別に攻撃するテロリズムは、自国の主権をICCに委譲してまで確実に対処・処罰すべき重大な性質を有する犯罪と認識されていたとも言える。他方で、テロリズムを対象犯罪に含めることに反対した国家のうち、特に既存の多数国間条約の枠組、すなわち各国の国内裁判所による訴追を通じたテロリズムの対処に依拠すべきとの理由から、積極的に反対

の立場を示した国々の多くが、先進国乃至は「強国」と言われる国家により占められていた。こうした国々においては、例えばアメリカのように、たとえ自国がテロリズムの脅威に晒される危険性が高くとも、テロリズム犯罪は当事国の国内裁判所において十分且つ効果的に対処し得るものと認識されていたと同時に、これらの国々は、すでに国内裁判所による訴追のメカニズムが確立している当該犯罪の対処枠組に対しICCが介入する余地、つまり当該犯罪の訴追において自国の主権を委譲する可能性を排除しようという意思を有していたとも言える。

第三に、種々の現実的な観点からの判断を背景として、多くの国家がテロリズムを対象犯罪から除外すべきと主張したという点がある。つまり既述のとおり、起草過程に携わった国々は、可能な限り早期の裁判所の設立を目指すという強い意思を有していたと同時に、裁判所が成立した後を見据え、裁判所の活動自体に対する負担、すなわち作業面と財政面での負担を軽減することによりICCの活動の効率化を図ることを目指した。こうした各国の思惑が、対象犯罪をコア・クライムに限定し、できる限りICCの管轄権を狭く設定しようという流れを形成する原動力の1つとなったと言っても過言ではない。さらに、最終的にICC規程第123条に規定された再検討メカニズムの存在ゆえに、テロリズムをはじめとする条約犯罪が対象犯罪から除外されることとなった点も否定できない。実際、起草過程におけるロシアの態度に示されるとおり、当初テロリズムを対象犯罪に含めることを支持していた国家の多くが、ローマ会議における時間的制約等を理由として、条約犯罪に関する議論を規程発効後の検討会議へ先送りするという方針へと転換したが、こうした立場の変化の根幹にある発想は、早期のICC設立を実現するため、というテロリズムを対象犯罪から除外する第4の理由と趣旨を同じくするものであると言えよう。すなわち、ICCの設立を早期に且つ確実に実現し、さらにICC設立後の活動の効率性を高めるという、各国の非常に現実的な意向が、テロリズムをはじめとする条約犯罪の対象犯罪からの除外へと反映されたとともに、さらに付言すれば、各国は、ICC

の設立を遅らせてまで対象犯罪に含めるべき最も重大な犯罪として当該犯罪を捉えていなかったことを示しているとも言える。

以上から、起草過程において多くの国々が示した複合的な理由に基づき、テロリズムがICCの対象犯罪から除外されたことが明らかとなった。これは、少なくともICC規程の成立時には、国際社会の多くの国家の認識において、テロリズムは4つのコア・クライムと同種の国際社会全体の最も重大な犯罪、すなわち国際社会全体の普遍的関心事ではなく、あくまでもテロリズムの対処に関する個別の多数国間条約の締約国間における関心事という域を出ていないことの証左であるとも言える。換言すれば、この時点ではテロリズムは、個別のテロリズム犯罪を規制する個々の多数国間条約の締約国間という範囲においてのみ国際犯罪と認められる「諸国の共通利益を害する犯罪」として捉えられていたと言える。また起草過程において、イスラエルが、テロリズムに関しては、テロリズムを国際犯罪と認識することと、国際テロリズムを訴追するための最も実効的・効果的な協力手段に焦点を当てることとの間の「正しいバランス」を見出すべきとの主張をしているが¹⁰⁸、ICC規程の起草過程においては両者のうち特に後者の側面に大きな比重が置かれたということとなろう。

さらに、こうした点は以下の論点へと連なるものとも言える。本稿の冒頭で述べたとおり、ICC規程発効後も、テロリズムを対象犯罪に追加すべきとの見解が一部の国から示されており、また、テロリズムを人道に対する犯罪に含めしめ得るという提案に関しても、ローマ会議においては支持を得られなかったものの、ICC規程発効後の2001年に発生した米国同時多発テロなどが、組織性・広範性という人道に対する犯罪の構成要件を満たす可能性も看過できない。そうした観点から、今後テロリズムがICCの対象犯罪となり得るのか、つまり、「諸国の共通利益を害する犯罪」という性質から、特に米国同時多発テロを経て、テロリズムが国際社会全体の法益を侵害する国際犯罪、すなわち「国際法違反の犯罪」へと変容する可能性はあるのか、という点に関する検討が残された課題として指摘されよう。ICC規程発効以後の諸会合

における対象犯罪に関する議論の分析を含め、本件に関する検討は今後の課題としたい。

- ¹ コンゴ民主共和国の内戦において15歳未満の少年少女を戦闘行為に従事させたとして、武装勢力指導者トマス・ルバンガ被告が戦争犯罪の罪で有罪判決を受けた。ICC, Situation in the Democratic Republic of Congo in the Case of the Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo (14, March, 2012).
- ² 侵略犯罪に関してはICC規程採択時までに定義の合意に至らず継続協議となっていたが、2010年の第1回ICC規程検討会議において、同犯罪の定義に関する規定(第8条第2項)が採択され、ICCは30の締約国による同改正の批准又は受諾から1年より後に行われた侵略犯罪についての管轄権を行使することができることとなった(第15条の2, 第2項)。
- ³ ICC規程第1条および第17条第1項(a)。
- ⁴ オランダによる修正提案 C. N. 723. 2009. TREATIES-5 of 29 October 2009 (Proposal of amendments by the Netherlands to the Statute).
- ⁵ 国連総会の6つの主要委員会のうち第六委員会は主に法律問題を取り扱う。
- ⁶ Arnold, Roberta, *The ICC as a New Instrument for Repressing Terrorism*, Transnational Publishers, 2004.
- ⁷ 同上, pp.53-66.
- ⁸ Cassese, Antonio, "Terrorism is Also Disrupting Some Crucial Legal Categories of International Law," *EJIL*, vol.12, 2001, pp.994.
- ⁹ Boister, Neil, "The Exclusion of Treaty Crimes from the Jurisdiction of the Proposed International Criminal Court: Law, Pragmatism, Politics," *Journal of Armed Conflict Law*, vol.3, 1998, pp.27-43.
- ¹⁰ 同上, p.28.
- ¹¹ Dugard, John, "Obstacles in the Way of an International Criminal Court," *Cambridge Law Journal*, Vol.56 (2), 1997, pp.334-335.
- ¹² 以下、ICC規程の起草過程について、Rome Statute of the International Criminal Court, Overview, <http://legal.un.org/icc/general/overview.htm> (最終アクセス日: 2014年10月13日), 伊藤哲朗「国際刑事裁判所の設立とその意義」『レファレンス』2003年5月号, 5-7頁などを参照。
- ¹³ United Nations, *Report of the International Law Commission on the work of its forty-fourth session (4 May-24 July 1992)*, GAOR 47th Session Supplement No.10 (UN Doc. A/47/10), Annex: *Report of the Working Group on the question of an international criminal jurisdiction*, p.148, para.403.
- ¹⁴ 1996年3月~4月, 8月, 1997年2月, 8月, 12月, 1998年3月~4月に開催された。
- ¹⁵ 賛成120, 反対7(米国, 中国, キューバなど), 棄権21により採択。

¹⁶ *Report of the Working Group on the question of an international criminal jurisdiction* (UN Doc. A/47/10, Annex).

¹⁷ 同上, p.155, paras.417-418, pp.166-167, paras.449-450.

¹⁸ テロリズムに関しては、その定義が未合意であることなどを主たる理由とし、国連において起草中の包括的テロリズム防止条約が依然として採択に至っていないことから、テロリズムの種類ごとに多数国間条約を作成するという、犯罪類型に応じた個別的な対処方式が従来からとられてきた。こうした手法に基づき、航空機の不法奪取（ハイジャック）や人質行為など、個別のテロリズム犯罪に対して国連やその他の国際機関によりこれまで作成された多数国間条約は13を数える。

¹⁹ United Nations, *Yearbook of the International Law Commission 1993 Vol. II Part 2, Report of the Commission to the General Assembly on the work of its 45th session* (UN Doc. A/CN.4/SER.A/1993/Add.1 (Part2)) p.20, para.96.

²⁰ United Nations, *Report of the International Law Commission on the work of its forty-fifth session (3 May-23 July 1993)*, GAOR 48th Session Supplement No.10 (UN Doc. A/48/10), Annex: *Report of the Working Group on a draft statute for an international criminal court*.

²¹ 同上, pp.271-272, p.279.

²² 同上, pp.272-273 (1).

²³ 同上, p.273 (2).

²⁴ ジェノサイド条約第6条、アパルトヘイト条約第5条。

²⁵ UN Doc. A/48/10, p.280 (2).

²⁶ 同上, p.281 (5).

²⁷ United Nations, *Report of the International Law Commission on the work of its forty-sixth session (2 May-22 July 1994)*, GAOR 49th Session Supplement No.10 (UN Doc. A/49/10), p.17, para.11.

²⁸ 同上, p.19, para.16, p.41, para.79. 条文およびコメントリーは、同pp.43-143.

²⁹ 同上, p.70.

³⁰ 同上, pp.147-156.

第20条（e）項の付属書は以下のとおり規定する。

1. 以下の条文に定義された条約の重大な違反行為
 - (a) 傷病兵の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第50条
 - (b) 海上傷病兵の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第51条
 - (c) 捕虜の待遇に関する1949年ジュネーヴ条約第130条
 - (d) 文民の保護に関する1949年ジュネーヴ条約第147条
 - (e) 1949年ジュネーヴ条約に関する1977年第一追加議定書第85条
2. 1970年航空機不法奪取防止条約第1条に定義された航空機不法奪取
3. 1971年民間航空不法行為防止条約の第1条に定義された犯罪

4. 1973年アパルトヘイト防止条約第2条に定義されたアパルトヘイトと関連犯罪

5. 1973年国家代表等に対する犯罪防止条約第2条に定義された犯罪

6. 1979年人質行為禁止条約第1条に定義された人質行為と関連犯罪

7. 1984年拷問等禁止条約第4条によって処罰される拷問犯罪

8. 1988年海洋航行不法行為防止条約第3条および1988年大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書第2条に定義された犯罪

9. 1988年麻薬及び向精神薬の不正取引に関する国連条約第3条第1項に規定された麻薬及び向精神薬の不正取引で、当該条約第2条に鑑み、国際的性質を有する犯罪

³¹ 同上, p.66 (1).

³² 同上, p.68 (8).

³³ United Nations, *Yearbook of International Law Commission 1994 Vol. I, summary records of the meetings of the 46th session* (UN Doc. A/CN.4/SER.A/1994, 以下 *YBILC 1994 Vol. I*), p.16, para.6 (Mr. Pellet), p.21, para.6 (Mr. Tomuchat).

³⁴ UN Doc. A/49/10, p.68 (8).

³⁵ 同上, p.71 (2).

³⁶ 同上, pp.66-67 (5), p.71 (3).

³⁷ 同上, pp.77-78 (17).

³⁸ 同上, p.78 (18).

³⁹ 同上, pp.35-36, para.5; *YBILC 1994 Vol. I*, p.8, para.7, Crawfordの見解など。

⁴⁰ UN Doc. A/49/10, p.78 (20).

⁴¹ 同上, p.69 (10).

⁴² 同上, pp.78-79 (21).

⁴³ 同上, p.79 (22).

⁴⁴ United Nations, *Report of the Ad Hoc Committee on the Establishment of an International Criminal Court*, GAOR 50th Session Supplement No.22 (UN Doc. A/50/22), p.11, para.55, p.18, para.84.

⁴⁵ United Nations, *Decisions taken by the Preparatory Committee at its Session held from 11 to 21 February 1997, Annex I Report of the Working Group on the Definition of Crimes* (UN Doc. A/AC.249/1997/L.5), pp.2-17.

⁴⁶ 同上, p.16.

⁴⁷ 同上, p.16, n.36.

⁴⁸ United Nations, *Report of the Inter-session Meeting from 19 to 30 January 1998, in Zutphen, The Netherlands* (UN Doc. A/AC.249/1998/L.13), p.9, paras.7, 9, p.16.

⁴⁹ United Nations, *Report of the Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court* (UN Doc. A/CONF.183/2/Add.1).

⁵⁰ United Nations, *Report of the Preparatory Committee on the Establishment of an International Criminal Court, Volume I* (Proceedings of the Preparatory Committee

- during March-April and August 1996), GAOR 51st Session Supplement No.22 (UN Doc. A/51/22), p.25, para.103, p.26, para.107; *Preparatory Committee on Establishment of ICC (27 March 1996), First Session 6th meeting, Terrorism should be 'Core Crime' of Proposed International Court India Tells Preparatory Committee* (UN Doc. L/2766).
- ⁵¹ UN Doc. A/CONF.183/2/Add.1, p.11.
- ⁵² 同上, pp.27-30.
- ⁵³ *Supra* note 44; *Preparatory Committee on Establishment of ICC (12 April 1996), First Session 27th meeting and Round-up Session* (UN Doc. L/2787) など。
- ⁵⁴ UN Doc. A/CONF.183/2/Add.1, pp.27-28.
- ⁵⁵ 1994年ILC草案第20条(e)項の付属書に列挙されていたその他の条約犯罪は、設立準備委員会草案第5条では以下のように分類された。付属書の1に挙げられたジュネーブ諸条約の重大な違反行為は、1994年ILC草案第20条(c)項の「武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対する著しい違反」とともに、設立準備委員会草案第5条(c)項の戦争犯罪としてまとめられ、付属書の4に挙げられたアパルトヘイト犯罪、同7の拷問犯罪とともに、設立準備委員会草案第5条(d)項の人道に対する犯罪を構成するものとして組み入れられた。付属書の9にある薬物犯罪は既述のとおり、設立準備委員会草案第5条第(e)項の候補となる犯罪として位置づけられた。
- ⁵⁶ United Nations, GAOR, Sixth Committee, UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), paras.57-58.
- ⁵⁷ United Nations, *United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court, Official Records Vol. II* (Summary records of the plenary meetings and of the Committee of the Whole (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II)), pp.177-178, para.120, pp.323, para.37.
- ⁵⁸ UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.10; UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.339, para.45.
- ⁵⁹ エチオピアの見解 UN Doc. A/C.6/52/SR.13 (1997), para.76.
- ⁶⁰ アルジェリアの見解 UN Doc. A/C.6/51/SR.28 (1996), para.29; UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.177, para.110, p.283, para.3.
- ⁶¹ UN Doc. A/C.6/50/SR.28 (1995), para.56; UN Doc. A/C.6/51/SR.30 (1996), para.3.
- ⁶² UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.177, para.110.
- ⁶³ 同上, p.289, para.17. なお検討会議については、本稿第3章(3)において後述。
- ⁶⁴ UN Doc. A/C.6/50/SR.26 (1995), para.28.
- ⁶⁵ UN Doc. A/C.6/52/SR.14 (1997), para.3.
- ⁶⁶ テロリズムを対象犯罪に含めることをローマ会議において明示的に支持した国家として、キルギス (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.77, para.71), コスタリカ (同, p.77, para.74), アルメニア (同, p.78, para.83), マチエドニア (同, p.86, para.45), タジキスタン (同,

- p.92, para.17), ナイジェリア (同, p.111, para.86), ボスニア (同, p.115, para.20), コンゴ (同, p.117, para.49), チュニジア (同, p.174, para.66) など。
- ⁶⁷ UN Doc. A/CONF.183/C.1/L.27/Rev.1. また、非公式会合を受けてコーディネーターからローマ会議の全体委員会に提出された提案も、インド等による共同提案と同様に、人道に対する犯罪を構成する犯罪行為の1つとしてテロリズム行為を規定するものである (UN Doc. A/CONF.183/C.1/L.44)。
- ⁶⁸ UN Doc. A/CONF.183/C.1/L.59, p.1.
- ⁶⁹ UN Doc. A/CONF.183/C.1/L.71. インドの他、バルバドス、ドミニカ共和国、ジャマイカ、スリランカ、トリニダード・トバゴ、トルコによる共同提案であり、会議閉会間近の7月14日に提出された。共同提案の条文にある「準備委員会」とは、第1回締約国会議までのICCの運営に関する取極めを行うべく、ローマ会議において設立が決定されたものである。なお第1回締約国会議は、規程発効後の2002年9月に開催された。
- ⁷⁰ UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.270, para.32.
- ⁷¹ 同上, p.176, para.89.
- ⁷² ウガンダ (UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.64), パキスタン (UN Doc. A/C.6/52/SR.14 (1997), paras.63-64), ナイジェリア (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.293, para.99) など。
- ⁷³ UN Doc. A/C.6/50/SR.27 (1995), para.19.
- ⁷⁴ UN Doc. A/AC.244/1/Add.2, p.8, para.3, pp.13-14, paras.27-31, pp.16-18, paras.37-49.
- ⁷⁵ UN Doc. A/C.6/49/SR.20 (1994), p.4, para.12.
- ⁷⁶ UN Doc. A/C.6/49/SR.18 (1994), pp.2-3, para.4.
- ⁷⁷ UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.272, para.67. 同様の見解を有する国としてドイツ (同, p.273, para.71), ブラジル (同, p.277, para.47), マレーシア (UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), para.86) など。
- ⁷⁸ UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.172, para.25, p.271, para.45.
- ⁷⁹ UN Doc. A/C.6/51/SR.27 (1996), para.28.
- ⁸⁰ ルワンダ (UN Doc. A/C.6/50/SR.31 (1995), para.17), コートジボワール (UN Doc. A/C.6/51/SR.29 (1996), para.94).
- ⁸¹ UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.19.
- ⁸² ラトビア (UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.13), モザンビーク (UN Doc. A/C.6/51/SR.29 (1996), para.2).
- ⁸³ UAE (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.177, para.118), イエメン (同, p.178, para.127), サウジアラビア (同, p.179, para.140), アラブ連盟 (オブザーバー参加, 同, p.88, para.67) など。
- ⁸⁴ UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), para.86.
- ⁸⁵ UN Doc. A/C.6/50/SR.25 (1995), paras.71-72.
- ⁸⁶ UN Doc. A/C.6/51/SR.29 (1996), para.2.
- ⁸⁷ ギリシャ (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.281, para.121), スロバキア (同, p.282, para.128), フランス (同, p.291, para.44) など。

- ⁸⁸ UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.64.
- ⁸⁹ UN Doc. A/C.6/51/SR.28 (1996), para.82; UN Doc. A/C.6/52/SR.14 (1997), para.40. 同様の見解として、ラトビア (UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.13).
- ⁹⁰ UN Doc. A/C.6/52/SR.14 (1997), para.32. 同様の見解として、南ア (UN Doc. A/C.6/50/SR.27 (1995), para.48), イタリア (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.178, para.136).
- ⁹¹ UN Doc. A/C.6/51/SR.28 (1996), para.4.
- ⁹² オーストラリア (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.273, para.108), デンマーク (同, p.176, para.94).
- ⁹³ 中国 (UN Doc. A/C.6/50/SR.25 (1995), paras.71-72), レソト (UN Doc. A/C.6/50/SR.26 (1995), para.50), メキシコ (UN Doc. A/C.6/50/SR.28 (1995), para.53), ウガンダ (UN Doc. A/C.6/50/SR.30 (1995), para.64), マレーシア (UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), para.86), ウクライナ (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.176, para.96), 日本 (同, p.270, para.32) など。
- ⁹⁴ UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.176, para.99.
- ⁹⁵ UN Doc. A/C.6/49/SR.19 (1994), p.9, para.34.
- ⁹⁶ UN Doc. A/C.6/50/SR.29 (1995), para.14; UN Doc. A/C.6/51/SR.29 (1996), para.39.
- ⁹⁷ UN Doc. A/C.6/50/SR.29 (1995), para.14.
- ⁹⁸ UN Doc. A/C.6/52/SR.11 (1997), para.86. 同様の見解として、ブラジル (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.277, para.47).
- ⁹⁹ ノルウェー (UN Doc. A/C.6/52/SR.13 (1997), para.97; UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.172, para.32), デンマーク (UN Doc. A/C.6/51/SR.27 (1996), para.19; UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.176, para.94).
- ¹⁰⁰ ICC 規程第 123 条第 1 項「国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後七年後にこの規程の改正を審議するために検討会議を招集する。この規程の検討には、少なくとも第五条に規定する犯罪を含めることができる。検討会議は、締約国会議に参加する者に同一の条件で開放される。」
- ¹⁰¹ ベルギー (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.269, para.22), 韓国 (同, p.277, para.53), イタリア (同, p.278, para.68), サモア (同, p.279, para.90), アイルランド (同, p.280, para.105), ポーランド (同, p.286, para.54) など。
- ¹⁰² マリによる見解 (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.278, para.66).
- ¹⁰³ UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.269, para.22.
- ¹⁰⁴ Final Act of the United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court (UN Doc. A/CONF.183/10), pp.7-8. 薬物犯罪についても同E項において同様の言及がなされている。なお国連要員等に対する犯罪は、「国連憲章下での人道的援助または国連平和維持活動に係る要員への故意の攻撃」として、ICC 規程第 8 条 (2) (b) (iii), 同条 (2) (e) (iii) において戦争犯罪として含められる

こととなった。

- ¹⁰⁵ 支持した国として、コモロ連合 (UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.287, para.61), チュニジア (同, p.292, para.72) など。反対した国として、ベルギー (同, p.269, para.16), 日本 (同, p.269, para.27), ギリシャ (同, p.281, para.122), バーレーン (同, p.284, para.22), スペイン (同, p.329, para.32) など。なお、こうした結果を受けトルコは、常にICCの設立を支持してきたが、最終的な結果は期待に沿うものではなく、テロリズムはしばしば人道に対する犯罪の根源となるため、これに含まれるべきであったとローマ会議において述べている (同, p.124, para.41)。
- ¹⁰⁶ UN Doc. A/C.6/49/SR.18 (1994), pp.2-3, para.4.
- ¹⁰⁷ Boisterはこの点につき詳細に論じている。Boister, *supra* note 9, pp.30-34.
- ¹⁰⁸ UN Doc. A/CONF.183/13 (Vol. II), p.99, para.42.

2つの『インシャラー』（Inch'Allah） —「アダモロジー」2：歌詩の表象変化に関する考察—

石 渡 利 康

Toshiyasu ISHIWATARI. Un essai sur Salvatore Adamo: Les deux “Inch'Allah” d'Adamo (1966 et 1993): Changement de la façon de voir d'Adamo pendant 27 ans. *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 2. February 2015. pp. 21 – 27.

Pas beaucoup de gens connaissent qu'il y a deux versions de la chanson de paix par Salvatore Adamo, “Inch'Allah”. La première version est de 1966 et la deuxième recyclée version est de 1993. La dernière est composée après la poignée de mains historique entre Arafat et Rabin dans le cadre des Accords de Paix d'Oslo, le 20 août 1993. Ce petit essai (Adamology) est une tentative d'examiner pourquoi Adamo a changé son point de vue pendant 27 ans.

1. はじめに－問題の所在－

サルヴァートル・アダモ（Salvatore Adamo）は、シャンソン『雪は降る』（Tombe la neige）でつとに有名な歌手である。彼は、1963年、19才のときにこのシャンソンと『サン・トワ・マ・ミ』（Sans toi ma mie）で世界的に知られる存在となった。その後も数々のヒット曲を出し、1967年を初めとして数年前までは日本にもしばしば訪れていた。

彼の歌は、全て歌詩・作曲とも自らの作品である。シャンソンの「歌詞」はパロール（parole）と呼ばれるが、彼の場合は単なる「歌詞」ではなくて、それ自体「詩」、すなわちポエム（poème）としての完成度と格調をもつと評価されている⁽¹⁾。言語使用の点では邪道だとしても、本論で「歌詩」と表記とするのはそのためである。

本小論は、前稿「サルヴァートル・アダモの“Tombe la neige”－アダモ私論1：「白と黒の心象詩」に関する考察－」と題するアダモロジー（Adamology）、すなわち「アダモ学」に続き、20代初めの『インシャラー』（Inch'Allah）と27年後の改訂版を取り上げて歌詩の表象変化の問題をほんの少しばかり論じる「アダモ私論2」である⁽²⁾。

2. イエルサレム公演と『インシャラー』（Inch'Allah）

まず最初に、『インシャラー』の歌詩とその拙訳を記そう⁽³⁾。通常の文章はともかくとして、詩や詞を訳するときほど詩心のなさを自覚し憂えることはない。拙訳が原詩の韻を踏めず直截的なのは、残念な一言につきる。しかし、ex nihilo nihil fit（無からは何も生じない）のだから、若干意識している稚拙の訳でも無いよりはましであろう。なお番号は記述の都合上、筆者が付したものである。

INCH'ALLAH (1966)

- 1 J'ai vu l'orient dans son écrin
Avec la lune pour bannière
Et je comptais en un quatrain
Chanter au monde sa lumière
- 2 Mais quand j'ai vu Jérusalem
Coquelicot sur un rocher
J'ai entendu un requiem
Quand sur lui je me suis penché

3 Ne vois-tu pas humble chapelle
Toi qui murmures “Pais sur la terre”
Que les oiseaux cachent de leur ailes
Ces lettres de feu “Danger frontière”?

4 Le chemain mene à la fontaine
Tu voudrais bien remplir ton seau
Arrête-toi Marie-Madelaine
Pour eux ton corps ne vaut pas l'eau

Inch'Allah Inch'Allah
Inch'Allah Inch'Allah

5 Et l'olivier pleure son ombre
Sa tendre épouse son amie
Qui repose sur les décombres
Presonière en terre ennemie

6 Sur une epine de barbeles
Le papillon quette la rose
Les gens sont si écerclés
Qu'ils me répudieront si j'ose

7 Dieu de l'enfer ou Dieu du ciel
Toi qui te trouves où bon te sombre
Sur cette terre d'Israël
Il y a des enfants qui tremblent

Inch'Allah Inch'Allah
Inch'Allah Inch'Allah

8 Les femmes tombent sous l'orage
Demain le sang sera lavé
La route est faite de courage
Une femme pour un pavé

9 Mais oui j'ai vue Jérusalem
Coquelicot sur un rocher
J'entends toujours ce requiem
Lorsque sur lui je suis penché

10 Requiem pour six millions d'âmes
Qui n'ont pas leur mousolee de marbre
Et qui malgré le sable infâme
On fait pousser six millions d'arbres

Inch'Allah Inch'Allah
Inch'Allah Inch'Allah

『インシャラー』(1966年)

1 私は宝石箱の中のオリエントを見た
月光が旗を照らす
私は4行詩を作り
月光を世界に向けて歌おうと思った

2 でもイエルサレムで
岩の上のひなげしを見て
その上に身をかがめたとき
レクイエムを聴いた

3 「地に平和を」とささやくうらぶれた礼拝堂
あなたには見えないのか
鳥が羽根で隠している
「危険地帯」の火の文字が

4 その道は泉に至り
あなたは桶を水で一杯にしたい
でも止めなさい マリー・マドレーヌ
彼らにとってあなたの体は、水ほどの価値
もない

インシャラー インシャラー
インシャラー インシャラー

5 オリーブの樹は涙で影を作っている
敵地の捕虜として
残骸の上で休む
やさしい妻や恋人の上に

6 有刺鉄線の上で
蝶がばらの花を見ている
人々は思慮を欠き

私の好きなようにさせてくれない

- 7 地獄の神か天国の神か
あなたは住みいい所に居るようだが
このイスラエルの地では
震えている子供たちがいる

インシャラー インシャラー
インシャラー インシャラー

- 8 女たちは雷雨の中で倒れる
彼女たちの流す血は明日には洗い流されて
しまう
道の一つの敷石は
一人の女の勇気によってできている

- 9 そう、イエルサレムで
岩の上のひなげしを見て
その上に身をかがめたとき
いつもレクイエムを聴いた

- 10 600万人の魂のレクイエムは
大理石の霊廊はもたないが
おぞましい砂地にかかわらず
600万人の樹を芽生えさせた

インシャラー インシャラー
インシャラー インシャラー

1966年8月7日、アダモは最愛の父アントニーノ・アダモ (Antonino Adamo) を天国に送った。悲しみに打ちひしがれ気落ちする彼を励ますかのように、音楽出版のEMI社はアダモの海外公演を企画し実行した⁽⁴⁾。

同年10月に始まった海外での公演は、イラン、トルコ、レバノン、イスラエル、イタリア、スイス、ポルトガルへと続いた。この巡業中のイエルサレムでの惨状を目にして作ったのが、『インシャラー』である。その時、アダモは22才であった。

ギターを手に1日にして完成したこの歌は、素朴な「平和のための歌」(Chanson de paix)、すなわち「反戦歌」(AWS)であり、イスラエルでは

大人気を博した。また、フランスでも8ヵ月にわたりベスト10の地位を保った。『インシャラー』は幾つかの外国語にも訳され、ポルトガルが生んだ「ファドの女王」アマリア・ロドリゲス (Amalia Rodrigues) も好んで歌っていた。

3. 改訂版『インシャラー』

1993年に『インシャラー』は改訂された。改訂版は、1966年版に比べて短くなっており、字句の修正、追加もある。アダモの詩集 *A ceux qui rêvent encore. Les plus belles chansons d'une vie* (2003) に掲載されているのは、この改訂版だけである⁽⁵⁾。改訂版の歌詩は次の通りで、番号は筆者が付したものである。

INCH'ALLAH (1993)

- 1 J'ai vu l'orient dans son écrin
Avec la lune pour bannière
Et Je comptais en un quatrain
Chanter au monde sa lumière
 - 2 Mais quand j'ai vu Jerusalem
Coquelicot sur un rocher
J'ai entendu un Requiem
Quand sur lui je me penché
 - 3 Ne vois-tu pas humble Chapelle
Toi qui murmures paix sur la terre
Que les oiseaux cachent de leurs ailes
Ces lettres de feu: "Danger frontière."
 - 4 Mais voici qu'après tant de haine
Fils d'Ismaël et fils d'Israël
Libèrent d'une main sereine
Une combe dans le ciel
- Inch'Allah Inch'Allah
- 5 Et l'olivier retrouve son ombre
Se tendre épouse son amie

Qui reposait sur les décombres
Prisonnière en terre ennemie

残骸の上に休む
優しい妻や恋人の上に

- 6 Et par dessus les barbelés
Le papillon vole vers la rose
Hier on l'aurait repudié
Mais aujourd'hui, enfin il ose

- 6 有刺鉄線の上で
蝶がばらの方に飛んでいく
昨日は躊躇勝だったが
今日は堂々と羽撃いている

- 7 Requiem pour les millions d'âmes
De ces enfants, ces femmes, ces hommes
Tombes des deux côtés de drame
Assez de sang, Salam, Shalom

- 7 数百万人のレクイエムは
子供たち、女たち、男たちのもの
惨劇の双方の墓
流された多くの血、サラーム、シャローム

Inch'Allha, Inch'Allah

インシャラー インシャラー

『インシャラー』（1993年）

- 1 私は宝石箱の中のオリエントを見た
箱には月光が旗を照らす飾りがあった
私は4行詩を作り
月光を世界に向けて歌おうと思った
- 2 でもイエルサレムで
岩の上のひなげしを見て
その上に身をかがめたとき
レクイエムを聴いた
- 3 「地に平和を」とささやくうらぶれた礼拝堂
あなたは見ないのか
鳥が羽根で隠している
「危険地帯」の火の文字を
- 4 しかし沢山の憎しみの後で
イスマエルの息子たちとイスラエルの娘たち
落ち着いた手で
平和の白い鳩を空に飛ばし自由にする
- インシャラー

- 5 オリーブの樹は涙で影を作っている
敵地の捕虜として

4. 歌詩の分析

最初に、1966年の、いわゆるファースト・ヴァージョンの1番から見ていくことにしよう。L'orienは東洋ではなくて「中東」の概念で使われている。Bannière（旗）がどういう旗なのかは不明である。軍旗ではないし、もしかしたらシナゴグ（ベブライ教の礼拝堂）の旗？とも考えたが、シナゴグに旗はあるのだろうか。

1番は、「月光を世界に向けて歌おうと思った」とあるように、心は高まり上昇的感情が表現されている。

しかし、この心の上昇は、2番によって打ち消される。レクイエムが聞こえたからである。アダモは、「ひなげし」が好きなようである。1974年に“L'île au coquelicot”（『ひなげしの島』）という題名の映画を制作し主演しているくらいである⁽⁶⁾。

3番は、礼拝堂に現実直視を求めている。礼拝堂は心の平和を求めて人々の集まる所であるから、現実を見る必要があるのは建物ではなく人間である。

4番は、生命軽視への批判である。

5番は、死のイメージがおおっている。オリーブの木は、通常平和の象徴であるが、「涙」がそれを覆っている⁽⁷⁾。

6番は、そうした中での自由への願望を表現している。7番の「このイスラエルの地では」は、ア

ダモの生活の地であるベルギーとの比較が根底にある。ベルギーは小国であるが多文化共存国家として成功している。もちろん、詳細に見れば南部と北部の文化差異は存在している。しかし、戦いがあるわけではない⁽⁸⁾。

それに対して、イスラエルは厄介な存在である。英国の二枚舌ならぬ三枚舌で建国されたイスラエルはパレスチナ人を圧政している。イスラエルが全てユダヤ人によって構成されているわけではないが、ユダヤ人は過去に自分たちがヨーロッパで受けた迫害を教訓として生かすことを忘れ切っている。世界の国々で、ユダヤ人に対する好感度が極めて低いのも、故なしとはしないのである⁽⁹⁾。

こうした事情を考慮しながら、アダモが作詩したとは考えられない。アダモは、イエルサレムで震えている子供たちを目にして単純、率直に感じたままを書き記したにちがいない。イスラエルの肩をもっていたとは考えられないのである。

7番の「地獄の神か天国の神か あなたは住みよい所にいるようだが」は、かなり強烈な句である。アダモは、敬虔なカトリック教徒である。変な言い方だが、まるで神を恨んでいるかのようである。しかし、実際はそうではない。カトリック教会側は、そうはとらなかったことから明らかである。一般には、カトリックは、プロテスタントよりも偏狭であると思われているが、事実は違う。

1966年、La vie catolique 誌は、ローマ教皇、キング牧師、ドゴール大統領と並んでアダモを同年で重要な人物として挙げた。アダモは、同年、ジュマップ市の名誉市民となった⁽¹⁰⁾。

8番は、昨日のことを今日は忘れるが、平和は個人の勇気によって支えられることを歌っている。

9番は、2番に対応する現実体験の確認である。

10番の「600万人の魂」とは何を指しているのか⁽¹¹⁾。ホロコーストの犠牲者のことなのか。いずれにしても、死の後に生が再び蘇るのである。

次に、改訂版に移ろう。1993年作のセカンド・ヴァージョンは、ファースト・ヴァージョンの7番、8番、9番がなくなり全部で7番からなる構成である。さらに、ファースト・ヴァージョンの4番、6番、10番のそれぞれの歌詩は、大きく変更

されている。

4番の「イスマエルの息子たち」と「イスラエルの息子たち」とは、何か。ユダヤ人とイスラムでは、イスマエルは全てのアラブ人の先祖である。イスラエルの息子はヤコブの子孫を指している。イスマエルは、アブラハムが女奴隷に生ませた長男である。

大幅に変更されているのは、7番である。「600万人の魂のレクイエム」は「数百万人の魂のレクイエム」に代わっており、600万という確定的数字の使用が避けられている。「惨劇の双方の墓」の双方(deux côtés)とは、イスラエル人とパレスチナ人のことを指していると理解できる⁽¹²⁾。

サラームはアラビア語での平和、シャロームはヘブライ語での平和を意味している。

5. 詩人の心象変化

歌も、時代と無関係には存在しない。日本を例にとってみれば明白である。第2次世界大戦間際・戦中、武勇を讃える多くの歌詞が作られ、作曲された。歌手の多くがそうした歌を歌って戦争に、少なくとも精神的に加担した。

そうした中で、戦争の歌を断固として歌わなかったのは、個人的にも何回かお会いしたことのあるディック・ミネ氏と淡谷のりこさんである。尊敬に値する。アダモの場合も、詩も歌も戦争讃歌とは無縁である。これもまた素晴らしいことである。

欧米で称賛されたアダモの『インシャラー』は、中東・アラブ諸国においては、逆に反感をもって受けとめられた。その背景には、パレスチナの地を奪ったイスラエルへの憎悪が横たわっていたからである。間の悪いことに、1967年に第3次中東戦争(「6日間戦争」)が勃発し、『インシャラー』はプロ・シオニズムの歌とみなされた。それから長い間、このシャンソンはアラブ諸国においては禁歌とされたのであった。

民衆の間での人気は別として、アラブ・中東諸国で公的に解禁された『インシャラー』は、10番からなる1966年版ではなく1993年に改訂された改訂版である。オリジナル版と改訂版との間には、27年の時間が流れていた。この時間は、アダモの

心にどのような動きをもたらし、彼はなぜ歌詩を改訂したのだろうか。

1993年8月20日は、パレスチナ解放機構（PLO）とイスラエルとの間で暫定自治政府原則宣言、俗にいう「オスロ合意」（Oslo Accords）が締結された記念すべき日である。イスラエルを国家として、PLOをパレスチナの自治政府として相互に承認することを骨子とするこの「オスロ合意」の成立に秘密裏に中心として行動したのは、ノルウェー外相のヨーハン・ヨルゲン・ホルスト（Johan Jørgen Holst）であった。

余談だが、ホルスト外相については、ある思い出がある。といっても、直接的ではなく間接的である。ホルスト氏は、元々は学者で1969年から1976年の間は「ノルウェー外交政策研究所」（Norsk Utenrikspolitisk Institutt, NUPI）に属しており、その後政界に転出した。夫人のマリアンネ・ヘイベルグ氏も同研究所の研究員であった。私も当時研究員だったのでよく話をしたが、ある時ホルスト氏のノートを見せてくれたことがあった。小さな字で几帳面に書かれていたのを今でも覚えている。誠実な人柄を偲ばせるものであった。こういう人だから合意を纏めることができたのであろう。激務の結果であろう、ホルスト氏はオスロ合意後長生きできなかった。

アダモが『インシャラー』の改訂版を書いたのは、1993年PLOのアラファト議長とイスラエルのラビン首相が握手をした後であった。おそらく、中東の平和を心に抱きながら改訂をしたのではないかと想像できる⁽¹³⁾。

しかし、アダモがアラブ諸国で公に歌うことができるようになるには、さらに10年の歳月が必要であった。彼が、『インシャラー』をアラブ文化圏で歌えるようになったのは2003年8月15日、チュニジアにおいてであった。そこで開催されたコンサートのプログラムに『インシャラー』を入れることにチュニジア文化相が特別許可を与えたからである。それ以来、アダモとアラブ文化圏諸国との関係は良好である⁽¹⁴⁾。

アダモは、1966年のオリジナルの『インシャラー』を作ったときシオニズム同調者だったのだろうか。彼には、イスラエルに組する政治的意図

は毛頭なく、単に中東情勢に疎かったというのが実情のようである。事実、彼は、1993年に、『ル・ソワール』（Le Soir）紙で、「自らがなしたことを正当化することはできず、イスラエルに対立する側の人々の心の痛みを忘れることはしない」、と語っている⁽¹⁵⁾。

時は流れ、歌手50年を記念しての、クリストフ・デュトワ（Christophe Dutoit）によるインタビュー記事においても、アダモは、「インシャラーを作詩・作曲したときの心情は戦争の悲惨さとフランキズム（独裁主義）反対の意思を描きたかったのだが、パレスチナ人やアラブの人たちの苦悩を理解していなかった」と反省している⁽¹⁶⁾。

6. なぜ Inch'Allah なのか？

『インシャラー』を読み聴いていて、どうしても分らないことがある。それは、なぜインシャラーという言葉を使っているのかという疑問である。私はアラビア語を解さないが、英語表記では Ln cha'Allah, InchaAllah などとも使われるようであるが、一般的なのは Inch'Allah である。「アラーの思召しとおり」といった意味である。フランス語では Si Dieu le veut, イタリア語 Se Dio vuole, 英語訳にすれば If God wills it あるいは God willing であろう。

このように書いても、もちろん各国表記は、言葉の内包を正確に示したものではない。なぜなら、「神」自体の観念は言語に表象される固有の文化によって異なっているからである。

インシャラーは、元来イスラムの人たちが使う言葉である。シャンソン『Inch'Allah』は、イスラエルを主題にして平和を求めている歌詩である。イスラエル国民の約75%はユダヤ人だが、インシャラーを口にするイスラム教信者のアラブ系の人々もいないわけではない。しかし、その数は20%ほどでしかない。イスラエルではアラビア語は公式用語として認められてはいるが、その少数派のイスラムに固有の言葉インシャラーが『インシャラー』で使われている理由は不明であり、調べる必要がある。

7. おわりにー贖罪としての『ザンジバル』と『私の痛ましいオリエント』ー

アダモは、2003年に絶望の中に生きる人々を歌った名詩『ザンジバル』(Zanzibar)と『私の痛ましいオリエント』(Mon douloureux orient)を出している。次の稿で扱う予定のこれら2つのシャンソンは、圧政された人々への心の共鳴を示すもので、見方によっては、『インシャラー』で誤解をよんだ事実への詩人の心の痛覚かと思わせるのである。

註

- (1) Devos, Raymond: "Mots d'amour, voyage d'amour". (Adamo, Salvatore: A ceux qui rêvent encore. Les plus belles chansons d'une vie, Albin Michel S. A., 2003. pp.11-12.)
- (2) 石渡利康:「サルヴァートル・アダモの“Tombe la neige”ーアダモ私論1:「白と黒の心象詩」に関する考察ー」。『国際関係研究』, 第34巻1号, pp.77-86.
- (3) 歌詩は, Salvatore Adamo: Inch'Allah-Sont-ce os bijoux?-Je vous offre. 1967による。訳出に際しては, <http://kazanuto.blog59.fc2.com/blog-entry1216.html>. 最終確認 2014.06.10をも参照。
- (4) Coljon, Thierry: Adamo. C'est sa vie. Le Felin, 2003. p.91.
- (5) Adamo, Salvatore: op. cit., Albin Michel. 2003, p.190.
- (6) 1974年に『ひなげしの島』を制作主演したアダモは、共演した女優のアネット・ダール (Anette Dahl) との間に1979年娘をなしている。アメリ・アダモ (Amelie Adamo) で認知されている。ちなみに、アダモは、1969年に幼なじみのニコール・デュラン (Nicole Durant) と結婚していた。したがって、アメリは非嫡出子ということになる。(この間の事情については, Coljon, Thierry: op. cit. 2003. p.109.: “Nous Deux”, 2012-12-18)。もっとも、こうした男女間の個人的なことを問題に

したり論じたりするのは、フランス文化圏では野暮の骨頂である。そうした事情を知らながらも、私が個人的な事項に触れたのは、アダモが「善い人間」(gentil garçon) ぶっている偽善の人であると非難する宗教学者のマナヘム・マシナ (Manahem Macina: L' "Inch'Allah" d'Adamo (1966-1993): Rééquilibrage ou recycclage ialamiquement correct? (<http://www.debriefing.org/26248.html> 最終確認 2014.06.23)) へ反論し、アダモが何も聖人君子ではなく極めて普通の人間であることを強調したかったからである。

- (7) オリーブの木の象徴性については、ジーン・クーパー:『シンボリズム 象徴の比較文化』(日下洋右, 白井義昭訳), 彩流社, 1987年, 69頁。
- (8) ベルギーは、南部と北部での言語相違を基礎にして連邦制を採用している。
- (9) これについては、石渡利康:「「虚と」と「実」の相関幻想ー虚と実の諸相とその周辺問題ー」, 日本情報ディレクトリ学会誌, Volume 12, 2014, p.66.
- (10) La vie catolique, クリスマス号における referendum による。
- (11) ユダヤ人に対するホロコースト犠牲者の数に関しては、諸説がある。俗に総数600万人といわれることもある。600万の「6」という数字は、その数自体を除く数の約数の和がその全体に等しい最初の数であるため、様々な意味を付せられる。
- (12) 上記註6のマナヘム・マシナは、「どこに何百万人のパレスチナ人の墓が存在しているか?」と云って疑義を提している。
- (13) Salvatore Adamo-Inch'Allah. lyrics paroles in: french, english, italian, spanish (<http://digilander.libero.it/davidecosta/Salvatore-Adamo-Inch-Allah.htm> 最終確認 2014.06.14)
- (14) RFI/Musique.6 novembre (le site) 3003.
- (15) Le Soir.27 octobre 1993.
- (16) La Gryère (<http://www.bloglagrruyere.ch/2013/12/04/salvatore-adamo-cinquante-ans-dune-carier...> 最終確認 2014.06.09)

アレントとヤスパース —二人のカント解釈をめぐって—

平 野 明 彦

Akihiko HIRANO. Arendt and Jaspers—Centering around Two Interpretations of Kant’s Thought—. *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 2, February 2015. pp. 29 – 38.

Hannah Arendt was one of the distinguished political theorists in the United States in the 20th century. She studied European philosophy in Germany under the deep influence of two leading philosophers, Martin Heidegger and Karl Jaspers, before the World War II.

In this paper, first of all, I attempt to show Arendt’s definition of “thinking” centering around her interpretation of Kant’s thought mainly after her report on “Eichmann in Jerusalem”. Secondly, I will clarify Jaspers’ idea of “moral” and “thinking” especially centering around his interpretation of Kant’s thought. Finally, I will compare and contrast Arendt’s interpretation of Kant’s thought with Jaspers.

1. 問題の所在

アレントは、20世紀アメリカの代表的な政治思想家の一人であり、近年日本のみならず世界中で注目を浴びている女性の一人、と言っても過言ではない。特に、「イエルサレムのアイヒマン」に焦点を当てたドキュメンタリー映画の上映が日本で話題を呼んだことは、記憶に新しい。

さらに、ユダヤ系ドイツ人であるアレントが、第二次世界大戦以前にハイデガーとヤスパースという二人の哲学者に師事していたこと、その少なからぬ影響下にあることもよく知られている。また、学生時代からの、ハイデガーとの公私にわたる親密な関係に関しても、すでに多くの本が出版されており、今日まで数々の議論を引き起こしている。しかしながら、もう一人の師ヤスパースとの関係に関しては、ヤング・ブリュールやマルティン・ブラウン等の幾つかの優れた研究書が存在するものの、今なお十分な研究がなされているとは言いがたい。ただしわが国において、主に政治思想の分野で、すでにヤスパースとアレントとの思想的同異に関する優れた先駆的論考が存在することも事実である¹⁾。

かつて執筆者も、こうした先駆的論考を踏まえ

つつ、「道徳性と合法性（適法性）」を手掛かりに二人の思想の基本的性格について、さらに『イエルサレムのアイヒマン』（1963年）をめぐり「悪」の問題を取り上げ、二人の思想的交流と相互の影響について論じた²⁾。その結果、少なくともこの二つの論文において、両思想の内的連関と共通点とをある程度詳らかにすることができたように思われる。

すなわち、通常、道徳性と合法性（適法性）とは一致しており、われわれがその違いを意識することも、ましてやそのいずれかを選択することを迫られることもない。ところが、「神の死」が現実となった20世紀を生きたヤスパースとアレントにとって、両者の乖離がもはや看過できない事態となることは、十分想定されていた。それは、一方でヤスパースにとって、代替可能な普遍的当為と一回限りの歴史的当為との宥和し難い対立として意識されたのであるが³⁾、他方でアレントにとっては、全体主義支配という特異な状況下での通常の問題として出現したのであった⁴⁾。というのも、少なくともヒトラー政権下の最後の数年間において、基本的にひとは「すべての道徳的な行動が不合法であり、すべての合法的な行為が犯罪であるような状況で行動することを迫られていたから」

であり⁵⁾、そこで、道徳性と合法性のいずれかを選択することを余儀なくされていたからである。

しかも、ヤスパースもアレントも共に直接見聞きしたように、こうした相反する命題に直面したドイツ人たちの多くは、前者の「非合法」で「道徳的な行動」にではなく、後者の「合法的な」犯罪に加わったのであった。その代表的な人物こそ、イェルサレムの法廷に現われたルドルフ・アイヒマンにほかならない。

当時の大方の予想に反して、ナチス政権下の一官僚としてユダヤ人の大量虐殺に加担したアイヒマンは、一見して模範的市民の様相を呈しており、とうてい残酷な虐殺の首謀者の一人には見えなかった⁶⁾。では、アイヒマンが恐ろしい怪物のような犯罪を引き起こしたのは、なぜだろうか。アレントによるとそれは、彼の隠された悪魔のような性格や動機ではなく、むしろ彼の余りに平凡で凡庸な特徴に帰着する。すなわち、当時の全体主義体制の歯車の一つとして計画の一役を担い、黙々と命令に従ったアイヒマンには、無辜の民を殺戮するという命令に従うべきか否かを自ら考え、判断する能力が欠けていたのであって、それゆえ何にもまして、彼の「思考の欠如」(thoughtlessness)⁷⁾こそ、その主たる理由にほかならない、というわけである。換言すると、ただ命じられるままに行動するアイヒマンのような人間にとって、もう一人の自己との内的対話(思考)を開始しようとする意志が最後まで目覚めることはなかったのである⁸⁾。

では、アイヒマンとは反対に、「非合法」かつ「道徳的な行動」を選択した少数の人たちは、なぜそのように振る舞うことができたのだろうか。アレントによると、彼らが法に背いてでも道徳的な声に従ったのは、従来の宗教や道徳の教えを頑なに守ったからではなく、自己ともう一人の自己との対立もしくは矛盾を回避することを最優先させたから、ということになる⁹⁾。

以上、主にジェローム・コーンによって編集された遺稿『責任と判断』を中心に、恐るべき悪を日常のノルマのように行う人間の特徴と、そうした悪を免れることのできる人間との相違を概観した。しかしながら、アイヒマンたちとは対照的に、

こうした悪に加担することなく、道徳的に生きた人たちの「思考」の本質については、いまだ十分に解明されていない。そこで本稿において、主に両者のカント解釈を手掛かりにして、こうした思考の本質をアレントとヤスパースがそれぞれどのように捉えていたのかを、順に見て行くことにしたい。

2. 「思考」に関するアレントの見解

—アレントのカント解釈をめぐる—

(1) ソクラテスの対話における「思考」の定義

「思考」をめぐるアレントの見解を簡潔に述べることは困難であるが、ここではまず、いわば思考が機能停止に陥ったアイヒマンの裁判レポートを契機に、彼女が思考の特徴をどのように見ていたのかを明らかにする。

前述した『責任と判断』の中で描かれるソクラテス的な「思考」とは、元々自己意識や良心になぞらえるものであり、現実の世界の中で悪しき行為を企てもしくは行う自己と、そうした自己と向き合うもう一人の自己との内的対話を意味する¹⁰⁾。しかもその特徴は、知識のように世界に積極的な何ものかをもたらず働きではなく、どこまでも否定的で批判的な営みである。つまり「思考が価値を作りだすことはなく、何が〈善であるか〉を発見することも決して」ない。「思考は、社会で受け入れられている行動規則を確認するのではなく、解消してしまう」¹¹⁾。

換言すると、「批判的な吟味を行おうとすれば、まずすでに受け入れられている意見とその〈価値〉が意味するものと、その暗黙的な前提を調べることで、少なくとも仮説としてはこうした意見や価値を否定するという段階を経る必要がある」¹²⁾、その意味で「思考」が既存の価値や既成の秩序を破壊することは避けられない。したがって、現行制度を保持するだけの単なる順法精神の持ち主にとって、こうした思考の否定的側面を容認することなど、到底できないであろう。それゆえ「アテナイの人々は、思考は転覆をもたらし、思考の風は人々が世界で方向を確認するために使ってきた既存のすべての標識を押し倒すハリケーンとなると考え

たのであり、思考がポリスに無秩序をもたらし、市民、特に若者たちを混乱させると、ソクラテスに警告した¹³⁾のも至極もつともだ、ということになる。

しかしながら他方で、アレントは「思考」の積極的意義にも目を向ける。従来の法秩序が形骸化し、あるいは硬直化して明らかに人々の現実感覚と一致しない場合、とりわけ「すぐれた人々は、一切の信念を失い、極悪の輩は激しい熱で張り切っているときに、こうした歴史的に稀な瞬間」に、普段は否定的に働く「思考の政治的および道徳的な重要性」が顕現化する¹⁴⁾。換言すると、善悪の権威が失墜し、判断の拠りどころとなる基準が根底から疑問にさらされるような例外的な状況においてこそ、思考は正しい判断の可能性を切り開くのである。

（2）カントの道徳律（定言命法）における「思考」の定義

善悪や道徳的行動における「思考」の役割を検討する際に、しばしばアレントは、ソクラテスとともにカントを引き合いに出す。そこで次に、ソクラテスと対比しつつ、カントの道徳律（定言命法）をめぐる議論を概観する。

人間の行動についての道徳的な議論の中心にあるのは自己です。人間の行動の政治的な議論の中心にあるのは世界です。——中略——ソクラテスの「悪しきことを為すよりも、悪しきことを為されるほうが望ましい」という言葉と、それを風変わりな形で具体的に示した「というのは、わたしは一人であるから、私自身と対立するよりは、世界の全体と対立しているほうがましだから」という言葉が残ります。この言葉は、道徳の問題において、矛盾律の定理を表現したものと解釈することもできます。同じ意味の命令である「汝はみずからと矛盾することなかれ」は、論理学と倫理学の定理になっているのです。ところでカントが定言命法を主張したことの背景にあるのは、まさにこの定理でした¹⁵⁾。

アレントによれば、道徳や善悪が主題化されるときに、ソクラテスにとってもカントにとっても問題なのは自己と複数の他者（世界）との関係ではなく、どこまでも自己と自己との内的な関係であり、それは、いわば自己矛盾を禁じる数学や論理学の命題（理性による強制的な真理要請）と変わるところがない。そこには、自己が自らに要請する命令に反し、自分自身と矛盾することを禁じる形式的な「思考」が働いているだけで、具体的に何を禁じ何を許すかという「知識」を伴うことはない。カントの道徳律もまた、それがあつた種の思考である限り、現実の世界に対して具体的な内容を指示することはできない。それゆえ、ソクラテスのみならずカントにとっても「思考の大きな特徴は、すべての行為を停止すること、それが何であっても、日常生活のすべての活動を停止すること」¹⁶⁾を意味する。活動や日常的な行動とは異なる、こうした思考の論理的・形式的な性格に続いて、アレントは思考の脱世界的特徴について、次のように述べている。

これと密接に関連した状況として、思考という営みにおいて考える対象は、つねに不在のもの、感官で直接に知覚していないものだという事実があります。思考の対象はつねに再・表象であり、そこには不在で、心の中だけに存在し、想像の力でイメージとして存在できるのです。ということは、わたしが思考するときには、わたしは〈現れの世界〉から外に出ているということですよ¹⁷⁾。

さらに、このことは次の問いへと進む。「思考のように、どんな成果ももたらさない営みから、わたしたちが生きている世界にかかわりのあるものが生まれることがありうるのでしょうか」¹⁸⁾という問いへと。

（3）カントにおける批判的「思考」から美的「判断力」への移行 —哲学から政治へ—

『人間の条件』においてアレントは、ギリシャ以来の孤独な「瞑想的生活」や「思考」に代わって、他者と共にある「活動」の意義を強調していたの

であるが、その後『精神の生活』等で、次第に「思考」や「意志」という内的な問題を考察の対象にするようになった¹⁹⁾。しかしながら「判断」については、彼女自身の手によって一つの論考として纏められることはなかった。そこで次に、アレントの死後ロナルド・ベイナーによって編集された『カント政治哲学の講義』（1982年）を中心に、思考と判断との関係について論じることにした。まず、カントの批判的思考の本質（積極的意義）が、以下のように定義されている。

批判的思考は、すべての他者の立場が検査に対して開かれている場合にのみ、可能である。したがって批判的思考は、他方では依然として孤独な営為でありながら、自分を「すべての他者」から遮断しはしないのである。たしかにそれはずっと孤立しながら進むが、しかし構想力の力によって、それは他者を現前せしめ、そうすることで可能的に公共的でありすべての面へ開かれている空間の中へ入る。換言すれば、批判的思考はカントの世界市民の立場を採用している。拡大された心性をもって思考すること（*to think with an enlarged mentality*）は、自分の構想力を訪問〔視察〕に出かけるよう訓練することを意味する²⁰⁾。（傍点筆者。）

少なくともカントの批判的思考には、孤独な思索という側面と他者の立場に立って思考するという両面があり、前述したソクラテスやカントの道徳律（定言命法）における自己矛盾の回避とは明らかに異なる、すべての他者へと拡大されうる「普遍的な視点」が介在する。しかしながらさらにアレントは、こうした批判的思考において、他者の立場に立って行為の是非を判断することができるのは、実は行為の当事者ではなくむしろ行為の観察者（注視者）（spectator）なのではないか、という問いへと進む²¹⁾。したがって、ここで視点が、善悪を判断して他者の前で自ら行動する人間から、目の前で誰かがおこなった行動の是非を判定（評価）する注視者（批評家・歴史家）へと移行せざるを得ないように思われる。

しかも、自ら活動する一人の人間から、それを

客観的に観察する複数の人間への視点の転換は、すでに『人間の条件』等において論じられており、いわば哲学から政治への移行を意味していたのであるが²²⁾、注目すべきことに、そうした判定の能力としてさらにここでは、道徳的な実践理性ではなく美的判断力が挙げられている。というのも、カントの道徳律（定言命法）をめぐる議論においてすでに見たように、数学や論理学の命題と同様、実践理性における善悪の判断が本質的に他者の視点を必要としないのに対し、美的判断（趣味判断）に際しては、複数の他者の視点が不可欠となるからである²³⁾。また、言うまでもなく美的判断は、論理的命題のような普遍性を獲得することはないものの、しかし決してその人に固有の、単なる私的かつ主観的なものというわけではない。こうした美的判断（趣味判断）の特徴として、アレントはカントの共通感覚（*sensus communis*）を引き合いに出す。

共通感覚の下に、我々は万人に共通した感覚という観念を含めなければならない。それは、言わば自分の判断を総体的人間理性と比較するために、反省において他のあらゆる人間の表象の仕方を思想のうちで（ア・プリオリに）顧慮するような判断能力である。――このことは、自分の判断を他者の現実的判断とよりは、むしろ可能的判断と比較することによってなされ、あるいは、自分自身の判定に偶然に付随する種々の制限を捨象しながら、あらゆる他者の立場に身を置くことによって、なされる²⁴⁾。

換言すると、構想力を通して「もはや人が直接的な現前によって触発されえないとき――すなわち、フランス革命の実際の行為に関わりをもたなかった注視者たちのように、人が現実に関わりをもたないときには――ただ表象の中で人の心に触れ、触発するもののみが、是か非か、重要か見当違いか、美か醜か、あるいは中間の何かであるか、といった判断の対象となり得る」。しかもこうした表象のおかげで、人は対象との間に距離を置き、「非関与性」や「没利害性」という「公正さのための条件を確立」できるのである²⁵⁾。

一方で、ソクラテスの内的対話やカントの批判的思考が単数の自己としての行為者に関係するのに対して、他方で、カントの判断力や共通感覚は複数の他者である観察者（注視者）に関係しており、一見すると両者は相いれない二つの方向へと引き裂かれているように思われる。したがってもしそうであるならば、批判的思考を介して公的な決断を迫られている当事者が、複数の他者の視点を前提にした、公平かつ公的な判断へと至る道が閉ざされている、ということになる。しかしながらデーナ・リチャード・ヴィラも川崎修も指摘しているように、両者はそれぞれ別々の活動の特徴をあらわしており、本質的に一致しえないと見なすのはやはり早計と言わざるを得ない。むしろ、単数の人間として自身の行動を判断する行為者のうちに、同時に何らかの公的な場におけるそうした行動の注視者としての複数の視点が介在している、と考えるべきであろう²⁶⁾。

3. 「定言命法」と「政治的思考」に関するヤスパースの見解

—ヤスパースのカント解釈をめぐる—

（1）カントの「定言命法」の根本特徴

ヤスパース哲学自体に与えたカントの影響については既に多くの先行研究があり、カントに関する言及も多岐に及ぶため、ここでは未完の『大哲学者たち』第一巻（1957年）の「カント」の章を参照にして、まず、カントの「定言命法」に関するヤスパースの見解から考察したい。

いわゆる「仮言命法」が現実的な目的達成のための手段を指示するのに対して、「定言命法」（道徳律）は、常に、自然法則のような普遍妥当性を各人に要請する。その際、「定言命法」が形式化されて、単なる自律性や普遍性や無矛盾性へと還元される場合の危険性については、これまでしばしば論じられてきた。ヤスパースも、有名な『人間愛からの嘘』という小論を引き合いに出して、「あらゆる暴力を有する他人が、犯罪的に私や親愛なものを抹殺しようとする」²⁷⁾場合にも、そうした犯罪者に対して嘘についてはならないのか否かを検討し、次のような結論を導く。「定言命法が自己を表

明する代わりに、〈汝、いつわるなかれ〉というような抽象的命令にすり替えられ」るならば、「定言命法は無効ではなかろうか？」と²⁸⁾。それゆえ「カントの定言命法と、彼の具体的道徳的要請との間には一つの飛躍がある。前者は永遠な根源を言い当てているが、後者の大部分は、実際優れてはいるものの、18世紀ドイツの、歴史的に制約された倫理意識の表現」にすぎない²⁹⁾。少なくともヤスパースにとって定言命法は、アレントの言うような、単なる自己矛盾を禁じる論理学上の命題とは明らかに異なる。それゆえヤスパースは、基本的にカントの定言命法の要請する普遍妥当性を「無制約性」（Unbedingtheit）と言い換え、形式的な普遍的法則性に代わって、「私の行為のゆるぎない根源」である「無制約的要請」をカントの道徳的行為の中心に据えるのである³⁰⁾。

さらに、アレントに代表されるような、カントの道徳的行為の形式的普遍性（形式倫理）や動機の純粹性（心情倫理）を強調する解釈に対して、ヴェーバーの責任倫理を引き合いに出して、ヤスパースはこう反論する。

道徳的行為は、世界の中でのわれわれの生活という素材から切り離すことはできない。いつでも世界の中で何かがおこなわれ、引き起こされるのである。定言命法はその無制約性を経験から借りるのではないが、しかし定言命法によってためされる経験においてのみ、無制約性の真価を発揮させることができる。法則は世界を顧慮して適用されうるにすぎない。結果は—利益や効用の意味での成果ではないが—素材に属するのであって、定言命法はこの素材のうちで正しいことを探るべく助力するのである³¹⁾。

したがって実際のところ、動機を重視する「心情倫理」（Gesinnungsethik）と結果に重きを置く「結果倫理」（Erfolgsethik）とが単純に対立するのではない。ヤスパースによると「心情倫理そのものが、具体的行為において定言命法を手引きとして、結果について思考することを要求する」からである³²⁾。換言すると、ヴェーバーによって命名された「責任倫理」（Verantwortungsethik）は真の

心情倫理であり、成果という単なる規準によったり、心情のもっぱら合理的な原則によって世界の中に道を求めるのではなく、無制約的なものと結ばれて、もろもろの可能性の開かれた拡がりの中で道を求める³³⁾。以上のようにヤスパースは、カントの定言命法の本質が結果倫理でも心情倫理でもなく、両者の密接な連携においてのみ成立する「責任倫理」であることを強調する。したがってそれは、法則の現実への適用とその動機付けに際して、「経験を通じて研ぎ澄まされた判断力」を必要とするのである³⁴⁾。

(2) カントの「政治的思考」における公開性の意義 —伝達可能性と理性の拡張—

前述したように、ヤスパースの見るところカントは、定言命法（道德律）における行為の善悪の判断基準を単なる形式の普遍性や動機の純粋性に求めたのではなく、実生活に密着した歴史的で具体的な状況との連関のうちにある無制約的なものに求めた。そしてそのことによって、アレント同様ヤスパースもまた、行為の是非をめぐる判断の可能性を定言命法（実践理性）を超えた場所に求めることになる。そうした新たな領域こそ、「政治的思考」にほかならない。

アレントとは異なる文脈でヤスパースは、カントの政治的思考の重要性を指摘し、主に『永遠平和のために』と『啓蒙とは何か』を参照しつつ、真の理性の実現のために不可決な要素として、「世界市民（公民）社会」と、「人間の尊厳」が保障される「個人として自らの自由を主張するような社会」の二つを挙げている³⁵⁾。ここでは、アレントのカント解釈に鑑みて、「啓蒙」に代表される批判的思考と自由な言論に必要な要素である「公開性」（Publizität）について考察する。ヤスパースは、公開性と伝達可能性がカントの政治哲学のみならず、理性的思考自体にとってもいかに大切かを、次のように論じている。

ただ伝達を通じてのみ、理性の拡張と吟味が可能となる。伝達は人間性の条件である。人間性とは、〈伝達可能性〉ということにある。——中略—— 〈共通の人間悟性の格律〉のうち、カ

ントは〈自ら考えること〉と、〈自らに矛盾することなく考えること〉と共に、〈他者の立場に立って考えること〉を並置している。それは、〈判断の主観的個人的制約〉を乗り越えることのできる、〈拡張された思考方式〉の原理（*das Prinzip der erweiterten Denkungsart*）なのである。

伝達の自由は、思考そのものの自由の条件である。伝達なくしては、思考はあくまで個人的偏狭と主観的な誤謬のうちにとどまる。したがって、〈自分の思想を公然と伝達する自由を人間から奪う外的暴力は、人間から考える自由をも奪ってしまう〉³⁶⁾。（傍点筆者）。

ヤスパースによると、個人の批判的思考と公正な判断が可能となるためには、少なくとも「公開性」と伝達可能性、特に「無制限な相互の伝達」³⁷⁾が不可欠であり、伝達可能性こそ、人間が人間であるための前提ということになる。さらに、互いに互いを無制限に伝達することで、カントが何にもまして念頭に置いているのは、「他者の立場に立って考えること」であり、このことを通して、各人は「拡張された思考方式」を獲得するのである。さらに以上のことから、政治的な領域における個人の思考にとって、単なる主観的思考でも、全人類に共通する普遍的（論理的）思考でもなく、複数の他者を前提にした相互の伝達可能性がいかに重要であるのかが明らかであろう。言うまでもなく、こうした拡張された思考方式と伝達可能性なしには、誰しも自らの行動の是非を判断することなど不可能だからである。

4. 結びに代えて

—二人のカント解釈をめぐって—

これまで、アレントとヤスパースのカント解釈を手掛かりにして、「道徳的行動」と「批判的思考」と「政治的思考」に関する二人の見解を概観してきた。そこで最後に、二人のカント解釈について簡単に比較検討したい。

まず、カントの定言命法（道德律）から始める。これまで述べてきたことから、定言命法に関する

両者の相違は明らかであろう。一方でアレントにとって、定言命法は論理学の命題同様疑い得ないものであり、純粹に実践理性を行使しさえすれば、何を為すべきか（あるいは 何を為すべきでないか）は自明であり、残された問題は、そうした普遍的な義務に意志が従うことができるか否かということだけである。他方ヤスパースにとって、定言命法はけっして普遍性や形式的な言明に還元されうるものではなく、その都度歴史的で具体的な状況の中から、その無制約性を引き出さなければならない。それゆえ、アレントのように定言命法を、他者を考慮に入れず単独で行うことのできる単なる形式的法則と同一視することはできない。ところで、なぜ、二人のカント解釈にこうした違いが生じたのだろうか。

おそらくそれは、定言命法（道德律）における道德性と適法性（合法性）をめぐる二人の解釈の相違に起因するように思われる。皮肉なことにアイヒマン自身がイェルサレムの法廷で告白していたように³⁸⁾、アレントの場合、定言命法によって人が直ちに真の道德性へと導かれるわけではなく、少なくとも両概念が矛盾対立する場合には、それはほとんど意味をなさない。定言命法は、ただ《正しいことは正しい》というトートロジーを述べているだけで、決して実生活において適法的（合法的）行為を指示することはない³⁹⁾。したがって、定言命法自体は現実の道德的判断には全く役に立たない、ということになる。それに対してヤスパースの場合、たとえその解釈に問題があるとしても、敢えて定言命法を形式的な普遍妥当性から峻別することによって、真の道德性が、実生活における適法的行為を考慮することなく形式的に導かれる可能性をはじめから排除している。したがってヤスパースによると、定言命法自体が、その都度固有の歴史的状況の内に置かれている各人の経験的な判断を必要とするのである。

次に、カントの批判的思考と政治的思考について比較する。一見して、批判的・政治的思考に関する両者の相違は明らかと思われる。

一方で、アイヒマンの思考停止状態に遭遇したアレントは、批判的思考の領域を、他者の存在（視点）を必要としないアイヒマン的な従順さとは明

確に区別される美的判断力に求めた。その結果、行為の実践的な判断に際して、単なる主観的領域とも普遍的形式的領域とも異なる第三の領域が切り開かれ、確保されることになった。しかしながらそれに伴い、行為に先立ち、可能なすべての他者の立場に身を置いて考える批判的思考と、行為の当事者でないがゆえに、客観的かつ公平に判定することのできる注視者（観察者）の視点との間で、ある種の溝が生じる事態を招かざるを得なかった。

他方、定言命法と真の道德性が真価を発揮するための条件としてヤスパースは、自由な言論と公開性が保障される政治的領域を挙げ、特に、そこでの伝達可能性（開かれたコミュニケーション）の意義を強調する。つまりヤスパースは、アレントのように批判的思考の延長線上に、カント的な美的判断力が発揮される政治的活動を位置付けるのではなく、むしろ、定言命法や真の道德性の前提として、批判的思考が有効に働く政治的に自由な社会を、さらに伝達可能性や公開性自体を要請する。換言すると、どちらも、単なる私的で主観的な思考とも普遍的で強制的な思考とも異なる、第三者に対して開かれた自由な思考の領域を追求していることにおいて変わりがないものの、そうした自由な領域である〈政治〉の理解において袂を分かつことになる、と解釈することもできるように思われる。

しかしながら、晩年アレントが折に触れて強調していたように、彼女の主張する政治的領域とヤスパースの説く自由な政治社会との間に、本当に架橋し難い溝が横たわっているのだろうか。残念ながら、ここでこの問題にこれ以上言及することはできないが、少なくとも前述したように、批判的思考と関係する行為者と共通感覚や美的判断力と関係する注視者の視点は原理的に架橋可能であり、それゆえまた、二人の政治理念も本質的には共約可能と考えるべきであろう⁴⁰⁾。その鍵概念とは、おそらく、カントの「他者の立場に立って考える」という意味での「拡張された思考方式」（拡張的思考法）にほかならない。そこで最後に、1957年8月にヤスパースに宛てたアレントの手紙から、『大哲学者たち』に対するアレントの感想を引用し

て、本稿を終えることにしたい。

いまは『判断力批判』を読んでいて感激はたかまるいっぽう。ここにこそカントの真の政治哲学がひそんでいます、『実践理性批判』にはありません。あれほど軽蔑されてきた「常識」[Gemeinsinn 共通感覚]に讃歌をささげ、趣味という現象を判断力の基本現象として——中略——本気で哲学的に論じ、判断に欠かせない「拡張的思考法」(*erweiterte Denkungsart*)を取り上げて、それがあるから人間はあらゆる他者の立場に立って考えることができるとする。そして伝達可能性の要求。——中略——私は彼の『批判』のうちでもこの本がいつもいちばん好きでしたが、あなたのカントの章を読むまでは、これほど強烈に私に語りかけてきたことはありませんでした⁴¹⁾。(傍点筆者)。

注

- 1) ヤスパーズとアレントの思想的関係を論じた重要な先行研究として、ここでは、次の二つの論文を挙げておきたい。小野紀明、「政治の存在論—アレント『精神の生活』第1巻第3章第18節を読む—」、『現象学と政治』所収、行人社、1999年)。川崎修、『ハンナ・アレントと現代思想、アレント論集Ⅱ』、(岩波書店、2010年)。
- 2) 次の二つの拙論を参照。平野明彦、「道徳性と合法性に関する一考察—ヤスパーズとアレントを手掛かりにして—」、『道徳と教育』第57巻、No.331、日本道徳教育学会、2013年)。「ヤスパーズとアレント—「イエルサレムのアイヒマン」をめぐって—」、『日本大学国際関係学部研究年報』第35集、2014年)。
- 3) 拙論「道徳性と合法性に関する一考察—ヤスパーズとアレントを手掛かりにして—」86—87頁参照。
- 4) 前掲書、87—89頁参照。
- 5) Hannah Arendt, Edited and with an Introduction by Jerome Kohn, *Responsibility and Judgment*,

Scocken Books, 2003, p.41. ハンナ・アレント、ジェローム・コーン編、中山元訳、『責任と判断』、筑摩書房、2008年、51頁。

- 6) Cf. Arendt, *Eichmann in Jerusalem, A Report on the Banality of Evil*, Penguin Books, 1963, 1964, 1991, 1992. Vgl. *Eichmann in Jerusalem, Ein Bericht von der Banalität des Bösen*, Serie Piper, 1986, 2008. アーレント、大久保和郎訳、『イエルサレムのアイヒマン—悪の陳腐さについての報告—』、みすず書房、1969年、2000年参照。
- 7) *ibid.*, p.288. S.57. 前掲書、221頁。
- 8) ただし、デーナ、R. ヴィラも指摘しているように、アイヒマンのような人間に「思考」が「欠如」していることが、つまり彼のある種の「思考停止」が意味するものとは、決して「党派的な狂信者」や「マインド・コントロールされたロボット」の特徴なのではなく、むしろ「自分の意志で犯罪体制の活動に参加しつつ、その際に自分は組織体と法律によって保護され、自分の行動に対するどんな責任も免れるとみなしている」「そういう個人」の特徴なのである (Cf. Dana R. Villa, *Politics, Philosophy, Terror*, Princeton University Press, 1999, pp.51-52. デーナ・リチャード・ヴィラ、伊藤、磯山訳、『政治・哲学・恐怖』、法政大学出版、2004年、78—79頁参照)。
- 9) Cf. Arendt, *Responsibility and Judgment*, p.44. アーレント、『責任と判断』、55頁参照。
- 10) Cf. *ibid.*, pp.185-187. 前掲書、238—240頁参照。
- 11) *ibid.*, p.188. 前掲書、241頁。
- 12) *ibid.*, p.177. 前掲書、229頁。
- 13) *ibid.*, p.178. 前掲書、230—231頁。
- 14) *ibid.*, p.188. 前掲書、241頁。
- 15) *ibid.*, p.153. 前掲書、202頁。
- 16) *ibid.*, p.164. 前掲書、215頁。
- 17) *ibid.*, p.165. 前掲書、215頁。
- 18) *ibid.*, p.167. 前掲書、218頁。
- 19) このように、アレントが外的で政治的な「活動」から目を転じて、敢えて内的で哲学的なテーマを論じるようになった理由として、何

- といっても『イエルサレムのアイヒマン』レポート (1963年) を挙げなければならないだろう。Cf. Arendt, Edited and with an Introduction by Ronald Beiner, *Lectures on Kant's Political Philosophy*, The University of Chicago Press, 1982, 1989, p.97. アーレント, ロナルド・ベイナー編, 浜田義文監訳, 『カント政治哲学の講義』, 法政大学出版, 1987年, 2005年, 145 - 146頁参照。
- 20) *ibid.*, p.43. 前掲書, 61頁。
- 21) Cf. *ibid.*, p.44, pp.123-124. 前掲書, 63頁, 186 - 187頁参照。
- 22) Cf. Arendt, *The Human Condition*, The University of Chicago Press, 1958, 1998, pp.192-199. アーレント, 志水速雄訳, 『人間の条件』, ちくま学芸文庫, 1994年, 1999年, 311 - 321頁参照。
- 23) このことと関連して, アーレントは次のように述べている。「判断, とりわけ趣味判断は, 常に他者及び他者の趣味について考慮を払い, 他者の下しうる判断を考慮に入れる。このことが必要であるのは, わたしが人間であり, 人間の仲間の外で生きることができないからである。私が判断を下すのは, こうした共同体の一員としてであり, 超感覚的世界 (a supersensible world) の一員としてではない。超感覚的世界とは恐らく, 理性を具えるが同じ感覚器官を具えてはいない存在者たちの住む世界のことである。そうした存在者としては, 私は, 他者がどう考えるかに関わりなく, 自分に与えられる法則に従う」(Arendt, *Lectures on Kant's Political Philosophy*, pp.67-68. アーレント, 『カント政治哲学の講義』, 103頁)。
- 24) *ibid.*, p.71. 前掲書, 108頁。
- 25) *ibid.*, p.67. 前掲書, 101 - 102頁。
- 26) Cf. Villa, *Politics, Philosophy, Terror*, pp.98-103. ヴィラ, 『政治・哲学・恐怖』, 152 - 160頁参照。両者の関係について, ヴィラは次のような結論を導く。「判断力に関するアーレントの思想をなおいっそう広い視野の中に入れてみるならば, 演技者と傍観者の観点
- は, 二つの根本的に異なる種類の判断力 (政治的関与対史的距離感) ではないように思われてくる。それらはむしろ, 自立した判断力というさらに包括的な現象にそなわる二つの極と言うべきであろう」(*ibid.*, p.103. 前掲書, 160頁。)
- また川崎は, 行為者と注視者という, 異なる二つの視点を統合する理念として「公開性の原則」を挙げている (川崎修, 『ハンナ・アーレントの政治理論, アーレント論集 I』, 岩波書店, 2010年, 80 - 82頁参照)。
- 27) Karl Jaspers, *Die großen Philosophen*, Serie Piper, 1957, 1988, 1995, S.491. ヤスパース, 重田英世訳, 『カント』, 理想社, 1962年, 186頁。なお, 本稿におけるヤスパースの『大哲学者たち』からの引用は, 基本的に上記の訳を使わせていただいたが, 用語等部分的に改めたことを付記しておく。
- 28) *ibid.*, S.492. 前掲書, 187頁。
- 29) *ibid.*, S.490. 前掲書, 184頁。
- 30) Vgl. *ibid.*, S.481ff. 前掲書, 167 - 171頁参照。
- 31) *ibid.*, S.492f. 前掲書, 188頁。
- 32) *ibid.*, S.493. 前掲書, 188頁。
- 33) *ibid.*, S.493. 前掲書, 189頁。
- 34) *ibid.*, S.483. 前掲書, 171 - 172頁。
- 35) *ibid.*, S.534. 前掲書, 265頁。
- 36) *ibid.*, S.569. 前掲書, 326 - 327頁。
- 37) *ibid.*, S.568. 前掲書, 326頁。
- 38) Cf. Arendt, *Eichmann in Jerusalem*, pp.135-137, vgl. S.231ff. 前掲書, 107 - 109頁参照。
- 39) 拙論, 「道徳性と合法性に関する一考察—ヤスパースとアーレントを手掛かりにして—」, 90頁参照。つまり, 定言命法はカントにとって基本的に適法性を前提としており, その範囲を規定することには役立たない。また, 前述した『責任と判断』におけるアーレントの議論に倣って, 本稿では適法性と合法性を区別しなかったが, 中島によると両者は必ずしも同一ではない。中島義道, 『悪について』, 岩波新書, 2005年, 113 - 119頁参照。
- 40) 少なくとも, 道徳と政治を繋ぐものとして,

ヤスパース自身は「超政治的なもの」と「政治的なもの」との密接な連関を考えていたことは間違いないだろう。Vgl. Hans Saner, *Zum systematischen Ort der ethischen Reflexion im Denken von Karl Jaspers*, in; *Jahrbuch der Österreichischen Karl-Jaspers-Gesellschaft* 12, 1999, S.9ff.

- 41) Hannah Arendt, Karl Jaspers, *Briefwechsel*, 1926-1969, Herausgegeben von Lotte Köhler und Hans Saner, Piper, 1985, 1987, S.355.
『アーレント＝ヤスパース往復書簡, 1926－1969, 2』, L. ケーラー / H. ザーナー編, 大島かおり訳, みすず書房, 2004年, 104頁。

日本の食料自給率の向上と南米の日系人の農業生産の役割

福井 千鶴

Chizu FUKUI. The Improvement of Food Self-sufficiency Ratio in Japan and the Role of Agricultural Production of the South American Nikkeijin. *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 2. February 2015. pp. 39 – 49.

Hovering at around 40% annually in the decade from 2003 to 2013, Japan has the second lowest food self-sufficiency rate among developed countries. Canada (223%), Australia (187%) and the USA (130%) are the top three countries for food self-sufficiency, which given their geographical size is not unsurprising. But Japan also lags far behind the next two countries on the list—France (121%) and Germany (93%), both of whom are of comparable size to Japan. In 2008 the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF) set the goal of a 50% rate by 2020, which is still little more than half the German rate. In this paper I consider a new, and so far unstudied, way to improve this situation: cooperation with the South American Nikkeijin and learning from the agricultural practices they use as one way to boost the Japanese rate. I also set out how my novel proposal would work in practice. Against an expected future of worldwide problems with food security and food shortages, boosting the self-sufficiency rate is certainly one of the most important tasks facing Japan today.

1. はじめに

日本の社会では、低い食料自給率と将来における食料確保が問題視されるようになり、政府はじめ関係省庁や諸機関で、その対策が進められている。食料自給率は、平成15年度から平成25年度まで供給熱量（カロリー）ベースで40%前後で推移¹⁾し、世界の先進6か国中最下位である。平成22年度食料・農業・農村基本計画（農林水産省）では、平成20年度41%であったものを、平成32年度50%を目標に向上させる方針を示している²⁾。日本の食料自給率低下の背景として、自給率の高い米の消費の減少と自給率の低い畜産物等の消費が増加したこと、及び、国内生産体制が、この食の変化に対応できなかったことを挙げている。平成32年度食料自給率50%の目標達成方策について、農林水産省では、消費面で国民による米などの炭水化物熱量を増加させ、油脂類の摂取抑制等の国民の食に対する認識の向上と食の改善を進め、生産面では小麦、大豆の生産と米の生産拡大、小麦、大豆の消費拡大を図ることを挙げている³⁾。また、グローバル化の中で人口変動（特に人口増加）

や食料需給のひっ迫などにより食料確保が難しくなることが予測されている。

本稿では、日本の社会問題となっている、食料自給率の向上施策と食料確保について新しい枠組みから考察する。すなわち、これまで研究されてこなかった南米日系人の農業生産活動と連携することによって、上記課題の改善方策について考察したい。

2. 日本の食料自給率及び食料確保の現状と課題

2.1 食料自給率とは何か

食料自給率は、国内の食料消費が「国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標」⁴⁾と定義され、その算出方法は食料自給率＝国内生産量÷国内消費仕向量で算出される。国内消費仕向量は国内生産量＋輸入量－輸出货量±在庫の増減量で計算される。

食料自給率を示す指標には、「供給熱量総合食料自給率（カロリーベース食料自給率）」⁵⁾、「生産額ベースの総合食料自給率（生産額ベース食料自給

率)』⁶⁾, 「品目別自給率」⁷⁾, 「穀物自給率」⁸⁾の4種類がある。そのうちカロリーベース食料自給率(国内消費仕向量及び国内生産量をカロリーベースで換算した数値)と生産額ベースの総合食料自給率(国内消費仕向量及び国内生産量を金額で換算した数値)は、総合食料自給率と呼ばれ、食料全体の総合的な自給率を示す指標となっている。それゆえ、食料自給率を述べる場合、この総合食料自給率のカロリーベース食料自給率と生産額ベースの

総合食料自給率が多く用いられる。農林水産省が毎年度発表する「食料需給表」⁹⁾には、ここに挙げた指標、数値が掲載される。また、農林水産省が作成する「食料・農業・農村基本計画」には自給率の目標が表記されている。

次に、自給率の計算方法を示す。

2013(平成25)年度のカロリーベースの食料自給率は39%, 生産額ベース食料自給率65%で、その根拠は次により算出される。

$$\begin{aligned} \text{カロリーベース食料自給率} &= \frac{\text{国民1人1日当たり国産供給熱量}}{\text{国民1人1日当たり供給熱量}} \times 100 (\%) \\ \text{生産額ベース食料自給率} &= \frac{\text{食料の国内生産額}}{\text{食料の国内消費仕向量}} \times 100 (\%) \\ \text{品目別自給率} &= \frac{\text{各品目の国内生産量}}{\text{各品目の国内消費仕向量}} \times 100 (\%) \\ \text{穀物自給率} &= \frac{\text{穀物の国内生産量}}{\text{穀物の国内消費仕向量}} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

国民1人1日当たり国産供給熱量(939kcal), 1人1日当たり供給熱量(2,424kcal), 食料の国内生産額(9.9兆円), 食料の国内消費仕向量(15.1兆円)の算出については表-1による¹⁰⁾。

表-1 2013年度食糧自給率における各品目別数値

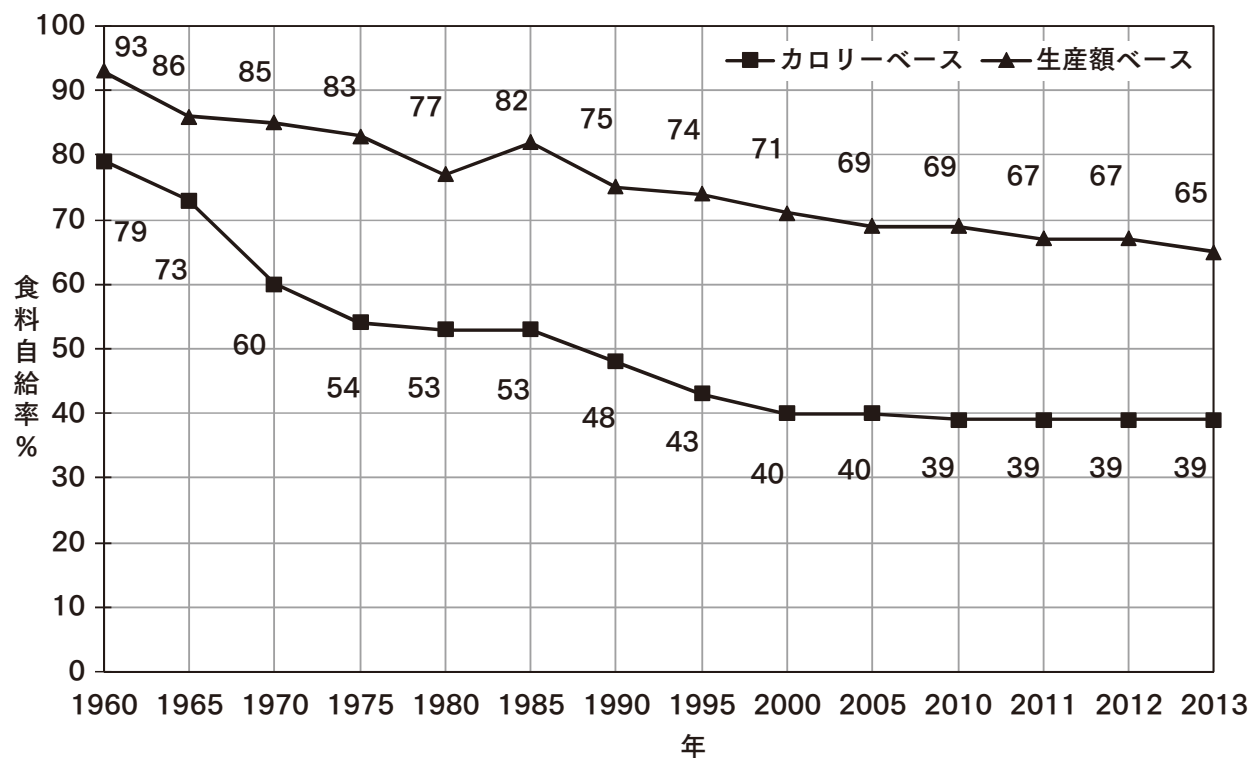
品目	カロリーベース熱量(人・日)		品目別食糧生産額	
	国産熱量	供給熱量	国内生産額	国内消費仕向量
米	540kcal	555kcal	19,223億円	18,974億円
小麦	39kcal	330kcal	2,766億円	340億円
大豆	17kcal	72kcal	607億円	236億円
野菜	56kcal	73kcal	31,500億円	23,355億円
果実	22kcal	64kcal	11,280億円	7,382億円
畜産物	65kcal	400kcal	41,782億円	23,954億円
魚介類	63kcal	97kcal	24,215億円	12,180億円
砂糖類	57kcal	200kcal	3,181億円	1,528億円
油脂類	11kcal	344kcal	5,011億円	1,688億円
その他	70kcal	289kcal	11,633億円	8,930億円
	940kcal	2,424kcal	151,198億円	98,567億円

出所：農林水産省『平成25年度食糧自給率をめぐる事情』2014.8

2.2 日本の食料自給率の現状

この計算値から明らかなように、日本の食料自給率は生活に必要なカロリーを賄うに必要な食料の半数にも満たない状況を示している。

食料自給率の現状を認識するために1960年度を起点として2015年度までの食料自給率の推移を図－1に示す。図－1で明らかなように、生活を維持するために必要なカロリーベースの自給率は、2013年度が39%¹¹⁾なので、1960年代の79%と比較すると半減し、低い自給率になっている¹²⁾。



出所：農林水産省『平成25年度食料自給率をめぐる事情』2014.8

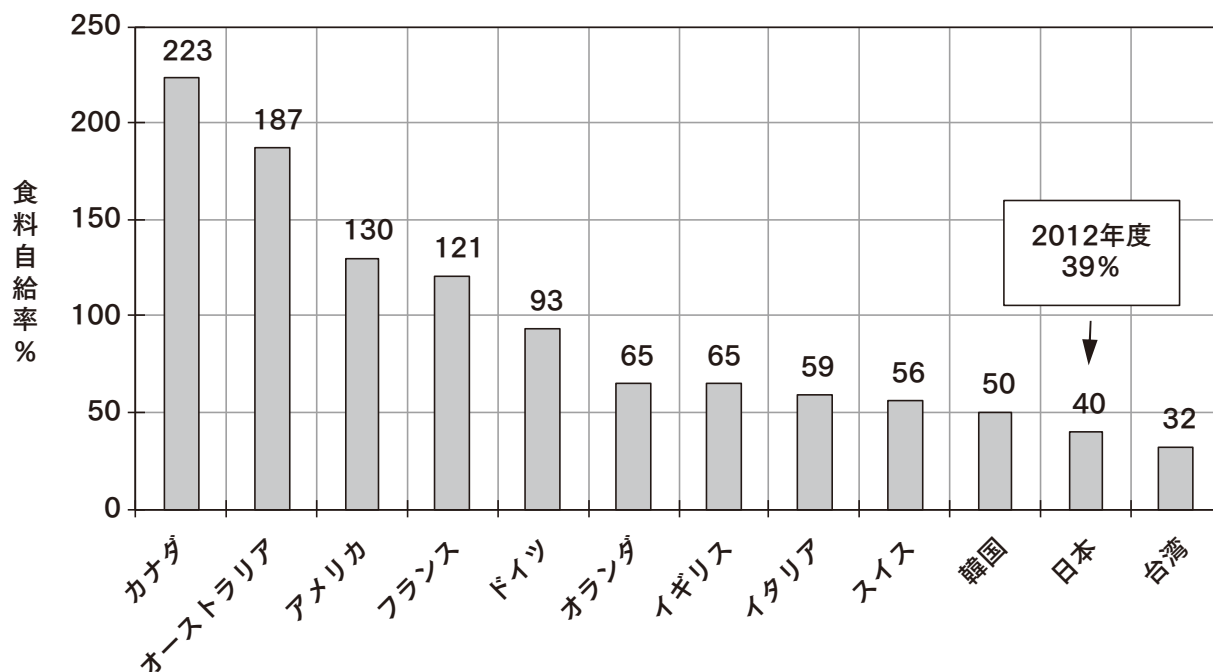
図－1 食料自給率の推移

2.3 食料自給率の諸外国との比較

日本の自給率の低さが問題になっているのは、それらが諸外国の食料自給率と比べどの程度のレベルにあるか知る必要がある。そこで、農林水産省の食料自給率の2009年度試算により算出されたデータを基に比較を行ったのが図-2（カロリーベース食料自給率）、図-3（生産額ベース食料自給率）である。

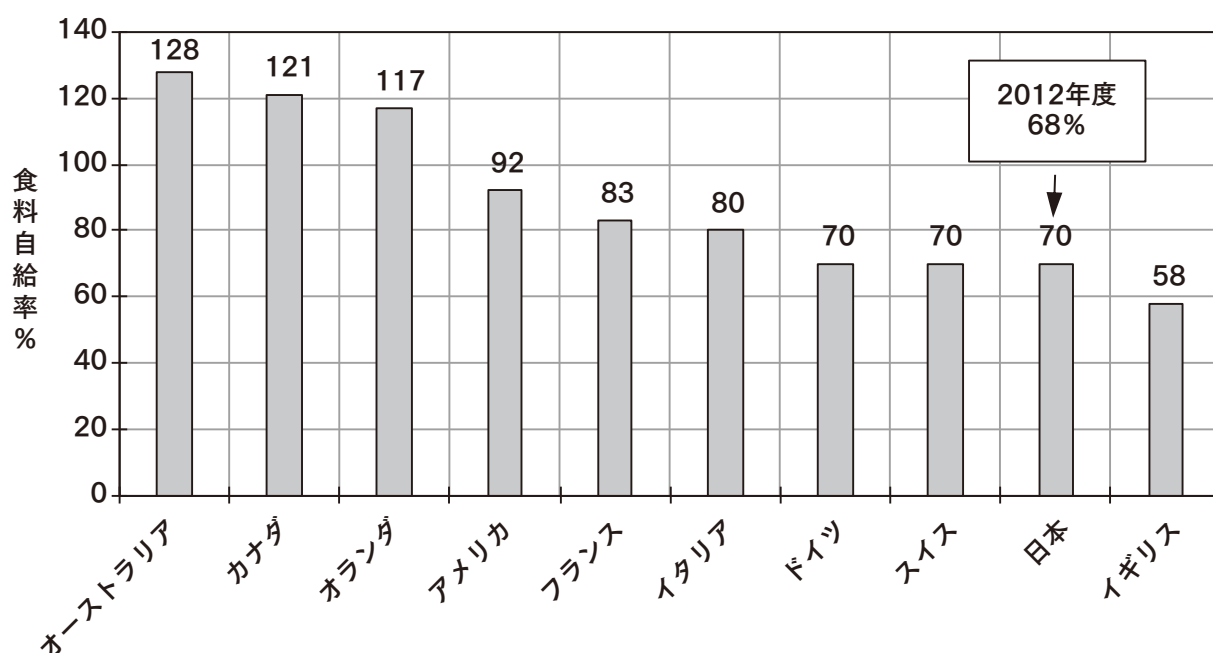
給率）である。

図-2、図-3から明らかなように、日本の食料自給率は、諸外国に比較するとカロリーベース、生産額ベースともかなり低い水準にあることが分かる。特に、カロリーベースでは極めて低いので、食料自給率の向上対策が緊急の課題である。



出所：農林水産省『現行の食料自給率目標等の検証①』平成26年1月

図-2 カロリーベース食料自給率国際比較 (%) (2009年)



出所：農林水産省『現行の食料自給率目標等の検証①』平成26年3月

図-3 生産額ベース食料自給率 (2009年試算)

2.4 食料自給率低下の要因

食料自給率低下の主たる要因として次に示す3項目を挙げることができる。

- ① 食生活の大きな変化（自給率の高い米の消費が減少）
- ② 消費の変化に国内の生産体制が対応できなかったことによる輸入の増加
- ③ 担い手の減少、高齢化の進展（特に農村地域における高齢化人口の増大と過疎化）による、不作付地・耕作放棄地の増加や耕作面積の減少¹³⁾

まず、一つ目にあげた食生活の変化は、自給率の高い米を中心とした食事の摂取から自給率の低い畜産物等を多く取り入れた食生活に変わったことが挙げられる。食生活の簡便化への移行（調理に手間のかからない食品や加工品の利用増大、調理済みの惣菜や外食の利用など）や肉食類や乳製品の消費増大による畜産物や乳製品、及び加工食品等の輸入の増大が食料自給率を低下させる原因になった。この消費の変化に国内需給や生産体制の対応ができなかったことが、食料自給率低下をもたらした二つ目の要因である。スーパーマーケットの店頭には、加工された食品や外国産の商品が多く並ぶようになった。また、ファミリーレストランやファストフード店などの外食店が多くみられるようになり、国内産の食品を調理して食べる機会などが減少し、食料の自給率に関係のある農産品の利用の機会が減少しているといえる。

さらに、三つ目の要因として、若者の農業離れ、農村地域の高齢化の進展（日本の基幹的な農業従事者の平均年齢が65歳を超えている）により、耕作放棄地や不作付け農地の増大による耕作面積の減少などが食料自給率の低下に影響を及ぼしている。

高齢化の状況を見てみると、2013年度における基幹的農業従事者数¹⁴⁾は174万人で、年齢別の基幹的農業従事者数の内訳では、18歳以下が18万人（10%）、50～59歳が23.1万人（13%）、60歳以上が134万人（77%）で、そのうち65歳以上が107万人（61%）を占めていて極めて高齢化が進んでいることが分かる¹⁵⁾。

耕作放棄地の増大については、1985年度（昭和

60年度）13.5万ヘクタール（以後haと記述する）（耕作放棄地の農業用地に対する面積率2.9%）であったものが、2010年度では39.6万ha（面積率10.6%）と約3倍に増えている¹⁶⁾。

2.5 食料確保の現状と課題

1) 食料自給率の向上目標と課題

食料の安定供給確保のため、自給率の向上対策と安定的な供給確保について議論が行われ、1999年「食料・農業・農村基本法」（以下基本法）を定め、法に基づき施策が進められている。

食料自給率目標については、基本法第15条に、食料自給率目標を定め、その向上を図ることを旨とし、国内の農業産業及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものと記述されている。

基本法に記述されている自給率目標については、2020年度（平成32年）に、カロリーベース50%、生産額ベース70%、飼料自給率38%となっていて、その目標の実現に向けて各種の政策が進められている¹⁷⁾。

一方、食料自給率目標を50%とした際の、2020年度における所要農地面積は461万haと定められたが、実際は、この実現が難しい状況にある。算定基準年2009年度では460.9万haで、その後、毎年3.2万haの減少がみられ、2012年度で454.9万haに減少していて、2020年度には426万haまで減少すると推定されている。現状では目標の所要農地面積から大きく下方に乖離するとみられている¹⁸⁾。延べ作付面積は、農地面積の減少の影響もあり、2020年度目標面積495万haに対して、基準年、2009年度426.5万haから一貫して減少し、2012年度実質418.1万ha（当該年度の目標面積449.3万ha）となっている。基準年から毎年5.7万ha増加すると予測して2020年度目標値が定められたが、基準年から4ヵ年の平均で毎年2.1万ha減少しており目標から大きく下方に推移しているのが現状である。自給率の目標実現と向上のためには、農地面積の拡大、作付面積の拡大が必須であるが、減少傾向にあることは大きな課題であるといえる¹⁹⁾。

2) 食料確保の保障について

食料確保の問題は、人間の生命維持に関わる重大な問題である。もし、日本人が生命維持のために必要とする食料の確保ができなければ、餓死することになる。この問題を避けるために、自給率の向上施策の展開が重要で、その対策が農林水産省を中心に進められている。日本人の生命維持に必要な食料が自給できない部分は、今日、諸外国からの輸入で賄われている。前述したように日本の食料自給率の現状は、2014年において40%であり、不足する60%は外国からの輸入に依存していることになる。また、日本は世界諸国に比べ最低の自給率になっていて、食料の必要量を海外に依存して生命が維持されているといっても過言ではない。

このような状況下で、もし、海外からの食料の輸入が途絶えたら、日本人の生命を危うくするのは明白である。このような事情から食料の安定供給の確保は、国家安全保障上で重要な課題になっている。日本の政府が定める「食料・農業・農村基本法」(平成11年7月16日法律第106号)に食料確保が命題として定められている。この基本法には、「食料の安定供給の確保」について第二条、第十五条及び第十九条の条項に明記されている。

第二条の内容を要約すると、次のような内容が記述されている。

- ① 食料は、人間の生命維持に欠かせないもの
- ② 良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されること
- ③ 世界の食料需給及び貿易が不安定な要素があることから、国内の農業生産の増大を図る
- ④ 自給と輸入及び備蓄を適切に組み合わせ安定供給を行うこと
- ⑤ 国民が最低限必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内の需給がひっ迫することがあっても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障が生じないように、供給の確保を図らなければならない

第十五条では、次のような内容が記述されている。

- ① 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・

農業・農村基本計画を定める

- ② 食料自給率の目標を定める
- ③ 食料自給率の目標は、その向上を図ることを前提に、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組む課題を明記する

第十九条では、不測時における食料安全保障として、第二条第四項に関連して、国民が最低限必要とする食料の供給を確保するため必要と認めた場合には、食料の増産、流通の制限、その他必要な措置を講ずると記述されている。

我が国の食料確保の多くは海外からの輸入に依存しているため、諸外国の農業生産の動向に影響を受ける機会が多い。その不安定要素として、次のような諸事情が考えられる。①世界的な人口増加、人口の多い中国やインドの所得水準の向上による消費の拡大、バイオ燃料などによる消費拡大による農産物の需要増大、②地球温暖化等による水資源の不足と砂漠化の進行、世界の穀物単収の減少等による供給面での懸念、③世界の穀物等の需給がひっ迫することによる食料価格の高騰と高値の継続、④一部の食料輸入国や多国籍企業が世界各地で農地への投資の進行などを不安定要素として挙げることができる²⁰⁾。

3. 食料自給率向上及び安定した食料供給の課題解決策

これまでの食料自給率及び食料供給について考察を行った結果、食料自給率向上及び安定した食料供給と食料確保の重要性についての認識とその対策の必要性が理解できる。本項では、これまでの考察結果を踏まえ、その解決策について考察を行う。

3.1 日本の食料供給に関する諸問題について

これまでの推移や現状を検討した結果から、我が国の食料自給率低下の主な要因として、再掲になるが次の諸事項をまとめとして挙げることができる。

- 1) 農業従事者の高齢化(2013年度において基幹農業従事者175万人の内、65歳以上が107万

人で61%を占める高齢従事者構造になっている）

- 2) 耕作放棄地の増大と農作物の作付面積の減少（耕作放棄地は、1985年度13.5万haから2010年度で39.6万haと約3倍に増えている。農地面積は算定基準年2009年度460.9万haから、その後、毎年3.2万haの減少がみられ、2012年度で454.9万haに減少し、2020年度には426万haまで減少すると推定されている）
- 3) 農作業を行う担い手の減少（若手の農業離れと高齢化の進展）
- 4) 消費する食料品目の変化と食料の消費量の縮小
- 5) 農畜産物の輸入増加

ここに挙げた要因で大きく影響している問題点として、耕作放棄地の拡大と農地面積の縮小が大きな原因といえる。この問題は、農業従事者の高齢化と担い手の減少による耕作放棄地の増大及び農地面積の縮小、これに伴う農業生産の低下によるものであることが分かった。高齢化の進展と食料消費量の縮小は、人口の減少によることも影響しているといえる。また、食生活の変化によって自給率の高い食品（例えば米や和食系の食事）から輸入依存度の高い食品（例えば、油脂類・原料は輸入や加工食品、畜産品・飼料を輸入に依存）へと需要が拡大していることなどすべて日本における食料自給率を押し下げている。

3.2 日本の食料問題の解決策について

日本の食料問題は、主に農産物の作付面積の減少、農作業従事者の減少によるものといえ、これらに起因する問題の解決策として作付面積の拡大と農作業従事者の増大を図る方策が必要である。しかしながら、日本社会の現状では、この方策を進めることは、農家の高齢化とそれによる耕作放棄地の増大等によって極めて難しい状況下にある。

日本政府は、人口減少対策として、海外からの移民を受け入れる施策を進めようとしている²¹⁾。外国からの移民を受け入れるには、1990年の入国管理法の改正で多くの南米系の日系人が来日し、地域社会で文化の違いによる生活習慣の違いや子供たちの教育問題、南米日系人に対する蔑視、多文化共生推進の難しさ等、多くの問題を経験し、その対策に追われながら今日に至っている。

本項では、日本人の血を引く多くの日系人が生活している南米との連携を基に、日本の食料問題の解決策を考察し提言をまとめたい。

1) 南米日系人の人口

南米諸国には多くの日本人が移住し、移住地の開拓による農産業の経営を推し進め、今日の大きな日系人社会を築いている。南米には167万人の日系人が生活しているといわれ、特に日系人の多いブラジルには約150万人が生活している。また、来日している南米日系人は28万人（ブラジル日系人21万人）で、両地域を合わせると195万人に上る南米日系人が存在することになる²²⁾。

表－2 ポリビアの日本人移住地の様相

内容	サンファン移住地	オキナワ移住地
初期入植年	1955年	1954年
政府計画第一次入植年	1957年	1954年
土地面積	27,132ha	66,908ha
家族数	236家族	233家族
人口数	748名	883名
男性	374名	423名
女性	374名	460名
日本ポリビア協会会員数	179名	883名
農業協同組合（組合員数）	103名	150名

出所：サンファン日本ポリビア協会『サンファン日本人移住地概況2007～2008』サンファンポリビア協会、オキナワポリビア協会資料

表－3 サンファン移住地の農業生産状況

生産内容	事業農家数	取扱量	作付面積	平均作付面積
稲作	59	45,301 トン	9,868ha	137ha
大豆（冬作）	36	5,571 トン	5,854ha	162ha
大豆（夏作）	33	5,571 トン	3,658ha	110ha
採卵鶏	71	112.3 万羽		
鶏卵販売数（個）		245,278,040		
肉牛	30	6,307 頭		
柑橘	59		575ha	
マカダミアナッツ	41		330ha	

出所：サンファンボリビア協会『サンファン日本人移住地移住概況2007～2008』サンファンボリビア協会, 14頁

2) 南米の日本人移住地と農業生産活動

南米諸国に多くの日本人が第二次世界大戦の前と後に移住し、農業生産地を開拓し、日本人の手による農業生産を中心とした移住地を形成している。ブラジル、ボリビア、パラグアイを中心に、農業生産活動を行っている多数の広大な農地がある。日系人農業生産者は、滞在国における農業生産に指導的な役割を果たし、それぞれの国に貢献している。パラグアイの日系人主導による大豆生産が、同国の輸出に大きく寄与している。

ボリビアではサンファン移住地の米生産、オキナワ移住地の小麦生産、ブラジルではトメアス移住地の森林を再生しながら農業生産を行う画期的な複合農法による胡椒やトロピカルフルーツ生産が日系人による農業指導で周辺小農民の所得向上に寄与している。アチバイアの花弁生産とイチゴ生産などを特に優れた例として挙げることができる。多くの日本人移住地では、その地域に適合した農作物、トウモロコシや小麦、大豆などの穀物類も生産されている。赤道直下にある熱帯地域のパラ州にある移住地では、他地域と異なりパームオイルの基になるデンデヤシ栽培、カカオ栽培や胡椒栽培が広大な農地で行われている。

南米諸国に展開する日本人移住地の農耕地は50～1,000ha（これ以上の面積を所有する大地主も存在する）と比較的広大で、50～250haの農地所有者が多い²³⁾。日本人がまとまって居住しているボリビアの移住地のデータを表－2に示す。サンファン移住地全体で約2万7千ha、オキナワ移住地で約6万7千haと広大な広さにある。

3) 南米における農地面積の拡大の可能性について

多くの日系人が生活する南米は、広大な土地からなり、今後、さらに農地化が可能な広大な未利用、低利用地が残っている。例えば、ブラジル西南部からパラグアイ東部にかけて分布するセラローシャ（間帯土壌）地域、アルゼンチンのパンパ（アルゼンチン中部のラプラタ川流域に広がる草原地帯）、ブラジルの国土の面積25%（2億ha）を占めるセラード地帯には、まだ多くの未利用地がみられる。

ブラジルのセラードを事例として農地拡大の可能性を検証する。セラードは、これまで農業に適さない不毛の地とされてきたが、1974年日本政府とブラジル政府が協力して開発に取り組むことになった。1979年「日伯セラード農業開発協力事業（PRODECER）」が開始された。その後、22年間（2001年終了）セラードの開発プロジェクトが続けられた。2001年の終了時までに34.5万haの農地が新たに開発され、セラード開発が進行した。しかし、開発した面積は、総面積2億haの0.17%にも満たない状況で、広大な土地が未だ未利用になっている。ブラジル農牧研究公社（EMBRAPA）試算²⁴⁾によると未利用地9,000万haを耕地に変えることによって穀物及び肉の生産を3.5億トン増加させ得るとして、さらに農業生産地と食料生産の大きな拡大が見込める。

このセラードには、多くの日系人が入植し農業生産活動を行っている²⁵⁾。

4) 南米の日系人と連携した日本の食料問題の解決策について

これまで考察した結果、①南米にはブラジルを中心に多くの日系人が居住している、②南米の日系人は大きな農業移住地を開拓し生活を営んでいる、③ブラジルのセラード地帯のように大きな未利用・未開拓の耕作地が存在する、④多くの南米からの日系人が日本に働きに来ている、⑤日本の食料自給率が極めて低く、世界の先進国中で最下位にある、⑥農業従事者の高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地が増大し作付面積が減少している、⑦日本では人口減少対策として、新たに移民の受け入れを検討している、ことが分かった。

これらの検討を踏まえて、日本の食料問題と人口減少の解決策として、次の諸点を提案する。

- ① 日本の血を引く南米日系人を日本の社会で起用する。南米日系人を、現在の日本社会のように労働者の補完や労務者などの蔑視的扱いのみでなく、対等の立場で起用を進め、人口増対策や農産物従事者の担い手として起用し、食料増産と食料消費の拡大を図る。
- ② 地方再生と地域の人口増加のために南米日系人を積極的に地方で受入れ、活用する施策を推進し、南米日系人が地域社会の活性化に寄与できる社会構造を創造する。
- ③ 南米の日本人移住地の拡大と農業生産の活性化を推進し、食料の安定的な供給確保の体制を強化する。
- ④ 日本から南米諸国の日系人社会に、新しい移住者を積極的に送り込み、日系社会の強化・拡大の方策を推進する。また、高齢化と跡継ぎ問題で縮小する日本人移住地を活性化し、日本の食料供給確保の拠点を強化することにより、食料供給の増大と安定供給の確保を図る。さらに、日系人の現地への同化による現地化が急速に進む中で、日本から南米へ日本人移民が、今日の時代に出ていくことにより、現地日系人社会において、日本人移民が増えることで、日本人の血の濃い人材が増え、現地日系社会の活性化が進み、日本との連携を主体にした、食料確保などの今後のプロジェクトの推進が容易になると思慮される。新し

い日本人の現地入りは現地日系人社会でも強く望まれている。

- ⑤ 南米の膨大な未利用耕作地を南米の日系人を起用して耕作可能地に変換することによって、日本人移住者（日系人）の耕作面積を拡大し、日本の食料供給の増大と安定確保を図る。中国や韓国、サウジアラビアなど諸外国は、食料確保のため中南米、アフリカを中心に諸外国で農業生産地を確保する戦略を進めている。日本は、特に国土が極めて小さい国であることから積極的に海外に農業生産地を求める必要がある。南米の日本人耕作地を拡大することは、現地国との摩擦を少なくし、現地国の農業生産の拡大に寄与しながら施策を推進できるメリットがある。
- ⑥ 日本人と南米日系人の人的交流を拡大強化し、双方の国において相互連携の円滑な推進が図れる社会構造を創造する。現地の日系人社会では、日本における南米日系人に対する興味が薄く、かつ弱い日本社会に対する期待度が薄れ、若い世代では日本離れを起こしている。優秀な日系人は、蔑視される日本に来ることを嫌い、正当に評価され実力を発揮し活躍できるアメリカやオーストラリアに働きに出る者が増えている。日本が積極的に南米日系人を起用すると同時に、南米日系人に魅力を抱かせる政策が必要である。
- ⑦ 日本社会に移民を導入することが検討されているが、まず、第一に日本との血のつながりがある南米の日系人を、前6項目を考慮し、移民の対象とする政策を進めるべきであろう。

4. おわりに

南米には、約200万人に上る日本の血を引く日系人が生活している。また、膨大な未耕作地があり大きな食料増産の可能性があり、日本から移住した日本人の血を引く子孫たちが、大きな農業移住地を確保し農業生産活動を行っている。さらに、移住先では、現地国の農業生産の拡大と強化に大きく寄与し、高い評価を得ているという現状がある。

日本は、南米の膨大な未利用地を日系人と連携し耕作地に変え、食料の増産体制を固め、食料安定確保の仕組みを創造することを考えるべきと思慮される。9,000万ha未利用地を農業生産可能地に変えることにより穀物及び肉の生産が、各3.5億トン増産できたとすれば、EMBRAPAの試算²⁶⁾によると8億人以上の扶養ができる量に相当する。

日本は、高齢化による耕作放棄地の増大により、農作物の作付面積が縮小し、農地面積の拡大と維持に苦慮している。また、人口減少が顕在化し、その対策が急務となっていて、新しい移民の導入と移民政策が検討されている。そのような社会状況の中で、食料自給率の低下が問題になり、自給率の向上対策と人口増加や開発途上国の生活の向上などにより世界的な食料需給の逼迫が予想され、輸入に多くを頼る日本の食料供給の安定的な保障が重要な課題になった。

その解決策として、日本にルーツを持ち日本と関係が深い南米日系人との連携を強化し、日本社会で南米日系人を積極的に起用し問題の解決に図る。また、南米に居住する日系人の農業生産地の利用拡大、日系人の起用により広大な未耕作地の開拓を進め農業生産地化することにより、日本の食料安定供給を確保することを方策として提案するものである。

註

- ¹⁾ 農林水産省『平成25年度食料自給率をめぐる事情』農林水産省、平成26年8月、p-1
- ²⁾ 農林水産省『現行の食料自給率目標等の検証（平成26年3月）』資料3、p-6
- ³⁾ 農林水産省『食料自給率目標の考え方及び食糧安全保障について、資料1-1』農林水産省、平成22年1月、及び、『現行の食料自給率目標等の検証①』農林水産省、平成26年3月
- ⁴⁾ 農林水産省「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月）」P-17
- ⁵⁾ カロリーベース食料自給率は、生命・健康の維持にはカロリーが不可欠であることから、供給カロリーが国内生産でどの程度賄われているかを示す指標。
- ⁶⁾ 生産額ベースの食料自給率は、国内農業の経済的価値を示す指標で、比較的低カロリーの野菜や輸入飼料に依存する畜産物等の生産活動をより適切に反映した指標。
- ⁷⁾ 特定の品目の自給率を示す指標、例えば「小麦の自給

率」など。

- ⁸⁾ 基礎的な食料である穀物の自給率を示す指標。
- ⁹⁾ 食料需給の全般的動向、栄養量の水準とその構成、食料消費構造の変化などを把握するため、日本で供給される食料の生産から最終消費に至るまでの総量を明らかにし、国民1人当たりの供給純食料及び栄養量を示すもので、農林水産省が制作し発表しているものである。食料自給率の算出の根拠として活用されている。農林水産省
- ¹⁰⁾ 農林水産省『平成25年度食料自給率をめぐる事情』農林水産省、2014.8
- ¹¹⁾ ・カロリーベース食料自給率＝国民1人1日当たり国産供給熱量(939kcal)÷1人1日当たり供給熱量(2,424kcal)＝39%
・生産額ベース食料自給率＝食料の国内生産額(9.9兆円)÷食料の国内消費仕向量(15.1兆円)＝65%
- ¹²⁾ 農林水産省『平成25年度食料自給率をめぐる事情』農林水産省、2014.8
- ¹³⁾ 農林水産省『現行の食料自給率目標等の検証（平成26年3月）』資料-3、p-2
- ¹⁴⁾ 「基幹農業従事者」とは、農業就業人口（自営農業を主として従事した世帯員）のうち、普段の仕事として主に農業に従事している者をいう。
- ¹⁵⁾ 農林水産省『平成25年度食料・農業・農村の動向』農林水産省白書、p-84
- ¹⁶⁾ 同上書、p-74
- ¹⁷⁾ 農林水産省『現行の食料自給率目標等の検証（平成24年度食料需給表）』農林水産省、資料-3、p-10
- ¹⁸⁾ 同上書、p-13～15
- ¹⁹⁾ 同上書、p-13、14
- ²⁰⁾ 同上書、p-6
- ²¹⁾ 2014年2月13日衆議院予算委員会で安倍晋三首相は、古川元久委員の「移民の受け入れ」に関する質問に対し、「国民的議論を経た上で、多様な角度から検討する必要がある」旨の答弁を行ったことにより、移民受け入れ問題が浮上した。2月24日内閣府より2015年から年間20万人の受け入れ、かつ、2.07の出生率の目標を早期に達成し、もって100年後の日本が1億人口を擁する国を目指すという未来構想を発表したことにより、移民受け入れ問題が俄かに取り上げられるようになった。一般社団法人移民政策研究所2014年10月18日
- ²²⁾ 外務省・中南米局中米カリブ課『日本と中南米・パンフレット』外務省国内広報室、2013、p-17
- ²³⁾ 日本の一戸当たりの経営耕地面積は平成25年度で全国平均2.12haである。農林水産省「農地に関する統計」より
- ²⁴⁾ 国分牧衛『南米の大豆栽培と国際共同研究』国際農林水産業研究センター生産情報p-40
- ²⁵⁾ 同上書、p-40
- ²⁶⁾ 同上書、p-40

参考文献一覧：

1. 福井千鶴『南米日系人と多文化共生』沖縄観光速報社，2010
2. 農林水産省『食料・農業・農村白書，平成21年度，平成22年度，平成23年度，平成24年度，平成25年度，平成26年度』農林水産省
3. 外務省『わかる・国際情勢』外務省，Vol－44，2009
4. 農林水産省『調査と情報』農林水産省，第546号
5. 国分牧衛，藤崎幸蔵編『国際農業研究情報 No.7』国際農林水産業研究センター，1997
6. 国際協力事業団『日本とブラジル農業協力・セラード農業開発協力事業』国際協力事業団（JICA）
7. 秋本満敏『日伯セラード農業開発協力事業・拡大計画・セラードに拓く世界の食料供給基地』カンポ日伯農業開発株式会社
8. 宮尾進『ブラジルの日系社会論集・ボーダーレスになる日系人』サンパウロ人文科学研究所，2003
9. サンパウロ人文科学研究所編『変貌するブラジル日系社会・中尾熊科学研究所，1977
10. 神門善久『日本の食と農・危機の本質』NTT出版，2007
11. 茂木創『誰のための農業政策なのか・自給率という幻』唯学書房，2011
12. 中村靖彦『日本の食料が危ない』岩波書店，2011
13. 毛受敏浩『人口激減・移民は日本に必要である』新潮社，2011
14. 島崎治道『食料自給率100%を目ざさない国に未来はない』集英社，2009
15. 藤原良雄編集『なぜ今，移民問題か』藤原書店，2014
16. 移民八十年史編纂委員会『ブラジル移民八十年史』移民80年祭典委員会・ブラジル日本文化協会，1996
17. 記念誌編纂委員会『ブラジル日本移民・戦後移住の50年』ブラジル・ニッポン移住者協会，2004
18. パラグアイ日本人会連合会（パラグアイ移住70年誌編纂委員会）『パラグアイ移住70年誌－新たな日系社会の創造』パラグアイ日本人会連合会，2007
19. イグアス移住地入植40周年記念誌編纂委員会『大地に刻む 第3集』社団法人イグアス日本人会，2003
20. サンファン日本人移住地入植50年史編纂委員会『拓け行く友好の懸け橋 汗と涙，喜びと希望の記録』サンファン日本ボリビア協会，2005
21. コロニア・オキナワ入植50周年記念誌編纂委員会『ボリビアの大地に生きる沖縄移民』オキナワ日本ボリビア協会，2005
22. トメアス開拓70周年祭典委員会記念誌委員会『アマゾンの自然と調和して』トメアス文化協会，2009

日本語教育と多文化共生への取組

—静岡県内のボランティア団体等の活動を中心に—

松 浦 康 世

Michiyo MATSUURA. Voluntary Japanese Teaching Groups in Shizuoka Prefecture: Attempts for a Multicultural Society. *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 2. February 2015. pp. 51 – 60.

This article investigates the activities of four volunteer groups working for a multicultural society inside Shizuoka Prefecture. Through their activities, we can see the needs and challenges of foreign people living in Japan as well as the roles of those volunteer groups in society.

The Agency for Cultural Affairs organized a committee on Japanese education for foreign residents in 2007. The agency continued discussion for promoting a multicultural society, and they introduced a Japanese teaching curriculum including teaching materials and guidebooks for local volunteers in May 2012. They also started to subsidize those volunteer activities.

These efforts are aimed to promote volunteer activities to support foreign residents. This article analyzes how those volunteer groups can continue their activities, and how the government, cities, and volunteer groups, including NPOs and corporations, should cooperate for a multicultural society.

1. はじめに

平成19年7月、文化庁の文化審議会国語分科会において日本語教育小委員会が設置され、日本語教育推進のための様々な施策が検討される中、日本国内に定住している外国人等「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実に向けての検討も進められてきた。平成22年には「日系定住外国人施策に関する基本指針」が打ち出され、翌年にはその行動計画もまとめられた。更に、平成24年5月の小委員会では「課題整理に関するワーキンググループ」が設置され、外国人との共生社会の実現に向けて、日本語教育の推進体制、日本語教育の内容や方法、日本語教育に関わる人材、日本語教育に関する調査研究などについて検討が続けられている。具体的な成果の一つとしては、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案、その活用のためのガイドブック、教材例集、及び日本語能力評価のための資料が作成された¹。

また、平成24年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業地域日本語教育実践プロ

グラムとして、日本語教育の実施、人材の養成・研修、教材の作成、地域の日本語教育体制の整備、関係機関との協力推進、取組成果の発信などを目的とした事業計画を募集し、優れた取組に対する支援も行っている²。

これまでも「生活者としての外国人」に対する日本語教育は各地のボランティア団体等によって積極的に行われてきており、団体ごとカリキュラムや教材が作成されてきた。しかし、文化庁が中心となり、地域の日本語教育コーディネーターの研修や協議会が開かれるようになったことにより、それまで県や市町村を中心とした連携でのみ行われてきたボランティア団体等も、他の団体と情報や意見を交換する機会ができ、地域の活動にも少しずつ影響を与えている。

そのような状況の中、各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育はどのように進められているのだろうか。本稿では、静岡県内ボランティア団体等のうち4つの団体を取り上げ、活動の様子と特徴を調査し、考察を加える。また、その活動内容から見えてくる学習者たちの日本語学習に関するニーズや生活上の問題点など

についても分析していく。

2. 静岡県内の在留外国人

1) 外国人在留者の数と分布

まず、本稿で調査対象としたボランティア団体等の活動の背景を示すために、静岡県内に在留する外国人の人数、国籍、在留資格、及び居住する地域について触れておく。

2014年6月の総務省の統計によると、静岡県に在留する外国人の数は75,435人で、都道府県別では全国第7位である。また、外国人が総人口に占める割合で見ると、静岡県は約2%である。

主な国籍は、人数の多い順に、ブラジル27,126人、フィリピン13,149人、中国11,872人、韓国・朝鮮5,634人、ペルー4,829人、ベトナム2,900人、インドネシア1,954人、タイ1,125人、アメリカ853人となっている。特徴的なのは、ブラジルやペルーなどの南米系外国人が33,025人であり、愛知県に次いで2番目に多く、総人口に占める割合が全国一高いことである。次に、フィリピン人の数も全国第5位であり、中国や韓国などの近隣諸国からの在留者数を上回っている。

市区町村別で見ると、ブラジル人は浜松、磐田、袋井、菊川、掛川、湖西の6市を合わせると、20,751人に上り、県西部に集中していることがわかる。外国人の総数でも県西部が最も多く、県中部のおよそ2倍である。県東部では富士市が4,586人、次いで沼津市が3,580人であり、両市を合わせると静岡市の8,198人に匹敵する数となる³。

2) 在留資格の特殊性

このように、静岡県では在留外国人の総数に対して、ブラジル人とフィリピン人の占める割合が高く、全体の53.4%を占めている。このことは静岡県内の外国人の在留資格についても一つの特徴を作り出している。それは、次に示すように、静岡県内に「定住者」や「永住者」の資格を持つ外国人が多いということである。

静岡県内のブラジル人の在留資格は、「定住者」と「永住者」及び配偶者等を合わせると全体の99.8%となり、フィリピン人も92.5%である。こ

れは、他の国籍の在留外国人と比較して非常に高い割合である。例えば、3番目に人数の多い中国人の在留資格は「技能実習生」、「留学」、「国際業務」、「技術」、「企業内転勤」など多岐にわたっており、「定住者」、「永住者」及びその配偶者等の割合は中国人全体の41.6%にとどまっている⁴。

この背景には、1990年の出入国管理及び難民認定法の改正により「定住者」という項目が新設されたことがある。「定住者」資格とは、特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して移住を認めるものである。具体的には、「日本人として出生した者の実子」に対して一律に定住資格が与えられるようになった。つまり、「定住者の実子」も「定住者」となるのである。ブラジル人の場合、日系一世が日本国籍を持ち、日系二世は二重国籍を持つため、三世以降の日系人はすべて「定住者」として滞在することができる⁵。フィリピン人の場合も、「日本人の配偶者等」となり、その子供たちも同じく「日本人の配偶者等」の資格を得て、その後「永住者」となるケースが多く見られる。

3) 日本語学習の必要性

「定住者」や「日本人の配偶者等」の資格は、「永住者」と同じように在留中の活動に制限がない。他の「短期滞在」や「技能」「留学」「研修」などのビザには就労の制限があるため、働こうとしても就業時間や職種が限定されるが、「定住者」であれば、そのような制限がなく、単純労働なども可能となる⁶。在日ブラジル人の分布を見ても愛知県、静岡県、三重県、群馬県、岐阜県などの工業地帯に集中しており、静岡県内でも、西部には自動車、二輪車、楽器などの工業地域があり、中部では水産業や食品加工関連の産業、東部では製紙・化学工業が発達した地域などがあるため、その規模に応じて人数も多くなっている⁷。

このような職種の傾向が、地域社会や外国人在住者に対して直接的な問題を引き起こしているとは言えないが、「永住者」や「定住者」資格により職種の幅が広がることから、在留外国人の日本語学習への意欲に対して影響を及ぼす可能性がある。永住者や定住者、及び配偶者等以外の外国人が取得できる就労可能なビザはすべて3か月から5年

までの期間が定められ、職種も就業ビザの種類ごとに範囲が定められている。そのため、就業ビザを取得するためには専門知識や技能を有しているか、あるいは企業に所属している必要がある。そのような資格を得るためには、ある程度の日本語能力も要求される場合が多い。就職や職務に際して高度な日本語が必要とされる場合と、日常会話以上の日本語が要求されない場合とでは、学習の動機づけにも差が出てくる。

4) 日本語学習の機会

それでは、日本語学習に対しての意欲がないことで、どんな問題が生じるのだろうか。もし、日本語力が不十分だったとしたら、生活にも支障をきたすのだろうか。

外国人が集住する地域をもつ市などでは『生活便利帳』や『健康カレンダー』といった冊子を作成し、住民登録、健康保険、医療機関、予防接種、防災、学校制度、ゴミの出し方など生活に必要なあらゆる情報を、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語等に翻訳し、市役所等で配布している⁸。また、ホームページでも、これら生活情報の他、イベントや観光などの情報についても各国語に翻訳したものを掲載している。市役所や国際交流協会などにはブラジル人やフィリピン人などの相談員を勤務させており、直接相談を受けることもできる。このように言語についてのフォローは充実しており、少なくとも市の体制としては、外国人に対する支援体制が整っているように見える⁹。

そうは言っても、長期間日本に滞在するのに、いつもそのような助けを借りているわけにはいかない。自立して生活するためには、やはり日本語を学ぶ必要がある。そのような必要性に対して、県内には30ヶ所の国際交流協会や国際交友協会等の公的助成を受ける団体の他、主に会員の会費で運営されるボランティア団体等があり、日本語教室を開催したり、日本語教師の紹介を行ったりしている。ボランティア団体等の日本語教室では日本語教師もボランティアであり、交通費程度の費用しか支給されない。しかし、ボランティアとはいえ、実際に外国人に教える場合には、日本語教師養成講座やボランティア教師養成講座などを受

講していることを要件としている団体が多く、教師の質の向上も図られている。

このような団体の活動により外国人は日本語の授業を90分300円から500円程度で受講することができる。民間の日本語学校などでは、就学の在留資格を持つ留学生たちが90分あたり1,500円以上を支払いながら勉強しているのに比べると格安である¹⁰。

しかし、費用が安くても、実際に日本語クラスを受講している外国人は少ない。これは経済的な問題ではなく、時間の問題、必要性や意欲の問題、言語学習に対する適応性の問題、あるいは外国人コミュニティの体質など、様々な問題が関わっているようである。ボランティア団体等は、そのような外国人の一人一人と向き合いながら、必要性に応じて支援を続けている。それぞれの地域の特徴も反映させながら、地道な活動が続けられている。

そのような取組の中で、どのように「生活者としての外国人」が抱える問題をとらえ、日本語学習と関わりを持たせていくべきなのか、静岡県内の四つの団体の活動を例にとり、考察していく。

3. ボランティア団体等の取り組み

1) 西部地区

前述の通り、西部はブラジル人をはじめとして外国人総数が最も多い地区である。そのため、ボランティア団体等の活動も活発に行われている。西部地区からは外国人の就労支援を中心に活動する「一般社団法人グローバル人財サポート浜松」とフィリピン人を中心に活動を行う「NPO法人フィリピンナガイサ」の二つの団体を取り上げる。

一般社団法人グローバル人財サポート浜松

この団体は、浜松市中区に活動拠点をもち、国籍、人種、性別、年齢の違いに関係なく、皆が安心して生活できる共生社会の実現をポリシーとして活動している。この団体の特徴として、その団体名の通り、「人は財産」であるという考えのもと地域の財産である人々を育成し、能力の開発・向上を支援することに主眼を置いている点がある。

一般に外国人支援というと、外国人が生活する上で日本人と同等の権利が受けられるように、必要最低限の日本語力や技能を習得させることであると捉えられているが、「グローバル人財サポート浜松」は、在住外国人の社会的自立を助けるだけでなく、高度人材化に向けた日本語教育、資格取得のための学習支援、及び就労のサポートを行っている¹¹。

具体的な活動の一つに、少子高齢化が進む日本社会において必要とされる外国人介護ワーカーの育成がある。介護のための日本語教室や資格取得講座を開講したり、ハローワークや福祉人材バンクとの連携により求人情報を提供し、就労支援も行ったりしている。更に、資格取得や就職までのメンタルサポートや、就労後のスキルアップを目的とした講座も提供している。製造業に従事する外国人社員や技術研修生を対象とした企業内日本語研修では、就労場面で必要な「ハウレンソウ」と呼ばれる報告、連絡、相談の仕方や作業工程の表現方法などを指導している。

このような就労サポートの他に、次世代の人材の育成にも力を入れている。地元の大学生ボランティアで構成されるグループ「WISH」は、就学前の外国籍児童を集め、学校体験教室を開いたり小学1年生の授業に参加して学習をサポートしたりする活動を行っている。外国籍の小学生が学校に馴染めず、問題として取り上げられることが多く、教育委員会などでも学校に日本語教員を派遣するなどの対策をとっている。この活動には、そのような問題を未然に防ごうという狙いがある。WISHはまた、小学校だけでなく企業など関係機関とも連携を図り、事業コーディネーターや街おこしの手伝いなどの活動も行っている。これは外国人の支援だけでなく、日本人の学生自身が多文化共生の社会づくりを担う人材となることを目的としている。

グローバル人財サポート浜松の堀永乃代表は「Quality of LIFE」という言葉を用いて、誰もが社会で活躍でき、自らの人生を謳歌できることが自然であると述べている。そして、外国人が「自己実現」を目指すことの大切さを強調している。持続可能な地域社会を構築するためには、在住外

国人の労働力、生産力、経済力、文化創造力を地域に活かしていく必要があり、それを実行するために、日本社会の外国人受け入れの姿勢を考え、多様な人々が活躍できる社会を実現させるべきだというのがこの団体の理念である。

このような理念や一つ一つの活動を見ても、目的が非常に明確である。強い目的意識がなければ達成できない活動であるとも言える。グローバル人財サポート浜松の場合、年会費として、個人会員から1口3,000円、賛助会員から1口10,000円を集めているが、会費収入や事業収入だけでは経営は成り立たない。そのため、事業のための主な収入源として県や文化庁から事業委託収入を得ている¹²。

まず、平成25年度の静岡県との協働事業としては「日本語教室向け防災イラストカード作成事業」を行った。イラストカードを活用して外国人県民に対して防災啓発を行うことを目的としている。完成したイラストカードは現在、静岡県のホームページでも見ることができる¹³。

また、平成25年度の文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業では、「地域に活力を与える外国人多文化共生コーディネーター育成事業」として、外国人と日本人の相互理解を深めるための日本語講座やその育成マニュアルの作成、多文化を活かした街の活性化のためのシンポジウムの開催、地域の活力となる外国人コーディネーター育成のための協議会設置などを行った。

県や政府からの委託事業を受託するためには事業の目的や活動計画が明確に示されていなければならないが、グローバル人財サポート浜松は、事業の取組に対して強い必要性と目的意識を持っている。それは、実際の活動にも裏付けされた明確な活動計画に表れている。

資金面だけでなく、地域の諸機関との連携も重要である。グローバル人財サポート浜松の場合、前述の大学生や企業等の他、浜松市や国際交流協会や浜松市中部協働センターとも連携した活動を行っている。中部協働センターとは、外国人を講師として、日本人に文化を紹介するという講座も開催した。日本人が異文化に触れることができ、外国人の人材を利用する機会にもなった¹⁴。

日本語教室については、対象をある程度日本語力のある外国人に絞り、転職や職位の向上などの社会的自立のためのプライベートレッスンをしているため、授業料も90分2,000円以上と、他のボランティア団体等の日本語教室と比べて割高である。学習者が日本語学習を資格取得の手段として捉えるためには、授業料も日本社会の水準で設定すべきだという考えに基づいている。

西部地区では浜松国際交流協会を初め、あらゆるボランティア団体等が日本語教室を開催する中で、グローバル人財サポート浜松は、それら支援の経験に基づき、外国人と社会の新たなニーズに目を向けた活動に取り組んでいる。

NPO法人フィリピンナガイサ

西部地区におけるもう一つの特徴的な団体として、NPO法人フィリピンナガイサがある。この団体も浜松市中区を活動拠点としている。フィリピンナガイサは、1994年、日本人配偶者と結婚したフィリピン人女性たちが仲間とともに日本語、日本文化、習慣、ルール、マナー等を学ぶために結成し、2012年にはNPO法人になった。近年は日本人配偶者だけでなく、滞在目的も多様化しており、男性や子どもの会員も増えたという¹⁵。

在住フィリピン人の来日背景には大きく分けて三つのタイプがある。一つ目のタイプは、日本人配偶者と結婚した女性である。滞在年数が長く、生活に支障がない日本語力と生活情報を持っている人が多い。

二つ目のタイプは、先祖が日本にルーツを持つ日系2世や3世である。静岡県西部地区では製造業が盛んであり、その仕事に従事するために、家族や親族単位で集住している。製造業に従事する人の場合、日常生活では工場と自宅の往復のみで日本語を使う機会が少ない。また、無職の中高年齢層も多く、日本語学習をしても習得が難しくなるため、職につけずにいたり、短期の仕事を繰り返したりしている。いずれの場合も日本語力が乏しいため、得られる生活情報が少ない。フィリピンナガイサの報告によると、このような人々の深刻な問題は「知らないことが多いのでわからないことや困っていることに気づいていない」というこ

とである。例えば、日本語教室で「税金」に関するテーマを扱ったところ、「何のために税金を払うのか」を初めて理解し、その後学習者が市民税を払うようになったそうである。このように、通訳のいる職場と自宅の往復だけの生活の中では日本語に不自由を感じることも少なく、何が問題なのかも気づかずにいることが多い。そして、日本での滞在が長期化し、高齢となり退職を迎えると、生活範囲は更に狭くなり、周りから閉ざされてしまうようになる。そのような孤立した生活を送らないためには、地域社会との共存を図り、必要な情報を自分で得ながら生活できる日本語力を身に付ける必要があり、この団体はそのための支援をしている。

三つ目のタイプは、日本人配偶者と結婚した女性が呼び寄せた子どもたちであり、現在、小・中学生から青年層までいる。日本で児童手当が支給されるようになり、フィリピンで親戚やメイドに子どもを預けた場合の養育費と金額的に変わらなくなったため、子どもを日本に呼び寄せるケースが増えている。または、預けていた親戚が高齢となり、面倒をみる人がいなくなったというようなケースもある。日本に呼び寄せられた子どもたちが抱える問題としては、日本の学校に入るための日本語と教科の学力が乏しい、両国の義務教育年数の違いから進学できない、資金がないので学校へ通うことができない等がある。成人して働こうと思っても、日本語力の低さや、ルールと慣習の違いから挫折してしまうことが多い。フィリピンナガイサは、このような子どもたちが日本のルールや生活態度を学び、日本語学習の大切さを感じることが大切であるとしており、そのための活動として、2012年から「ハロハロ教室」と呼ばれる国際交流事業において、浜松市内の小中学校に通うフィリピン児童を対象に、初期適応教室を開催している。また、静岡県全域で日本語教室やパソコン教室の開催、進路相談会の実施を行うほか、2012年にはタガログ語と日本語の進路ガイドブックを作成している。

フィリピンナガイサも、グローバル人財サポート浜松と同じように、県や文化庁の委託事業を受託し、その費用の中で目的に応じた活動を行って

いる。

平成25年度静岡県との協働事業としては「外国人児童生徒進路相談事業（緊急雇用対策事業）」を行った。パンフレットの作成や進路相談会の実施など、フィリピン人の児童生徒に対して進路相談を行うものである。

平成26年度の文化庁の委託事業では、フィリピン人たちが日本社会との接点を持ち、自信を持って日本人とコミュニケーションがとれるようになることを目的に、「バヤニハン日本語教室」を開き、生活に密着した場面に使用する日本語を学びながら、日本の文化、ルール、マナーなどについて皆で考える機会を与えている。会場も、浜松市だけでなく、磐田市と湖西市でも実施し、多くの人が参加できるよう配慮している¹⁶。また、日本語を学習する側だけでなく、日本語教育を行う人材も育成するために「バイリンガル指導者・日本語ボランティア養成講座」を開催し、フィリピン人や日本人をはじめ、その他の国籍の人を対象にバイリンガル指導や、在住外国人の自立支援のための情報・意見交換などを行っている。

以上のようなフィリピンナガイサの活動は、日本語教室でフィリピン人が日本語を身につけると同時に、在住外国人が日ごろから近隣の日本人と関わる機会を持つことを目的に行われている。タガログ語の「バヤニハン」という言葉は「たすけあい」という意味であり、皆で地域を作ろうという気持ちが込められている。フィリピン人たちが学び、そこに日本人が関わり、皆で協力していくことで、学習者の日本語能力向上と共生社会の実現につながっていくのだということと呼び掛けている¹⁷。

2) 中部地区

中部地区は、西部地区のような国籍の集中が少なく、比較的多国籍の外国人が在住している。

「定住者」や「永住者」だけでなく、5年以内の短期滞在の外国人が多いことも特徴である。ボランティア団体等が運営する日本語教室に来ている外国人の中にも、1年から3年の企業研修で来ている人や、「JETプログラム」と呼ばれるプログラムを利用して教育関係の就業ビザを取り、2年から3

年間各地の公立学校で英語を教えるALTなども多く見られる。

清水日本語交流の会

清水日本語交流の会は、平成27年1月に創立25周年を迎える歴史のある団体である。1990年11月の出入国管理法の改正により日系人の在留資格が緩和されたことを受けて日本語教室がスタートした。学習者2名の教室から始まり、企業で技能実習生などを受け入れるようになったことに伴い、企業ボランティアを開始し、夜勤の学習者のためには日曜日にプライベートレッスンをし、1995年からは中学校の校長からの要請により学校ボランティアも開始するなど、社会や学習者のニーズを考慮しながら対応してきた。創立10周年の記念式典には140名以上の人が出席し、各国の文化紹介や日本文化紹介のほか、懇親会や歌やダンスで日本人と外国人とが楽しい時間を共有するなど、着実に活動の幅を広げてきた¹⁸。

出版物やオリジナルの教材なども多数発行している。10周年記念誌『異質異文化との共生』から始まり、15周年には、生活のあらゆる場面での会話を集めた日本語教材『ようこそ清水へ』を発行した。続いて、教科書と共に使用できる練習帳や会話CD、10カ国語翻訳書、更に教師のための指導書も作成された。この指導書には、各課の文法項目や語句に関する指導要領が載せられているだけでなく、日本語文法に関する詳しい解説が書かれており、指導のための資料であるのと同時に日本語教育に関する専門的な知識を身につけるための学習書としても使用できる。その他にも『世界遺産カルタ』の第一集と第二集を作成・販売した。このカルタのイラストはすべてボランティア教師たちが描いたものであり、学習者たちからは「身近な教師たちが作成した手作りの暖かさを感じた」、また、「母国の世界遺産が挿入されていて嬉しい」という感想も出ている。その後も、20周年記念誌、『教室用語集』、『企業用語集』、『地球のくらしー学習者28か国の衣食住』が発行されている。また、創立25周年記念誌『日本語教室25年多文化発見』には、学習者が日本または清水へ来て感じたこと、日本語を学習し疑問に思ったこと、文化の違いや

学習者のスピーチや習字，教師が学習者との交流で感じたことなど，最近の話題を中心に，これまでの24年間に積み上げられた情報も集められている¹⁹。

清水日本語交流の会の主な活動は，週3回清水区内の公民館等で開かれる日本語講座の他，ホームパーティーなどの国際交流イベント，学校ボランティア，外国人児童への教育支援，ボランティア日本語教師養成講座などがある。また，ボランティア教師たちが定期的に集まり，日本語研究会を開き，講師を招いたり，日頃日本語を教えていて困ったことなどを話し合ったりしながら，日本語の指導法についての情報交換をしている。

このように，清水日本語交流の会のボランティア教師たちは自発的であり，自ら積極的に学ぼうという姿勢がある。一般的に，ボランティア団体による日本語教室は会費が安い一方，出席しなければならないという制約もないため，途中でやめてしまう学習者が多いが，この教室に通う学習者は継続率が高く，日本語能力検定試験にも毎回合格者が出ている。それも教師たちの指導に対する姿勢と熱意が関係しているのかもしれない。

学習者は，週3回の授業のうち都合の良い日を選ぶことができるが，週3回受講している学習者もいる。土曜日は特に参加者が多く，毎回30名近くの受講者がいる。それに対して，常にそれを上回る人数のボランティアが参加しているため，学習者はマンツーマンで授業が受けられ，レベルやニーズに合った指導を受けている。

清水日本語交流の会の運営は，ほとんどが会員と学習者からの会費で賄われており，委託事業としては静岡県国際交流協会の短期特別授業があっただけである。静岡市などからの助成もあるが，運営費全体から見れば，ほんのわずかである。そのような状況の中で，この団体が長く活動を続け，発展してきた背景には，効率的な連携体制と強い組織力がある。定期的な会員の定例会は出席率が高く，活動に際しての役割分担が明確にされている。会員たちが無理なく活動に参加でき，長く継続することで，会全体の地道な活動につながっている。その功績に対して，2005年には静岡県国際交流協会推薦により財団法人企業経営研究所国際

交流功労賞受賞，2006年にはユネスコ協会草の根助成，2007年には国際ソロプチミスト静岡クラブ賞受賞，2009年には静岡県文化財団活動奨励賞と静岡県国際交流協会20周年記念功労賞を受賞するなど，多方面からもその実績と活動の成果が認められている。

3) 東部地区

東部地区は，西部・中部と比較すると外国人の数は少ないが，地元の製紙・化学工業等が発達している地域があるほか，東京に拠点を持つ大企業が工場などを持つ地域もあるため，富士市や沼津市を中心に広いエリアで外国人が生活している。国籍別では，フィリピン人が最も多く，続いて中国人，韓国・朝鮮人となっており，ペルー人やブラジル人の割合は低い，全体の4分の1の外国人が永住者資格を持っている。

ふじのくに多文化共生ネット

ふじのくに多文化共生ネットは，平成25年春に設立されたばかりの団体である。静岡県東部を活動拠点に，多文化共生の地域づくりに貢献する人材の育成と活動の支援を行うための事業を推進することを目的としている²⁰。

ふじのくに多文化共生ネットの高澤啓子代表によると，東部地区では主に二つの課題を抱えているという。一つ目は，ボランティアが教えている入門・初級レベルの教室は多いが，中級以上の学習者を対象とする教室がほとんどないということである。二つ目は，教室同士の協働や，その他の機関との連携や交流が少ないため，在住外国人との協働や異文化理解のための情報発信力も弱く，地域で行われているボランティアやまちづくりなどの活動に参加しているのは日本人ばかりで，外国人が参加できないでいることである。その中で外国人の日本語学習環境の改善や社会参画を推進するためには，地域の日本人たちに外国人や多文化共生に興味を持ってもらい，外国人も日本人と共に地域で生活している住民であることや，日本語教育が外国人と日本人双方にとって，安心して快適に暮らすために重要であることを理解してもらうことが必要だとしている。

その目的達成のための取組の一つとして、平成25年度と26年度の文化庁委託事業において、外国人と日本人の多文化共生サポーター育成事業を行った。中級・上級レベルの日本語能力を持つ外国人が自分の住む地域に愛着を持ち、積極的に地域の活動に参加し社会参画できるようになるための日本語講座を開催し、外国人と日本人が協働し相互理解を深めるための機会を提供し、日本人に多文化共生の意義、多文化パワーの素晴らしさ、外国人に対する日本語教育が外国人のみならず日本人と地域にとって意義のあるものであることを理解してもらうための取組である。具体的には、静岡県、沼津市、三島市、富士市などの自治体の他、日本大学や地元の中学校、国際交流協会、博物館、その他観光地の施設などと協力して、四つの取組をしている。

一つ目は、「多文化共生サポーターのための日本語講座」である。平成25年度には県内の観光、防災、異文化理解等の多様なテーマを扱い、平成26年度には防災・社会、介護・看護、子育て・教育など生活面に焦点をあて、それぞれの分野における専門家を招いた講座を開き、ディスカッション、ワークショップ、プレゼンテーションなどで外国人と日本人が協力して作業できる活動を行った。

二つ目の取組として、平成25年度は「多文化共生サポーターによる世界文化遺産富士山と静岡県の魅力発見・発信プロジェクト」として、地域住民や大学生ボランティアなども参加する中、地元の文化や歴史について学び、地元住民とふれあい、外国人の目から見た富士山と地元の魅力をインターネットやポスターなどで発信する活動を行った。平成26年度は「多文化共生サポーターのための異文化コミュニケーション講座」を実施した。多文化共生サポーターに必要な異文化コミュニケーションについて外国人と日本人と一緒に学び、地域の活性化につなげるためのものである。大学教授を招き、様々な文化、異文化体験、異文化認識、世界の価値観などのテーマで講演を4回実施した。沼津、御殿場、富士、三島と、毎回違う会場で行い、それぞれの市の交流協会の理事や国際交流室の職員等により、地域の国際交流や外国人支援の取組について話を聞く機会も設けた。

三つ目の取組は、地域に活力を与える多文化共生を考えるシンポジウムである。二つの取組の成果を発表し、多文化共生や地域活性化に向けた取組の提言と情報発信を行うとともに、日本語教育や外国人支援、国際交流活動、外国人の市民参画などの意義について市民に呼び掛け、理解を促進させるものである。

四つ目の取組として、多文化共生サポーター育成協議会の設置と開催を行った。多文化共生、国際交流、外国人支援に対する住民の意識が低い東部において、市民の意識を高め、外国人が社会参画できるように必要なものを協議し、そのための体制整備と道筋づくりを検討するものである。

これら四つの取組の成果として、①同じ地域で暮らしている日本語能力が高い外国人と日本人が国籍を超えて知り合えた、②異文化について考え話し合う機会が得られた、③外国人と日本人が協働しながら活動することで相互理解と連帯感、地域への関心が生まれた、④普段外国人と接する機会の少ない日本人への良い刺激になった等の感想が寄せられた²¹。

4. まとめ

以上、静岡県内4つの団体の活動を取り上げてきた。その中で明らかになったことを次に整理する。

1) 在留外国人のニーズ

「生活者としての外国人」の多くは、日常不自由なく自立した生活を送るために、必要最低限の日本語力を身につけたいと感じている。そのニーズに応えるため、各団体では生活に密着した場面やテーマを取り上げて、サバイバルのための日本語教育を行っている。その後、生活に慣れてくると、日本語力が不十分だと感じることはあっても何とか生活はできるため、学習意欲が薄れ、日本語学習をやめていくケースが多いようである。

それでも一旦知り合いになったボランティア教師たちとは交流を続けている外国人も多い。清水日本語交流の会の場合を見ても、教室に通うのをやめてしまった外国人たちもホームパーティー等

には参加し、普段の生活の中でも折に触れて教師たちと連絡を取り合っている。信頼できる日本人の存在が外国人に安心感を与えるようである。このように言葉を超えて日本人のサポートを必要とすることもあるため、地域の日本人住民によるサポートは特に重要である。外国人に対する偏見もある中で、外国人と積極的に交流をするよう促すためには特別な取組が必要であり、その中でボランティア団体等が大きな役割を果たしている。

2) 日本語教育に関する取組

前述のとおり、在留外国人は必ずしも日本語学習に対して強い必要性を感じている訳ではない。しかし、フィリピンナガイサの報告にもあったように、日本語力が不足しているために生活にも支障を来していることに気づかずにいる外国人が多く、そのことが日本人からの偏見を招き、コミュニティの中で孤立する原因ともなっている。また、近年は高齢期を迎える外国人も増えており、外国人のライフサイクルも考えていく必要がある。外国人が老後も不安なく楽しく生活し、日本人と同じように社会の権利を享受できるようになるためには、自信をもって日本人コミュニティの中に入っていきだけの日本語力が必要である。日本人の偏見をなくすことも大切であるが、同時に、外国人自らが日本語を学習するよう動機づけを促すことも大切である。

児童生徒に対しては、教科を通しての日本語学習支援がされている。また、言葉の問題に限らず学校社会への適応や進路に関しても、社会環境や文化の違いから、日本人の子どもたちが体験する以上に難しさを感じてしまうことが多い。そのような児童生徒や母親などに対して、教育委員会による支援以外に、ボランティア団体等によっても相談会を開くなど細やかな支援が行われている。

日本語学習に関するもう一つの傾向として、今までは生活に密着した初級レベルの日本語教育が中心であったが、近年、中級・上級レベルの日本語教育を始める団体が増えてきたことがあげられる。生活に必要な日本語力を身につけた後、就職や転職などに必要な高度の日本語力を身につけたいという外国人が出てきたためである。これは、

日本社会において外国人の社会参画が重要視されてきたことも背景にある。外国人が日本社会の一員として活躍することは、日本社会や地域社会の活性化につながるのと同時に、外国人にとっても自己実現の手段となる。本稿で取り上げたボランティア団体等も、このような地域社会と外国人双方のニーズを感じ、迅速くそれに取組んできた。このことが地域社会を通して、人材育成や産業振興など、日本社会全体へも影響を与えている。

3) 多文化共生への取組

多くの団体は日本語教室を開くとともに、多文化共生への取組を行っている。単に生活のための日本語学習支援というだけでは学習の意欲が継続せず、十分な日本語力のないまま生活した結果、地域で孤立してしまうケースもある。いかに日本語学習に対して興味を持たせ、必要性を感じさせるかは、日本語教育という視点だけでなく「多文化共生」という大きな枠組みの中で問題を捉えていく必要がある。多文化共生の取組について、本稿でとり上げた4つの団体に共通していたのは、日本人と外国人が関わりを持つ場を提供することを重要視している点である。日本人住民の理解を深めるためには、単に異文化を紹介して知識を与えるだけでは不十分である。実際に関わり合いを持ち、コミュニケーションをとることで、お互いのことを深く理解することができる。地域のボランティア団体等が進めているのは、そのような個人レベルのつながりであり、それが広がったときに大きな力となって社会の中に現れてくるのである。地域差はあるものの、現状では日本人の理解も外国人の意識も低いと言える。そのような状況を打破して、更に地域社会の発展を進めるためにも、日本人と外国人の住民双方が関わる場を提供する取組を今後も続けていかなければならない。

4) 今後の課題

以上の通り、日本語教育と多文化共生への取組は社会にとっても必要なことであり、今後も継続していかなければならないが、それを遂行するにあたり難しさも出てきており、今後の課題として取り上げていかなければならない。

まず一つには、日本語教育や多文化共生に関わることのできる外国人サポーターや指導者になるための候補者が少なく、多くの団体では依然として日本人ばかりで活動を行っているという点である。外国人の参加者が少ないと、せっかく綿密に講座やイベントを準備しても期待通りの成果が上がらない。どうすれば指導者として育成すべき中・上級レベルの外国人を参加させることができるのかが大きな課題となっている。外国人の育成サポーターが増えてくれば、日本語ができない人に対しても、外国人コミュニティの中での呼びかけが可能となる。外国人の参加が増えるように、地域の外国人がどのようなテーマに興味を持っているのかなど、常に住民の意見を聞きながら活動を計画していかなければならない。

次に、ボランティア団体等に対する支援も課題となっている。県内で見られるほとんどのボランティア団体やNPOなどは、会員の会費によって運営されている。そのような中では、清水日本語交流の会のような強い組織力や会員の協力が無い限り、毎回ボランティアを募ってイベントを行うことには無理がある。また、本稿で取り上げたように、ボランティア団体等が一つの大きな事業をしようとする場合、文化庁や自治体の委託事業を活用することもできるが、このような一年契約の委託事業では活動を毎年計画し直さなければならず、講座や行事を始めても長く継続することが難しい。不定期なイベントに際して、その都度人々に参加を呼びかけたり、講師を募ったり、会計報告を書くなどの作業は、ボランティアたちにとって大きな負担となっている。もう少し長いスパンでの活動が計画できるよう、政府や自治体は、ボランティア団体等に対する支援体制を再検討する必要があるのかもしれない。

注

¹ 文化庁文化語部国語課文化審議会国語分科会日本語教育小委員会『日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）』（平成25年2月18日）1頁

² 文化庁ホームページ「生活者としての外国人」のため

の日本語教育事業

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/seikatsusya/index.html

³ 総務省総務局「在留外国人統計2014年6月末」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127507>

⁴ 総務省・前掲統計

⁵ 松尾友樹「日本における外国人移民の増加—静岡県浜松市の日系ブラジル人を中心に—」（平成13年1月17日）立命館大学経済学部山井ゼミ

⁶ 外務省ホームページ「ビザ（査証）」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/index.html>

⁷ 日本銀行静岡支店公表資料「静岡県の産業・金融面の特徴」（平成26年10月10日）

<http://www3.boj.or.jp/shizuoka/kouhyou/1410/1410dz.pdf>

⁸ 静岡市『生活便利帳』、菊川市『生活便利帳』、富士市『健康カレンダー』（平成26年3月）

⁹ 静岡県公式ホームページ（外国語ページ）

http://www.pref.shizuoka.jp/a_content/common/language/index.html

¹⁰ 公益財団法人静岡県国際交流協会「日本語教室リスト」（平成26年4月）

<http://www.sir.or.jp/foreigner/jproom/middle.html>

¹¹ グローバル人財サポート浜松「多文化共生のすゝめ」（平成26年8月）

¹² グローバル人財サポート浜松ホームページ

<http://www.globaljinzai.or.jp/index.html>

¹³ 静岡県「県民だより2013年10月号」

<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-110b/201310/korabo/index.html>

¹⁴ 浜松市中部協働センター「中部協働センターだより」平成26年6月号（号外）

¹⁵ NPO法人フィリピンナガイサ「バイリンガル指導者・日本語ボランティア養成講座」受講案内（平成26年度文化庁委託事業）

¹⁶ NPO法人フィリピンナガイサ「バヤニハン日本語教室」教室案内（平成26年度）

¹⁷ NPO法人フィリピンナガイサホームページ

<http://filipinonagkaisa.org/>

¹⁸ 清水日本語交流の会ホームページ

http://www.ac.auone-net.jp/~s.n.kk/P21_Activity.htm

¹⁹ 清水日本語交流の会「ABOUT US」

<http://shimizu-nihongo-club.jimdo.com/>

²⁰ ふじのくに多文化共生ネット「多文化共生サポーター候補者募集チラシ」

²¹ 文化庁『平成26年度文化庁日本語教育大会 日本語教育の地域連携の可能性を考える—外国人のライフサイクルという視点から—』（平成26年8月）

Cognitive Theory and Motivation in the EFL Classroom

Gary J. HENSCHIED

ゲーリー J. ヘンシャイド, ELF クラスにおける動機づけと認知理論. *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 2. February 2015. pp. 61 – 70.

多くの EFL の学生は、英語を勉強する動機づけが往々にして乏しい。これは多くの場合、認知のゆがみに起因している。また、人の感情や行動に影響を与える負の自己破滅的な思考（認知）がある。

デビッド・ベックによって確立されたカウンセリング認知療法はデビッド・バーンズらによって、英語学習における否定的な思考を健全な視点と入れ替える識別しやすくするためのモデルを提供し拡大した。

EFL における利用例を説明する。

Introduction

Cognitive therapy involves licensed clinicians identifying their clients' *thinking errors*, and then helping them replace their negative, self-defeating thoughts with healthier and more self-fulfilling ways of thinking. Psychiatrist Aaron Beck, MD has been widely regarded as the founder of the cognitive approach to counseling since he first expounded his ideas in *The Diagnosis and Management of Depression* (Beck, 1967).

Many individuals who read books on cognitive theory may be self-treating anxiety disorder or depression; however, many others are probably just open to the idea that new perspectives may help them to improve themselves and to reach their full human potential, sometimes referred to as self-actualization. It seems quite natural and perfectly appropriate then that teachers could use cognitive principles to motivate their students to study EFL as well.

This paper begins with a brief review of literature related to the history of cognitive theory, and of common distortions and thinking errors that may affect the attitudes of students towards learning in the classroom. This is followed by a general background and description of possible cognitive distortions held by university students towards the learning of EFL in Japan. The paper will then analyze and discuss possible ways that EFL learners can replace negative, self-defeating attitudes towards learning English with more positive attitudes.

1. Literature Review

In order to better understand the effects of cognitive distortions on EFL learners, the paper will review some of the ideas advocated by leading proponents of cognitive theory in counseling psychology. The literature review will begin with a review of the early applications of the approach in counseling – it will then cite several sources to establish both the need and potential for applications of cognitive theory in EFL.

1.1 Development of Cognitive Theory

A prominent name commonly associated with the cognitive approach to counseling is Beck's former student David Burns, an adjunct clinical professor of psychiatry and behavioral sciences at Stanford University (Burns, 1980). Numerous other counselors and psychologists use different methods, but they all help clients identify various harmful ways of thinking. The late Albert Ellis, for example is considered the founder of Rational Emotive Therapy, which aggressively confronts self-destructive thinking. The number of thinking errors on the various lists ranges from ten to fifty, however many therapists continue to favor the shorter list originally developed by Beck and later slightly adapted by Burns in the table in the appendix.

Experts at the Beck Institute for Cognitive Therapy have identified a dozen common thinking errors that can skew judgment and make it hard to appraise one's situation realistically (V. Andrews, 2000). Burns' list (see Appendix) includes ten very common and problematic ways of thinking, and judging from his words he considered it to be comprehensive: "Read over the following list of ten cognitive distortions that form the basis of all your depressions."¹ (Burns, 1980:32) Since we are going to borrow and apply concepts of cognitive therapy and apply them in EFL rather than in counseling the depressed, henceforth the word "clients" will be replaced with "students".

1.2 Irrational fears and common thinking errors in EFL

Failure can enhance progress toward one's academic goals, particularly when students understand the reasons that they failed. One study showed that students in Japan were not only more likely to receive corrective feedback upon failing exams than their North American peers, but that they were also more likely to learn from the experience of having failed and to succeed on subsequent attempts (S. Heine, et. al., 2001). In this light, rather than being a problem, failure could be seen as an opportunity to learn from mistakes and to improve oneself.

To a certain extent then, slight fear or nervousness can be good, and some maintain that the right type and level of fear can render it a powerful influence on motivation, with positive effects on mental acuity and learning. Unfortunately, in the EFL classroom, where practicing spoken English is essential, fear of making mistakes usually inhibits students from answering questions or commenting in class (McCroskey, et. al, 1985). Moreover, these fears may be compounded by cultural norms; for example, a well-known Japanese proverb says that "the nail that sticks up gets hammered down."² (R. Okada, 1955:28). The author will next attempt to expose such inhibitory fear as irrational.

Becoming fluent in English is an undertaking that takes even the most gifted individuals at least several years to accomplish, so average high school students can hardly expect themselves to be fluent by the end of high school, particularly since English is just one of several hard subjects that they are taking at any given time. Seen from this angle, the problem is not one of students lacking motivation, but one of students setting impossibly high goals and then feeling discouraged and defeated when they 'fail' to reach them. There are various reasons that students set unrealistically high demands on themselves, and now we'll analyze them in more detail by using Burns' classic list.

1.3 Should statements and all-or-nothing thinking

Pressure from parents and teachers may be partly to blame, but ultimately, the idea that students should or must be better in English arises mainly within themselves, and the overriding concern of most students is very likely to be the all-important objective of passing high school or university entrance exams.

Most university exams are multiple choice batteries that generally include a listening but not a speaking section, so students tend to be content with learning passive English skills and are less concerned with being competent at speaking English. This is unfortunate, because research indicates that English learners who are motivated by external factors such as passing exams generally make less progress than those who study with a genuine interest and desire for learning a language and its culture (H. Brown, 1991). Nonetheless, Japanese students are under heavy pressure to pass high school and university entrance exams, and academic stress has been cited by the Japanese National Police Agency (NPA) as a reason for students taking their own lives (E. Prideaux, 2007). They not only firmly believe they should pass them, some students are obsessed with the idea that they must do so.

Failing to meet ambitious goals and standards set by others, such as high test scores, would surely have negative effects on morale. In terms of Burns' model, at least three thinking errors can readily be seen: Students should meet the high expectations set by parents or teachers on tests (should statement) or consider themselves total failures (all-or-nothing-thinking), thereby negating any other point or value in learning (discounting the positive). (Burns, 1980:42)

Japanese students also tend to compare their English scores on international tests to those of their peers in other countries, and they worry that their scores have declined in recent years. International competition is all well and good, but the idea that students' scores are low and always will be needs to be recognized and dealt with as a baseless prophecy, another cognitive distortion (Burns, 1980; Boyes, 2013). As evidence to dispel the myth that standardized tests accurately measure ability for acquiring language, the author reminds his students of how quickly Japanese students improve their English skills after they've lived abroad in an English speaking environment for just a few months. The solution is simple: study abroad, or find the best methods that teachers and students are using abroad and apply them here.

2. Background

This section will briefly describe the contextual problem of how cognitive distortions may affect students who study EFL in general. This is followed by a brief description of the setting of students who study EFL at a private university in Japan, the focus of this paper. Finally, the section concludes with a brief description of cognitive distortions to be discussed and analyzed.

2.1 Statement of the Problem

Japanese students of EFL, like students of any rigorous course of studies, are often believed to lack motivation to learn English. Actually, as the paper will discuss later in more detail, the problem is not one of students lacking motivation entirely, rather many of them are motivated by external rewards or factors that are less likely to result in effective learning than if they were motivated by a genuine interest and love for

learning another language and culture.

A passionate interest and dedication to learning a foreign language is particularly hard in a notoriously insular society such as Japan. Despite an historic aversion to foreign influence that is still common today, many young people appear interested in learning English and other languages, but they often do not know how to learn effectively and do not have sufficient opportunities to practice using them.

The relatively small number of native or other fluent English speakers in Japan provides them with few reasons or chances to interact naturally, which surely leads many students to wonder what point there is in studying English for eight years, including six in junior and senior high school and another two years in college. Without any apparent need or purpose to work so hard, student motivation is prone to being affected by certain negative thoughts and attitudes towards the subject.

For example, a student might wrongly believe that he or she has very poor ability for learning English, or that he will never have any chance to use it anyway. Such thoughts are often entirely unfounded and irrational. Learning a foreign language is hard for everyone, yet many people master two or more languages and nobody can predict the future. The paper next provides a model for identifying and classifying these and various other cognitive distortions that negatively affect student motivation and achievement, and it then attempts to replace them with healthier perspectives.

2.2 Description of the setting

The subjects for this paper are undergraduate students at a private university in Japan who are majoring in international relations. In the author's impressions, which are based on more than 12 years of experience teaching English in several colleges and universities in Japan, most of the current students are highly motivated to learn English compared to students in other colleges and universities. Motivation in other schools and universities has seemed to vary more widely, and while some students appeared to be as strongly motivated to learn English as the students with career interests in international relations, others seemed far less interested or motivated to learn English.

Perhaps different attitudes towards learning a foreign language should be expected, since people quite naturally have different tastes and interests, and they are also influenced in different ways by their family backgrounds, teachers, friends and experiences. Generally speaking, however, university English classes appear rife with students in need for improvement in attitude, and while those students and their cognitions are the primary focus of this paper and are discussed in more detail in later sections, the same concepts are applied by many thousands of other individuals in various other settings, both inside and outside of education.

2.3 Cognitive Distortions

This paper relies primarily on David Burns' definitions of cognitive distortions and uses them to identify thoughts that might negatively affect students' motivation and attitudes towards studying English inside and outside of the EFL classroom (D. Burns, 1980:42). Other thinking errors that are less easily classified according to Burns' model will also be discussed, and examples of more positive perspectives are provided. Reflecting the diversity of the cognitive field, an expanded table of fifty cognitive distortions that others might find useful

in identifying negative self-defeating attitudes towards learning English was formulated by Alice Boyes (Psychology Today, 2013). Although the author's experience and frame of reference is in teaching high school and university classes, the same ideas can be applied to EFL students of any age and in any setting.

3. Discussion and Analysis

Now that the background and setting for the focus of this study has been given, this section of the paper will discuss and analyze more specifically how to overcome cognitive distortions that have an adverse effect on EFL learner outcomes, particularly with respect to university students who study EFL in Japan.

3.1 Replacing negative thinking

Talk with almost any person who has learned a foreign language and they will probably admit what a huge challenge it was, with numerous moments of frustration along the way. The slow and incremental rate of improvement can make it hard to even notice oneself making any progress, and that could lead students with ample aptitude for acquiring a second language to give up the pursuit altogether, or at least to devote less time to it. And that would be a shame, because if would-be EFL students understood that language learning is a very long and gradual process for virtually everyone, maybe they would be more inclined to persevere and continue their studies.

In order to acquire new vocabulary, research indicates that learners generally need to come across a new word anywhere from five to sixteen times before it is finally understood well enough to be used correctly (Nation, 1990:41). If students were aware that learning came so slowly to most other students as well, and if they knew that that virtually all other students experienced feelings similar to language learning being one step forward and two steps back, they might not become discouraged so easily.

Another way of coping with the slow rate of progress is to take the longer rather than the shorter view. If one compares one's English not to one month or one year ago, but to where it was three or five years ago, it would probably be much easier to notice that a great deal of progress may have actually been made. That's been the author's experience during fourteen years of learning Japanese, and it seems reasonable to think it would be the same for Japanese students of English (although junior high students hopefully wouldn't need to look back more than a few months to notice some change).

Rather than lamenting the enormity of the challenge, or even worse, denying the obvious fact that learning a language is hard work, it would be far healthier to consider the difficulty of the challenge as the basis for opportunity. If learning English were easy, then anyone could do it, and if anyone else could do it, there would be little point or value in learning it yourself. One person's difficulty is another person's opportunity, and almost anything worth doing in life is hard – to expect it not to be is to live in delusion.

3.2 Black-and-white thinking

Many teachers have probably noticed that students who hesitate to speak out spontaneously in class discussions often do much better when given sufficient time to prepare their answers in groups. But no matter how much the teacher encourages them not to worry about minor grammar mistakes, or assures them that

the only thing that matters is whether they can express themselves clearly enough to be understood, leading some classes in Socratic dialogue can be very frustrating, requiring that the teacher ask simple and leading questions to get students to share their thoughts at all. The possible embarrassment of making mistakes is one reason, but some students are probably spending too much time trying to reply in perfect English, which begs the question of how they became such English perfectionists.

Perhaps it would help to point out to them that they do not expect to be perfect in anything else they do. In baseball, a .300 hitter surely takes his turn at bat with confidence, and few students expect to get every answer right on a math test, or play every note perfectly on the piano. Why is it then that some students want to speak perfect English or none at all? Other students clearly enjoy pair work and group activities, feeling good that they can communicate in English despite limited vocabulary and grammar knowledge. Perfect English is not necessary for effective communication; in EFL class the perfect is the enemy of the good, and when students notice that their teacher is genuinely excited that they are communicating, perhaps their guards will come down on making mistakes.

3.3 Proactive vs. victim's stance

In light of all the negative thoughts that creep into and affect morale, not to mention the temptation to play video games or do almost anything besides study English, it's often a wonder to me that so many students overcome the odds and learn to express themselves as well as they do. And it's certainly no surprise that many become discouraged and suffer low morale, or perhaps even develop something of a victim's mentality, thinking, "poor me, I was born without any talent for learning English but I'm forced to take it anyway".

Selecting level-appropriate materials and content relative to students' lives are critical, and giving students plenty of compliments and encouragement, particularly for jobs well done, are important teacher responsibilities as well. Beyond that, it is this author's belief that students should be strongly encouraged to go beyond the minimal course requirements and utilize the many online and other resources available to them for studying and practicing on their own. In fact, most of my classes spend at least a half-hour each week exploring websites and searching for new ways to practice English, including some that are far less familiar or conventional than watching movies or listening to music.

For example, students are introduced to some of the newer online websites such as The Mixxer.com, www.language-exchanges.org, or shown how to meet language exchange partners in free magazines such as Metropolis. They are even shown the website for Sakura House, a large chain of foreign residence houses, and a fair amount of time is spent explaining the advantages of residing with foreigners, such as the reasonable cost to rent a room, but the main advantage is the unique opportunity to live together and practice English or other languages with native speakers in a natural environment. It's also a good idea to explain that around half of the residents are usually Japanese, which might encourage the curious but shy and fainthearted to consider a shared living arrangement. The idea is to show students that opportunities to practice English do exist in Japan, but that finding them requires thinking outside of the box.

3.4 Limitations of the cognitive approach

Teachers are not licensed counselors, and for that and a host of other reasons, they should be careful not to advise students on personal matters, or become personally involved with them. In the event that a student required special attention or professional counseling, the matter should first be referred to a Japanese teacher, preferably the homeroom teacher in a high school, or to a Japanese professor or someone in administration in a university. Despite their good intentions, foreigners are simply not qualified for such a role here, and even if it were legally allowed, their ability to counsel Japanese students would be limited by language and cultural barriers. With that caveat in mind, all teachers *are* expected to motivate their students to learn, and by using cognitive theory as its theoretical framework, this paper has hopefully provided useful examples of how its principles can be applied in the EFL classroom.

CONCLUSION

People have practiced one form or another of cognitive therapy for millennia, and the wisdom of people from earlier times is evident in the immortal words of philosophers such as Aristotle and Confucius. Moreover, as V. Andrews noted, Shakespeare had a metacognitive awareness of the importance of one's thoughts when he wrote in Hamlet, "There is nothing either good or bad, but thinking makes it so."³ (Fixing Common Thinking Errors, 2000: Retrieved from WebMD online).

What Aaron Beck and his cognitive approach to therapy provided was a model for recognizing the various forms of dysfunctional thinking that surely afflict everyone at times to one degree or another. And beyond that, he and other leading proponents of cognitive therapy explained the importance of replacing one's self-destructive thoughts with more positive, healthier ways of thinking that are more likely to result in happiness and self-actualization.

This paper has exposed some of the faulty forms of thinking that probably affect a number of students as they struggle through the hard and often seemingly insurmountable task of learning EFL. That anyone would sometimes become discouraged pursuing a goal requiring years of study and practice, or that occasional remarks such as "I'll never be able to learn English" might occasionally be overheard would hardly surprise any seasoned teacher, let alone teachers who have attempted to learn a foreign language themselves; in fact, almost all of us have probably succumbed at times to similar thoughts and experiences ourselves.

One of the keys to forging ahead and to eventual success in learning a language is overcoming our self-defeating thoughts and replacing them with more positive perspectives. For once we understand that learning English, like any other worthy goal in life, is indeed quite hard, but that the difficulty itself is the basis for our opportunity, we are more likely to continue studying and practicing hard and to eventually succeed. In my opinion and in the opinion of thousands of mental health counselors practicing cognitive therapy, those who learn to see things this way, or who recognize other negative ways of thinking about their studies and replace them with more positive ones, are far more likely to achieve their goals than those who do not.

Numerous studies have shown the effectiveness of cognitive therapy in mental health counseling, and although studies are needed to prove it effective in improving motivation for learning EFL, it seems reasonable

to expect that it would be. In fact, to believe that the cognitive approach originally developed by Beck to treat the anxious and depressed could not also benefit EFL students is itself a cognitive distortion identified by Boyes as the “In-Group Error”⁴ (Psychology Today, 2013: retrieved from webpage). Our field is rife with thoughts that would impede motivation for learning English, and this paper has provided a model and some hope that we as teachers have the means to help our students change their thoughts and to achieve their goal of learning English.

Appendix

Definitions of Cognitive Distortions (Burns, 1980:42-43)

1. **ALL-OR-NOTHING THINKING:** You see things in black-and-white categories. If your performance falls short of perfect, you see yourself as a total failure.
2. **OVERGENERALIZATION:** You see a single negative-event as a never ending pattern of defeat.
3. **MENTAL FILTER:** You pick out a single negative detail and dwell on it exclusively so that your vision of all reality becomes darkened, like the drop of ink that colors the entire beaker of water.
4. **DISQUALIFYING THE POSITIVE:** You reject positive experiences by saying they “don’t count” for some reason or other. In this way you can maintain a negative belief that is contradicted by your everyday experiences.
5. **JUMPING TO CONCLUSIONS:** You make a negative interpretation even though there are no definite facts that would convincingly support your conclusion.
 - a. Mind reading: You arbitrarily conclude that someone is reacting negatively to you, and you don’t bother to check this out.
 - b. The Fortune teller error: You anticipate that things will turn out badly, and you feel convinced that your prediction is an already-established fact.
6. **MAGNIFICATION (CATASTROPHIZING) OR MINIMIZATION:** You exaggerate the importance of things (such as your goof up or someone else’s achievement), or you inappropriately shrink things until they appear tiny (your own desirable qualities or the other fellow’s imperfections). This is also called the “binocular trick”.
7. **EMOTIONAL REASONING:** You assume that your negative emotions necessarily reflect the way things really are. “I feel it, therefore it must be true.”
8. **SHOULD STATEMENTS:** You try to motivate yourself with shoulds and shouldn’ts, as if you had to be whipped and punished before you could be expected to do anything. “Musts” and “oughts” are also offenders. The emotional consequence is guilt. When you direct should statements toward others, you feel anger, frustration and resentment.
9. **LABELING AND MISLABELING:** This is an extreme form of overgeneralization. Instead of describing your error, you attach a negative label to yourself: “I’m a loser.” When someone else’s behavior rubs you the wrong way, you attach a negative label to him: “He’s a goddam louse.” Mislabeling involves describing an event with language that is highly colored and emotionally loaded.
10. **PERSONALIZATION:** You see yourself as the cause of some negative external event which in fact you were not primarily responsible for. ”⁵

References

- Andrews, V. (2000). Fixing Common Thinking Errors. *Web MD*. Retrieved May 29, 2014 from <http://www.webmd.com/balance/features/common-thinking-errors>.
- Beck, A. T. (1967). *The Diagnosis and Management of Depression*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Beck, A. T. (1972). *Depression: Causes and treatment*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Boyes, A. (2013). 50 Common Cognitive Distortions, *Psychology Today*. Retrieved May 29, 2014 from <http://ja.scribd.com/doc/183483050/50-Common-Cognitive-Distortions-Psychology-Today-pdf>.
- Brown, H. (1991). TESOL at twenty-five: What are the issues?. *TESOL Quarterly*, 25: 245-260. doi: 10.2307/3587462.
- Burns, D. (1980). *Feeling Good: The New Mood Therapy*, New York: William Morrow and Company.
- Heine, S. J., Kitayama, S., Lehman, D. R., Takata, T., Ide E., Leung, C., Matsumoto, H., (2001). Divergent consequences of success and failure in Japan and North America: An investigation of self-improving motivations and malleable selves. *Journal of Personality and Social Psychology*, 81(4), 599-615. Retrieved May 30, 2014 from <http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/11642348>.
- Igoudin, A. L. (2008). Adult ESL Student Motivation for Participation in Advanced Language Learning. *The CATESOL Journal*, 20 (1), 27-48. Retrieved May 31 from <http://faculty.lacitycollege.edu/igoudin/research/AdultESLMotivation.pdf>.
- McCroskey, J.C., Gudykunst, W. B., Nishida, T., (1985). Communication apprehension among Japanese students in native and second language. *Communication Research Reports*, 2 (1), 11-15. Retrieved May 31, 2014 from <http://files.eric.ed.gov/fulltext/EJ921017.pdf>.
- Nation, P. (1990), *Teaching and learning vocabulary*. Boston: Heinle and Heinle.
- Okada, R. (1955). *Japanese Proverbs and Proverbial Phrases*, 28. Japan Travel Bureau. Retrieved June 8, 2014 from http://en.wikiquote.org/wiki/Japanese_proverbs.
- Prideaux, E. (Nov. 20, 2007), World's suicide capital – tough image to shake, *Japan Times*. Retrieved May 31, 2014 from http://www.japantimes.co.jp/news/2007/11/20/reference/worlds-suicide-capital-tough-image-to-shake/#.U4j3aXJ_tAI.

-
- 1 Burns, D. (1980). *Feeling Good: The New Mood Therapy*, 32. New York: William Morrow and Company.
 - 2 Okada, R. (1955). *Japanese Proverbs and Proverbial Phrases*, 28. Japan Travel Bureau. Retrieved June 8, 2014 from http://en.wikiquote.org/wiki/Japanese_proverbs.
 - 3 Shakespeare, W. in *Web MD*, Fixing Common Thinking Errors. Retrieved May 29, 2014 from <http://www.webmd.com/balance/features/common-thinking-errors>.
 - 4 Boyes, A. (2013). 50 Common Cognitive Distortions, *Psychology Today*. Retrieved May 29, 2014 from <http://ja.scribd.com/doc/183483050/50-Common-Cognitive-Distortions-Psychology-Today-pdf>.
 - 5 Burns p.42-43.

日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1)～(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図―1、表―1、写真―1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該箇所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著書名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著書または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年) 125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号(昭和14年1頁)

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, 73 *Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, “Zu Leben und Werk Heinrich Triepels”, *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “Préface historique à l’étude des notions de contrat”, *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

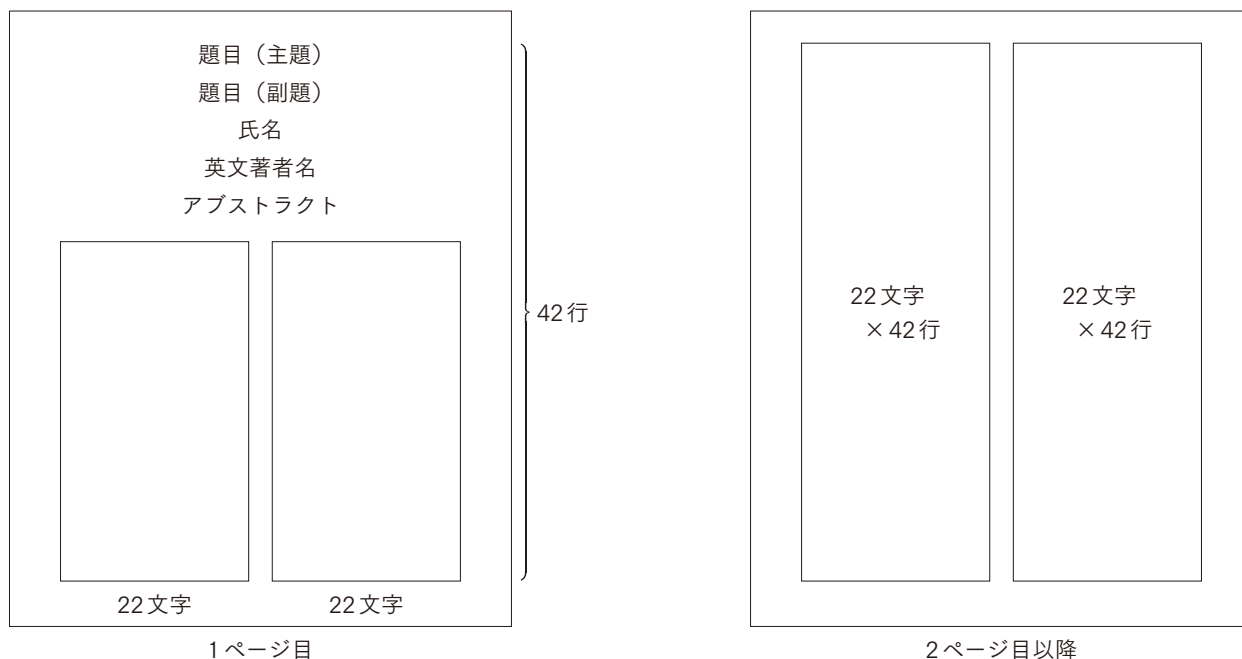
Wright, *op. cit.*, pp.226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以 上

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS
VoL.35 No.2 February 2015
CONTENTS

ARTICLES

The International Criminal Court and Terrorism

—Discussion about Terrorism in the Drafting Process of Rome Statute
of the International Criminal Court— Takayo ANDO ... 1

Un essai sur Salvatore Adamo:

Les deux “Inch’Allah” d’Adamo (1966 et 1993):

Changement de la façon de voir d’Adamo pendant 27 ans Toshiyasu ISHIWATARI ... 21

Arendt and Jaspers

—Centering around Two Interpretations of Kant’s Thought— Akihiko HIRANO ... 29

The Improvement of Food Self-sufficiency Ratio in Japan and the Role of Agricultural Production of
the South American Nikkeijin..... Chizu FUKUI ... 39

Voluntary Japanese Teaching Groups in Shizuoka Prefecture:

Attempts for a Multicultural Society Michiyo MATSUURA ... 51

RESEARCH NOTE

Cognitive Theory and Motivation in the EFL Classroom Gary J. HENSCHIED ... 61

『国際関係研究』総目次

創刊号(第1巻第1号) 1980年10月1日

創刊のことば

——あわせて国際関係学部設立の
経過を彙報することについて——

論 文

アフガニスタン問題の重大性

(特別寄稿)……………寺沢 一

ソ連の戦後アジア政策と国際関係

……………松本 博一

「北欧審議会」(Norðurlandaráð)の

国際法人格性について……………石渡 利康

1913年の連邦準備法について……………関 正一

アメリカのNational Market System I

……………三浦 寛也

メキシコの現地的経営組織文化の構造分析

——日本型組織理論のメキシコ

経営文化への移転性——

……………大泉 光一

インドネシアの農村社会構成に関する一考察

——ジャワとスマトラ

移住村開発を対比して——

……………奥 源造

试论中国广播语言

——从新闻播报法谈起——

(放送中国語試論)

……………山本 賢二

“The Killing of a Parent” in Seneca and
further discussions of the three Greek
tragedians and Shakespeare…………… Saburo SATO
M. I. CHAPLAN

日本ファシズムとロマン主義

——ドイツ・ロマン主義との

比較における「日本浪漫派」

試論——

……………松本 鶴雄

The Study of Japanese and American
Comparative Literature

…………… Yukinori IWAKI

書 評

A. J. Ryder, *Twentieth-Century**Germany: From Bismarck to Brandt.*

……………高橋 通敏

Stephan A. Schuker, *The End of**French Predominance in Europe: The Financial Crisis*
of 1924 and the Adoption of the Daves Plan

……………濱口 學

M・ヤコブソン著

『フィンランドの外交政策』……………塚本 哲也

荒居英次編『日本史の問題』……………所 理喜夫

『日本思想大系』……………藏並 省自

岩城之徳氏ほか編

『石川啄木全集』全八巻完結に寄せて

……………松井 利彦

秋山正幸著

『ヘンリー・ジェイムズ作品研究』

……………亀井 俊介

第2号(第2巻第1号) 1981年11月1日

論 文

国際関係論へのアプローチ……………高橋 通敏

賃金構造の国際比較について

——特に日本と欧米との間の

職業間賃金格差を中心として——

……………石原 孝一

アメリカのNational Market System II

——証券市場の機関化現象と

四つの文書——

……………三浦 寛也

日台貿易共存の可能性……………林 俊男

国際関係の国内税制への影響

——ガット第16条と輸出所得

控除制度の廃止問題——

……………吉牟田 勲

E C 構成国におけるloyalty抵触問題

……………石渡 利康

メキシコ人従業員のモチベーション

管理の研究

——Maslowの「欲求階層理論」を

適用したロヘリオ・ディアス・

グレロの「メキシコ人従業員の

モチベーション誘因仮説」の

考察を中心として——

……………大泉 光一

朝鮮の親等計算方法……………李 丙洙

中国共产党对台湾的宣传广播

——中国人民解放军福建前线

广播电台《新闻与时事》

节目之分析——

……………山本 賢二

The Vicious Circle in Euripides'

Revenge Plays: Mainly on *Orestes*

…………… Saburo SATO

M. I. CHAPLAN

書 評

秋山正幸著『ヘンリー・ジェイムズ

作品研究』について

…………… A. Owen ALDERIDGE

馬場伸也著『アイデンティティの

国際政治学』……………青木 一能

W. M. Scammel, *The International**Economy since 1945~1980*

……………石原 孝一

大泉光一著『ラテン・アメリカの

資源と経済』……………梅津 和郎

S. Ginea & M. S. Archer (eds.), *Contemporary Europe: Social Structures and Cultural Patterns*
八幡 康貞

M. K. Dziewanowski, *Poland in the 20th Century* 松本 博一

第3号(第3巻第1号) 1982年6月30日

論 文

日本における能の研究の近況.....西 一祥
 The Modern Family in Ionesco's
Jacques, Albee's The American Dream, and Betsuyaku's *Idō*
 John T. DORSEY

北朝鮮の言語政策
 ——漢字語彙の整理を中心に——
李 丙洙
 朴 鎔暉

技術移転と人的資源.....石原 孝一
 モーラの石とエーリックスガータ(全国巡回)
 ——スウェーデン「地方」時代における
 国王選出過程——
石渡 利康

研究ノート

国際関係研究の共通課題.....中村 昌介

書 評

湯浅泰雄著『和辻哲郎—
 近代日本哲学の運命』
小坂 国継
 石原孝一著『アメリカ労働市場論』
関谷 耕一

ILOと最低賃金制(Minimum Wage
 Fixing: An international review of
 practicesand problems)
石原 孝一

核拡散は危険ではない
 (The Spread of Nuclear Weapons:
 More May Be Better)
高橋 通敏

第4号(第3巻第2号) 1982年11月30日

論 文

経済の国際的相互依存性と貿易
 偏向について.....柴田 裕
 発展途上国におけるインフォーマル・
 セクターの役割.....石原 孝一
 韓国の새마을運動と農村社会.....李 丙洙
 アメリカの1975年証券諸法改正法について
三浦 寛也

国際経営環境の評価とリスク対応策
 ——Haner, F. T.の経営環境の評価・
 予測の論理的展開およびラテン・
 アメリカ諸国の経営環境評価の
 考察——
大泉 光一

ヨーロッパ統合の思想的源流
 ——サン・シモンに関する一考察——

.....藤原 孝
 Meth logh skal land bygiaes
 ——ユーラン法(Jyske Lov)にみる
 法治主義——
石渡 利康

生活科学の原論的研究
 ——生活様式と行動様式——
山本 惇一

ヘンリー・ジェイムズの
 『国際エピソード』論
 ——異文化の衝撃——
秋山 正幸

超自然現象を通じての父と子
 ——『ハムレット』と島崎藤村
 『破戒』を中心に——
佐藤三武朗

The Use of the Grotesque in
 Betsuyaku's *Zō* J. T. DORSEY

書 評

Y. H. Kim編『韓国の経済発展と
 地域住民運動』.....石原 孝一
 丸谷オ一著『裏声で歌へ君が代』
松本 鶴雄

James J. Y. Liu,
Chinese Theory of Literature
林 俊男
 国際関係学部の出自(Ⅱ).....権田 隆富

第5号(第4巻第1号) 1983年6月30日

論 文

IMFの為替相場政策監視と
 国際経済の相互依存.....柴田 裕
 統一労働者党と「連帯」
 ——1980～83年ポーランド危機の一考察——
松本 博一

「北欧非核地帯」構想
 ——その歴史的展開と法的構造——
石渡 利康

ラテンアメリカNICsの工業製品輸出戦略
 ——産油国NICsベネズエラの経済
 構造の特徴と輸出代替的工業化
 政策——
大泉 光一

CHUSHINGURA: The Vendetta
 by the Royal Ronin(一)
佐藤三武朗

Burk's *Female Patriotism*:
 Jeanne D'Arc and the American Republic
 J. T. DORSEY

学会動向

民族集団の持続性と変貌
 ——民族関係論の最近の文献について——
八幡 康貞

書 評

世界の中の能：法政大学能楽研究所編
西 一祥

第6号(第4巻第2号) 1983年11月30日

論文

為替相場不安定の原因とコスト

.....柴田 裕

国際労働市場の形成と多国籍企業の役割

.....石原 孝一

アメリカのNational Market System III

——NMS開発の推移——

.....三浦 寛也

石川啄木とロシア

——女性革命家ソフィア・

ペロフスカヤをめぐる——

.....岩城 之徳

ジェイムズと南北と円朝(II)

——東西の亡霊物語の比較考察——

.....秋山 正幸

中米紛争と米国の政策.....坂本 博

海外融資にかかわるカントー・

リスク評価の研究手法論.....大泉 光一

『破戒』と『ハムレット』における父子関係

——父の戒と逆説を中心に——

.....佐藤三武朗

中華人民共和国中央人民放送局の

日中両国首相相互訪問に関する

報道内容分析.....山本 賢二

日本大学学術研究助成

〈総合研究〉中間報告

’80年代転換期、北欧福祉諸国家の動向

——日本への示唆と日本の対応——

小 序(研究代表者).....高橋 通敏

1. 日本・北欧交流の史的推移.....藏並 省自

2. 統合と北欧諸国

——政治的統合を中心として——

.....高橋 通敏

3. 北欧諸国の経済とその教訓.....福田 雅一

4. 福祉国家比較の前提

——それぞれの国の近代化の性格——

.....高須 裕三

5. 北欧諸国の財政政策の諸問題とその動向

.....田中 啓一

6. スウェーデンにおける小売業の

構造変化とバイインググループ、

イーカ.....内藤 英憲

7. スウェーデンにおける法文化

デモクラシー

——その発現としての新姓名法——

.....石渡 利康

第7号(第4巻第3号) 1984年3月25日

論文

労働基準の国際化について

——法定最低賃金の決定基準をめぐる——

.....石原 孝一

IMFの融資条件(1).....柴田 裕

「200カイリ」と日本の漁業

——米国およびソ連の対日

漁獲割当を中心にして——

.....青木 久尚

ノルウェー法における「国家秘密」の概念

——Gleditsche-Wikles事件を

めぐって——

.....石渡 利康

ビルグリム・ファーズと島崎藤村

.....佐藤三武朗

「真理の基準」キャンペーンの解析

“真理標準”運動分析.....山本 賢二

研究動向

アメリカにおける最低賃金制の

経済効果の研究動向.....石原 孝一

A Comparative Study of New Defini-

tions of Masculinity in the U.S.A.

and Japan: Ages 19 to 20 —— Summary

of the Papers Presented

in Unanimous Co-operation at

The 6th World Congress of Sexology

in Washington, D.C., U.S.A., May 22-27, 1983 ——

.....Shere D. HITE

Toshiyasu ISHIWATARI

書 評

本渡諒一・南啓栄著

『韓国商標法の解説』.....李 丙洙

第8号(第5巻第1号) 1984年7月10日

献呈のことば

——高橋通敏博士古稀記念号

発刊に際して——

.....高梨 公之

論文

平和への模索

——大国の集団行動の提唱——

.....高橋 通敏

米中関係と台湾問題.....松本 博一

IMF「監視」の新しい解釈.....柴田 裕

労働基準の国際化とILO条約.....石原 孝一

1900年—1945年間ににおける日独政治経済関係

.....E・パウアー

北欧国際関係におけるオーランド島

——オーランド島の自治と独立化——

.....石渡 利康

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞.....岩城 之徳

林 丕雄

明治文化史とシェイクスピア.....佐藤三武朗

The Theme of Survival in John Her-

sey's *Hiroshima* and Ibuse Masuji's*Black Rain*.....J. T. DORSEY

精神汚染除去キャンペーンの解析

.....山本 賢二

書 評

Prof. Dr. Chin Kim, *Selected**Writing on Asian Law*

.....李 丙洙

新華出版社『毛沢東新聞工作文選』

.....山本 賢二

高橋通敏博士略歴及び主たる業績

第9号(第5巻第2号) 1984年12月20日

論 文

国際技術協力の現状と課題

——ILOのTechnical Cooperationを
中心として——

.....石原 孝一

アメリカNASDAQ市場の最近の動向

.....三浦 寛也

Knowledge and Action in Environ-
mental Politics: Effects of Knowle-
dgeability Upon Public Policy At-
titudes in Post-Industrial Japan and
the U.S. Nicholas P. LOVRICH, Jr.
Takematsu ABE
John C. PIERCE
Taketsugu TSURUTANI

北欧協力の史的背景.....石渡 利康

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞(二).....岩城 之徳
林 丕雄

明治期精神史における

シェイクスピア(その一)

——ポーロニアス受容を通して——

.....佐藤三武朗

“Human Rights and the Theatre of the Absurd:
Beckett’s *Waiting for Godot* and Ionesco’s *Rhi-
noceros*”

..... J. T. DORSEY

書 評

Angelos Th. Angeloulos,

*Global Plan for Employment:**A New Marshall Plan.*

.....石原 孝一

大泉光一, 今井圭子, 小池祥一著

『ラテンアメリカ中進国の資源と工業化』

.....堀坂浩太郎

中国社会科学出版社『中国新聞年鑑』

.....山本 賢二

第10号(第5巻第3号) 1985年3月25日

論 文

多国籍企業研究における学際性と専門性

.....石原 孝一

IMF改正協定における融資条件

.....柴田 裕

食糧資源と飢餓の構造

——アフリカの食糧危機を

中心にして——

.....青木 久尚

北欧協力の機能的法構造

——北欧審議会と北欧閣僚審議会——

.....石渡 利康

胡耀邦書記訪日報道の分析.....山本 賢二

日中対訳石川啄木秀歌鑑賞(三).....岩城 之徳
林 丕雄

『新体詩抄』と「第三の独自」受容

——明治精神史における

シェイクスピア(その二)——

.....佐藤三武朗

Small Graft Warnings:

The World and How to View It

(From a Bar in Southern California)

..... J. T. DORSEY

書 評

安藤勝美他著『世界の議会10アフリカ』

.....青木 一能

復旦大学出版社『中国文化研究集刊』

.....山本 賢二

第6巻第1号 1985年7月

論 文

国際移民労働の類型と移動パターンについて

.....石原 孝一

IMFの融資条件のガイドライン

.....柴田 裕

共同社会と市民社会

——国際関係論の構築——

.....森本 義輝

北欧協力の諸相

——1. 北欧文化協力——

.....石渡 利康

中曽根首相訪中報道の分析

——中曽根首相訪华新聞分析——

.....山本 賢二

「オフェリアの歌」の

浪漫主義的受容と変容

——新声社同人から

『文学界』同人へ——.....佐藤三武朗

朝鮮における近代法思想の顕現(上)

——「刑法大全」の頒示を中心に——

.....李 丙洙

第6巻第2号 1985年11月

論 文

第三世界における貧困と所得構造

.....石原 孝一

わが国外国為替制度の問題点と改善の方向

.....大塚順次郎

金融・資本市場の自由化

——現状と問題点——

.....三浦 寛也

シェイクスピア受容とゲーテ座

.....西 一祥

ヘンリー・ジェイムズの

『黄金の盃』における

マギーの苦悩と成長.....秋山 正幸

中村敬宇と英国近代精神

——英国留学と『西国立志編』

訳出との関係において——

.....佐藤三武朗

Literature Related to the Atomic Bomb

From Hiroshima to the End of the World

..... John T. DORSEY

北欧国際関係における

フェルヤル島(Føroyar).....石渡 利康

アメリカ連邦政府の財政援助と産業規制	阿部 竹松
朝鮮における近代法思想の顕現(下)	
——「刑法大全」の頒示を中心に——	
	李 丙洙
書 評	
岩城之徳著『石川啄木伝』	
(1985年筑摩書房)	
——比較文化論的書評——	
	千栄子・ムルハーン
Gerhard Brirkmann. Oekonomik der Arbeit, Band I, Grundlagen. Klett-Cotta, Stuttgsrt 1981, S. 344	
	石原 孝一
国際関係学部学術研究業績一覧	

第6巻第3号 1986年3月

論 文	
IMF融資政策の動揺：1981-82	柴田 裕
朝鮮の姓	
——由来と韓国・北朝鮮の	
現行制度を中心に——	
	李 丙洙
世界史の現代的考察	森本 義輝
サーメの土地(Samiid ædnan)における権利	
	石渡 利康
島崎藤村と沙翁「悲曲 琵琶法師」の	
構造分析	佐藤三武朗
Saint Joan's Story: Visions and	
Revisions	J. T. DORSEY
研究ノート	
北欧における内政自治法	石渡 利康

第7巻第1号 1986年7月

論 文	
第三世界における貧困と人口・雇用	石原 孝一
朝鮮民事令の二元性(上)	李 丙洙
アイスランドにおける基本法上の緊急権	
	石渡 利康
島崎藤村と沙翁(その二)	
——ドラマへの挑戦：	
『悲曲 茶のけぶり』の「自序」	
及び五小作品を手がかりに——	
	佐藤三武朗
米国における海外適応訓練の歴史と	
タイロロジーについて	西田 司
Enzensberger's <i>Das Verhör von</i>	
<i>Habana</i> : Lessons from the	
Bay of Pigs	J. T. DORSEY
研究ノート	
アイスランド議会資料	石渡 利康

第7巻第2号 1986年11月

論 文	
現代に生きる「戦争と平和の法」	
(グロティウス)	
——国際関係思想と歴史的現実——	
	松本 博一
レバノン紛争の国際政治環境	
——オスマン時代から1958年内戦まで——	
	山下 高明
アメリカ連邦政府の雇用安定政策と	
企業の新しい動向	阿部 竹松
北欧諸国における安全保障政策決定	
要素としての「ノーディク・バランス」	
概念	石渡 利康
日本の漁業をめぐる国際環境	青木 久尚
第三世界における経済開発と所得配分	
	石原 孝一
アメリカにおける銀行・証券業務の分離	
	三浦 寛也
日本的経営のブラジル移転	
——NECブラジルのケースに見る——	
	大泉 光一
朝鮮民事令の二元性(下)	李 丙洙
ペルー社会問題に関する一考察	
——共同体とインディヘニスモ——	
	坂本 博
日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞	岩城 之徳
	舟田 京子
島崎藤村と沙翁(その三)	佐藤三武朗
「悲曲 茶のけぶり」の主題と構造	
Sam Shepard's Old Man in Fool for Love	
	J. T. DORSEY
比較法による日本の家族の	
社会化と凝集性	寺田 篤弘
不確実性減少理論に関する個人的	
及び文化的影響	西田 司
	W. B. GUDYKUNST

研究ノート

開発経済学の可能性	森本 義輝
-----------	-------

第7巻第3号 1987年3月

論 文	
現代シリアの宗教構造と政治権力	山下 高明
発展途上国における福祉政策と最低賃金制	
	石原 孝一
現行韓国民法に刻まれた律令の残滓	
——「異性不養制」を中心に——	
	李 丙洙
サーメの内政自治権	石渡 利康
「参考消息」の歴史について	
関於“参考消息”的歴史	山本 賢二
日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞(二)	岩城 之徳
	舟田 京子
島崎藤村と沙翁(その五)	
——「朱門のうれひ」の主題と構想——	
	佐藤三武朗

The Mother-Figures in *Long Day's*

Journey into Night……………J. T. DORSEY
コミュニケーションの概念とモデル
……………西田 司

研究ノート

外国立法資料・ノルウェーの選挙法
……………石渡 利康

書 評

高島善哉『時代に挑む社会科学
——なぜ市民制社会か』……………森本 義輝

第8巻第1号 1987年7月

論 文

現代トルコの世俗主義とイスラーム
……………山下 高明

続現行韓国民法に刻まれた律令の残滓
——「同姓不婚制」を中心に——
……………李 丙洙

ノルウェーのサーメ議会創設法案
……………石渡 利康

日印尼対訳石川啄木秀歌鑑賞(三)
——歌集「悲しき玩具」を中心に——
……………岩城 之徳
舟田 京子

藤村における自我の追求
——「破戒」における懺悔と
告白を中心に——
……………佐藤三武朗

Man and Machine in *Die Weber,*
Die Maschinesstürmer and
the *Gas Trilogy*……………J. T. DORSEY

Assessing Sanskrit Literature
Part 1: The Sanskrit Language
……………D. J. BISGAARD

異文化教育のための
ビデオ教材の研究及び開発……………西田 司
明治初期のイギリス文化摂取二例
——馬場辰猪と小野梓(その一)——
……………高橋 公雄

研究ノート

ウップサラ法哲学派、過去と現在
……………石渡 利康

海外立法資料

デンマークの議会選挙法……………石渡 利康

第8巻第2号 1987年11月

論 文

ハロルド・ラスキの国家論と国際関係思想
……………松本 博一

ヌメイリー治下スーダンのイスラームと政治
……………山下 高明

日米経済摩擦の構造的要因
——アメリカのハイテク産業と
国際競争力——
……………石原 孝一

金融先物取引の現状……………三浦 寛也
李氏朝鮮王朝の法典編纂事業(上)

……………李 丙洙
シングヴェドリル(Pingvellir)……………石渡 利康
法の動態における3位相と国家平等
……………渡部 茂巳

米国人と日本人のダイアドにおける
不確実性の減少……………西田 司

W. E. グディカンスト
E. チュア

日韓対訳石川啄木秀歌鑑賞(一)……………岩城 之徳
黄 聖圭

ヘンリー・ジェイムズの
「アメリカ人」について
——アメリカのアダムのイメージ——
……………秋山 正幸

島崎藤村：告白と自白の位相
——丑松と近代精神——
……………佐藤三武朗

Hiroshima in World Literature:
Foreground./ Background.
Past/ Present/ Future
……………J. T. DORSEY

Assesing Sanskrit Literature: Part II,
The Sanskrit Lexicon……………D. J. BISGAARD

日本大学三島図書館における
ラフカディオ・ハーン文献解題(I)
……………萩原 順子

研究ノート

Production Bases for Exports of the
USA and Multinational Enterprises in
the Pan-pacific Age
……………大泉 光一

第8巻第3号 1988年3月

論 文

李氏朝鮮王朝の法典編纂事業(下)
……………李 丙洙
パキスタンの政治変動とイスラーム
……………山下 高明

日本の漁業をめぐる国際環境(II)
……………青木 久尚

ガムリ・サウットマウリ(Gamli Sáttmáil)
——アイスランド自由国の終焉——
……………石渡 利康

「連合国経済会議」と日本政府
……………佐々木久信

戦時のヒステリー
——日系人排撃を加熱されたアメリカ・
マスコミの役割と責任——
……………佐藤三武朗

中国共産党の言論紀律……………山本 賢二

日本人大学生のコミュニケーション不安
……………西田 司

日韓対訳石川啄木秀歌鑑賞(二)
……………岩城 之徳
黄 聖圭

明治初期のイギリス文化摂取二例

——馬場辰猪と小野梓(その二)——

……………高橋 公雄

Assessing Sanskrit Literature Part III:

A Brief Outline of the Literature

……………D. J. BISGAARD

The Vietnam War in American Drama:

Berrigan's *The Trial of the*

Catonsville Nine …………… John T. DORSEY

研究資料

日本大学三島図書館における

ラフカディオ・ハーン文献解題(Ⅱ)

……………萩原 順子

国際化時代における望ましき韓国交流の道

……………黄 聖圭

第9巻第1号 1988年7月

論 文

18世紀ヨーロッパの国際平和思想

——サン・ピエールとルソーを

中心として——

……………松本 博一

リビアの政治とパーソナリティ要素

……………山下 高明

アイスランドにおけるノルウェー・

デンマーク法の受容……………石渡 利康

日韓対訳 石川啄木秀歌鑑賞(三)

……………岩城 之徳
……………黄 聖圭

島崎藤村

——「旧主人」における視点の錯綜

「家」との関係で——

……………佐藤三武朗

日本人と米国人の相互ステレオタイプ

……………西田 司

War Crimes Trials in American Drama:

Saul Levitts *The Andersonville Trial*

……………John T. DORSEY

ハンス・ヴェルフガング・ブラウン評伝

……………Andreas H. BAUMANN

研究資料

日本大学三島図書館における

ラフカディオ・ハーン文献解題(Ⅲ)

……………萩原 順子

第9巻第2号 1988年12月

論 文

スウェーデン中立政策の分析

……………石渡 利康

食糧資源戦略

——食糧戦略の概念と発動——

……………青木 久尚

アメリカのインサイダー取引(1)

……………三浦 寛也

TRANSFERABILIDAD DEL

SISTEMA ADMINISTRATIVO

JAPONES A MEXICO

——日本型経営システムの

メキシコへの移転——

……………大泉 光一

日本人のコミュニケーション

不安と使用言語……………西田 司

中国の「新聞法」論議考……………山本 賢二

国際機構意思決定手続きとしての

全会一致と多数決

——コンセンサス位置付けのための

予備的考察——

……………渡部 茂己

ヘンリー・ジェイムスの

『ある婦人の肖像』における自由と金

……………秋山 正幸

ボードレールの宗教

——象徴主義と宗教的なるもの——

……………中澤 俊郎

島崎藤村のパッションと

シェイクスピアのPASSION

——『新生』を中心に——

……………佐藤三武朗

Without a Trace: *Ashita*

……………John. T. DORSEY

松岡 直美

小泉八雲と服部一三

——万国工業兼綿百年期

博覧会での邂逅——

……………萩原 順子

第9巻第3号 平成元年3月

論 文

北欧の安全保障政策……………石渡 利康

Toward Stronger Two-Party

Competition in U. S. Presidential

Elections: Proposals Based on 1988

Results …………… 武田 節男

John R. Rink

TEORIA DE LA ORGANIZACION

——COMPARACION DEL

SISTEMA JAPONES Y

MEXICANO——

(組織論一日墨比較)……………大泉 光一

アメリカのインサイダー取引(2)

——歴史的背景(続)——

……………三浦 寛也

E C域内市場統合の完成とその影響(一)

……………小林 通

国際会計の課題(1)……………北川 道男

日本人と米国人の対人関係における

テーマと親密度

……………西田 司

S. SUDWEEKS

W. B. GUDYKUNST

S. TING-TOOMEY

吉沢 豊子

Image and Vision in Shepard's

Family Trilogy …………… John. T. DORSEY

島崎藤村：『葦草履』における自我の拡充

——恋愛との袂別——

.....	佐藤三武朗
研究資料	
中華人民共和国国家秘密保護法.....	山本 賢二

第10巻第1号 平成元年10月

〈国際関係編〉	
論 文	
ベンサムの国際政治思想とその時代	
.....	松本 博一
多様化する多国籍企業の為替資金対策	
.....	大塚順次郎
フェルヤル島内政自治の一環としての	
フェルヤル大学.....	石渡 利康
天皇逝去報道内容分析	
——中国語放送について——	
.....	山本 賢二
異性・異文化の対人関係に現れる話題	
.....	西田 司
ホップズの租税論の特質.....	吉田 克己
研究資料	
ラオウル・ヴァレンベルイ失踪の謎	
.....	石渡 利康
研究ノート	
海外民間政策研究機関(シンクタンク)	
における研究動向分析.....	渡部 茂己

第10巻第1号 平成元年10月

〈国際文化編〉	
論 文	
シェイクスピアと島崎藤村	
——「与作の馬」と『ヴィーナスと	
アドニス』との関連で——	
.....	佐藤三武朗
小泉八雲と西田千太郎	
——「神々の国」との邂逅——	
.....	萩原 順子
Narrative Strategies in <i>Black Rain</i>	
as a Film and Novel	
.....	John. T. DORSEY
Assessing Sanskrit Literature	
Part IV: Criticism	D. J. BISGAARD
帰国子女の教育問題に対する提言	
.....	大塚順次郎

第10巻第2号 平成2年1月

〈総合編〉	
序文.....	大塚順次郎
論 文	
21世紀の世界経済と日本.....	大塚順次郎
東西関係の今後と日本.....	松本 博一
日米貿易摩擦構造とその是正策.....	小林 通
資源確保と我が国の対策	
——世界の食糧資源と比較して——	
.....	青木 久尚
金融自由化と国際摩擦(1).....	三浦 寛也
わが国税制と国際化.....	吉牟田 勲

国際化と文化の問題	
——日米構造協議の問題点——	
.....	濱屋 正男
異文化教育の視点	
——文化的変数——	
.....	西田 司
国際化時代における英語教育.....	佐藤三武朗
異民族間の交流	
——ドイツ国内における日本人	
派遣社員を例に——	
.....	A. H. BAUMANN

第10巻第3号 平成2年2月

〈国際関係編〉	
論 文	
中国の民主化運動と言論の自由(1)	
.....	山本 賢二
韓国の農村人口と都市産業	
——1963~1986——.....	川口 智彦
イスラエルの宗教と政治の	
ダイナミックス	
——「グーシュ・エムニーム」を	
生んだもの——	
.....	山下 高明
国連投票行動にみる外交のパターンと	
日本外交の態様.....	浦野 起央
国際機構の起源	
——中世末期から19世紀に至る	
国際社会組織化の諸相——	
.....	渡部 茂己
米国輸出管理法の変遷(1)	
——49年輸出統制法と62年修正——	
.....	安原 洋子
Tax Incentive in Japan	
.....	吉牟田 勲
アメリカのインサイダー取引(3)	
——インサイダー取引の規制——	
.....	三浦 寛也
サケ・マス漁業をめぐる国際環境	
.....	青木 久尚
北欧諸国における自己言語使用権	
.....	石渡 利康
対人関係理論の異文化的検証	
.....	西田 司
読書ノート	
民主論.....	山本 賢二

第10巻第3号 平成2年2月

〈国際文化編〉	
論 文	
フランス象徴主義と禅思想	
.....	中澤 俊郎
ドイツ人の日中戦争観.....	金森 誠也
ニュルンベルク謝肉祭劇と	
狂言の比較研究	Ekkehard MAY
.....	西 一祥
.....	Gisela DOI

自由の幻影

——ジェイムズの『使者たち』再考——

……………秋山 正幸

『水彩画家』に見るディストピア

——島崎藤村：詩(ロマン)の終焉——

……………佐藤三武朗

コミュニティ・アプローチについて

——国際化時代に向けての英語教育——

……………高橋 公雄

Assessing Sanskrit Literature:

Part V, Modern Indian Criticism

……………Daniel J. BISGAARD

第11巻第1号 平成2年10月

〈国際関係編〉

論文

世界構造論と世界市場の再編

——グローバリズムとナショナリズムの

相克と調和の中で——

……………石原 孝一

市民社会の成熟と国際関係

——再生産表式をどう読むか——

……………森本 義輝

占領下日本の最恵国待遇問題とガット

……………安原 洋子

Tax Incentive in Japan(2) ……………吉牟田 勲

アメリカのインサイダー取引(4)

……………三浦 寛也

スヴァールバルの再発見と主権問題

……………石渡 利康

A Comparison of Individual
and Political Action Committee
Contributions in the 1988 U.S.
Congressional Elections:
Some Implications for 1990……………Setsuo TAKEDA
John R. RINK

国際化トレーニングの「適用」問題

……………西田 司

田口卯吉の自由貿易……………小林 通

ホップズ消費税論の社会的立場

……………吉田 克己

穂積陳重の民法思想……………東 和敏

国際経済と国際機構

——通貨・金融・貿易の

国際的組織の展望——

……………渡部 茂己

討袁革命と北一輝

——『支那革命外史』成立の背景——

……………浅川 道夫

研究資料

中華人民共和国集会行進示威法

……………山本 賢二

研究ノート

米軍パナマ侵攻をめぐる国際法上の諸論点

……………則武 輝幸

第11巻第1号 平成2年10月

〈国際文化編〉

論文

ルカ伝17, 20~21における

神の国の到来について(前編)

……………大沼 栄穂

戦後ドイツ文学に見るゾルゲ事件

……………金森 誠也

モンテニユ, 神父マルドナ,

聖ジャンヌ・ド・レストナック

……………菅波 和子

島崎藤村とシェイクスピア

——『朱門のうれひ』に見る

悲劇の諸相——

……………佐藤三武朗

ラフカディオ・ハーンと医師マタス

……………萩原 順子

The Concept of Reunification
in the Patañjalu System of Philosophy

……………Daniel J. BISGAARD

超絶主義とフランク・ロイド・ライト

……………粕谷千由紀

What is *Hamlet to The Broken*
Commandment

……………Saburo SATO

第11巻第2号 平成3年1月

〈総合編〉

論文

国際通貨制度の現状と将来

——第3極基軸通貨制度——

……………大塚順次郎

エネルギー資源の供給と確保

——特に世界と日本を比較して——

……………青木 久尚

海外における日本企業の課題……………濱屋 正男

金融自由化と国際摩擦(2)……………三浦 寛也

わが国企業の海外進出と貿易構造の変容

……………小林 通

国際政治の地殻変動と

日米安保条約の再検討……………武田 節男

日本人強制収容とアメリカの見識

……………佐藤三武朗

バファ・バファ実習の試み……………西田 司

集団安全保障, 平和維持活動,

集团的自衛と日本……………則武 輝幸

研究資料

北極圏国際協力と日本

——スヴァールバル関係主要法規——

……………石渡 利康

研究ノート

日本と国際機構

——21世紀に向けて——

……………渡部 茂己

書評

『NOと言える日本』

盛田昭夫・石原慎太郎共著 光文社刊

『それでもNOといえる日本』

石原慎太郎・渡辺昇一・小川和公共著
光文社刊

『歴史の法則・私はなぜアメリカにイエスというか』

竹村健一著 イースト・プレス刊

.....大塚順次郎

第11巻第3号 平成3年2月

〈国際関係編〉

論 文

日米経済関係におけるナショナリズムと

グローバリズム.....石原 孝一

年金資金運用自由化とリスク対策

.....大塚順次郎

アジア・太平洋地域の台頭と

その協力の展望及び検証.....浦野 起央

市民社会とは何か ——Q & A——

.....森本 義輝

日米貿易摩擦の実証分析.....小原 堯

ドイツ社会主義統一党(SED)の発足と

連合国の対独政策.....小林 正文

田口卯吉の自由貿易論(2)

——明治期の自由貿易論と

保護政策論争——

.....小林 通

中国の民主化運動と言論の自由(2)

.....山本 賢二

Communicative Responses to Problematic
Situations in Japanese Organizations

.....西田 司

Lea P. STEWART

Stella Ting TOOMEY

William B. GUDYKUNST

離婚事由に関する日英比較の試み

.....東 和敏

スヴァールバル条約.....石渡 利康

環境の国際的保護と国際機構.....渡部 茂己

韓国の穀物政策の変遷

——50年代から70年代の

価格政策を中心に——

.....川口 智彦

国際連合と米州機構の協力による

中米紛争の解決

——国際連合と地域的機関の

関係に関する一考察——

.....則武 輝幸

抗日戦争と中国革命

——新民主主義的革命段階の検討——

.....浅川 道夫

研究ノート

神田孝平の自由主義財政経済論.....吉田 克己

第11巻第3号 平成3年2月

〈国際文化編〉

論 文

ミリー・シールの熱情

——ジェイムズの『鳩の翼』の考察——

.....秋山 正幸

島崎藤村：『春』

——春に死す生命と新たな生の構築——

.....佐藤三武朗

『廷臣と町人の対話』

——パリの〈リーグ〉、〈16区総代会〉についての一考察——

(1)

.....菅波 和子

金井美恵子と西欧の文学理論.....吉田 三陸

泉鏡花の小説とドイツ的気分.....金森 誠也

教育の機会均等と

質的向上との関係について

——現代アメリカにおける教育改革——

.....河原美耶子

UN ESTUDIO SOBRE EL

COLECTIVISMO JAPONES

.....Bernardo VILLASANZ

第12巻第1号 平成3年10月

〈国際関係編5〉

特別寄稿

中国の新国際秩序外交の考案.....梁 守徳

論 文

外国為替の理解を容易にするための提案

.....大塚順次郎

北欧諸国とバルト諸国

——1990年1月—1991年3月間の関係——

.....石渡 利康

メスティサヘ(Mestizaje)に関する一考察

.....坂本 博

日米製造業における経済構造の変化

.....小原 堯

イギリス重商主義の公債論(1)

——W・ペティを中心として——

.....吉田 克己

中国の民主化運動と言論の自由(3)

.....山本 賢二

イギリスの離婚制度における

Undefended Divorceについて

.....東 和敏

CREENCIAS Y VALORES DE

LOS ESKAÑOLES B. VILLASANZ

反清革命運動における

初期三民主義の位相

.....浅川 道夫

研究ノート

国際法の法的性格に関する史的考察

——現代国際法と前近代国内法の

類似点と相違点——

.....則武 輝幸

第12巻第1号 平成3年10月

〈国際文化編5〉

論 文

ドイツにおける日本学の歴史と現状

.....西 一祥

シェイクスピアと島崎藤村

『春』と青春の自画像 —愛の破綻を通して— ……………佐藤三武朗	
『サチール・メニッペ』研究(1) ——同書「第三章」の訳と注解—— ……………菅波 和子	
ルカ伝17, 20～21における 神の国の到来について(後編) ……………大沼 栄穂	
フェルヤル島伝承 「スネアビョドゥン」と「外界」概念 ……………石渡 利康	
社会体制と国家 ——市民社会論における諸問題—— ……………森本 義輝	
胡績偉ジャーナリズム論の生成……………山本 賢二	
研究ノート 明治期の英語教育 ——英語教師の日記から—— ……………萩原 順子	
研究資料 日本大学国際関係学部図書館における 幕末期西洋兵学書文献解題……………浅川 道夫	

第12巻第2号 平成3年12月

〈総合編3〉 論 文	
対外摩擦と日本の選択……………大塚順次郎	
東南アジア地域の経済発展と わが国の貿易への影響……………小林 通	
コメの市場開放と食糧安全保障……………青木 久尚	
国際貢献と日本の責務……………佐藤三武朗	
日本における金融自由化……………三浦 寛也	
異文化差異としての対外紛争の解決と 地域研究の役割……………石渡 利康	
貿易摩擦と国際機構による紛争解決の枠組 ……………渡部 茂己	
GATTウルグアイラウンド農産物 交渉とEC共通政策(CAP)の改革 ……………安江 則子	
研究ノート 国際機構を通じた国際公益利益の実現と 海外摩擦の解消……………則武 輝幸	
年 表 主要な通商問題の推移……………三浦 寛也 小林 通	

第12巻第3号 平成4年2月

〈国際関係編6〉 論 文	
1986—1990年における 国連総会投票行動の分析……………浦野 起央	
国際関係の地殻変動と南北問題 ——対比多国間援助構想の評価—— ……………武田 節男	
ココム規制と戦後日本……………加藤 洋子	
北欧協力の新段階……………石渡 利康	

Foward, Future and Fuward……………大塚順次郎	
アメリカのインサイダー取引(5) ——学説と法的変遷—— ……………三浦 寛也	
日米製造業における経済構造の変化 ……………小原 堯	
国際会計の課題(2)……………北川 道男	
インド憲法におけるマイノリティ問題 ……………李 素玲	

研究ノート 社会問題への国際的対応 ——国際社会問題の解決および 文化的協力を担う国際機構と機能—— ……………渡部 茂己	
研究資料 国連イラク・クウェート監視団 (UNIKOM) ——関連文書(仮訳)および解説—— ……………則武 輝幸	

第12巻第3号 平成4年2月

〈国際文化編6〉 論 文	
The Animal Image from Shakespeare to Shimazaki Toson……………佐藤三武朗	
胡績偉ジャーナリズム論の位相……………山本 賢二	
Sequence Patterns of Self-Disclosure among Japanese and North American Students ……………西田 司	
『サチール・メニッペ』研究(2) ——同書「第1章」の訳と注解—— ……………菅波 和子	
Hiroshima: A New raison d'être ……………吉田 三陸	
W.ゾンバルトの見解に基づく 日本の資本主義と戦争の分析……………金森 誠也	
ラフカディオ・ハーンの見た浦島 ——『夏の日』を中心に—— ……………萩原 順子	
日本アジア協会成立の諸問題……………楠家 重敏	
毛沢東思想にみる革命戦略と軍事工作 ……………浅川 道夫	
研究ノート 「拍」について ——言語のリズムに関する考察—— ……………戸田 和子	

第13巻第1号 平成4年7月

〈国際関係編7〉 論 文	
フィンランドの中立政策概念の変容 ……………石渡 利康	
国際行動分析のための 理論的パースペクティヴ……………西田 司	
わが国金融制度改革関連法案の内容 ……………三浦 寛也	

金融制度改革案の誤りと善後策……………	大塚順次郎
証券不祥事と証券市場改革問題……………	三浦 寛也 西條 信弘
国際会計の課題 ——EC会社法第8次指令 「決算監査人の資格」—— ……………	北川 道男
西欧における租税思想の変革と 日本の租税思想……………	大淵 三洋
J.ヴァンダーリントの公債論……………	吉田 克己
研究ノート 「大中華経済圏」考 ——「中華経済連携システム 国際シンポジウム」をめぐって—— ……………	山本 賢二

第13巻第1号 平成4年7月

〈国際文化編7〉 論文 人類の最後の使命 ——カント平和論の人間存在論的基礎—— ……………	大沼 栄穂
アメリカにおけるローマ・カトリック教会の 形成と反カトリック主義 ——ウルスラ会修道院学校事件 (1834年)を中心に—— ……………	北野 秋男
Passion in <i>Hamlet</i> and Shimazaki Toson's <i>New Life</i> ……………	佐藤三武朗
Finding Out the Truth: The Ordeal by Arranged Marriage……………	松岡 直美
ゲルハル・ハウプトマンの変貌と 日本の作家たち……………	金森 誠也
『サチール・メニッペ』研究(3) ——同書「第V章」の訳と注解—— ……………	菅波 和子
国際音声記号による発音表記に関する 対照言語学的考察 ——発音記号[ε]の必要性—— ……………	戸田 和子
研究ノート 19世紀の極東をめぐる外圧と抵抗 ——日中比較政治思想史への試み—— ……………	浅川 道夫
海外文化事情 「エリナ」(ELINA) ——二つの内的世界の対峙—— ……………	石渡 利康

第13巻第2号 平成4年12月

〈国際関係編8〉 論文 韓国政治のダイナミクス ——憲法改正を中心として—— ……………	慎 斗範
人間活動と地球環境の持続可能性	

……………	青木 久尚
アメリカ財務省の金融制度改革案 ……………	三浦 寛也
EFTA裁判所の創設……………	石渡 利康
EC会計制度の課題と展望……………	北川 道男
Global Cooperation and Cross Cultural Perceptions in Japan-U. S. Bilateral Relations in the Post-Cold War Era ……………	武田 節男

第13巻第2号 平成4年12月

〈国際文化編8〉 論文 異文化コミュニケーション分析の試み ……………	西田 司
北欧協力と「北欧言語共同体」……………	石渡 利康
中国ナショナリズムの 形成過程に関する一考察……………	浅川 道夫
島崎藤村の「家」 ——比較文学研究の試み—— ……………	佐藤三武朗
白隠「坐禅和讃」における 蓮華国について……………	大沼 栄穂
『サチール・メニッペ』研究(4) ——同書「第VIII章」の訳と注解—— ……………	菅波 和子
明治期の英語教育 ——英語学者 佐久間信恭—— ……………	梅本(萩原)順子

第13巻第3号 平成5年2月

〈特集編〉 論文 諸民族共生の理念 ——変革期に求められる 国家と民族の思想—— ……………	松本 博一
北欧統合の新展開とバルト協力……………	石渡 利康
ECの金融市場統合(1) ——英独仏の金融制度改革を 中心として—— ……………	三浦 寛也
CSCEとヨーロッパの拡大……………	森本 義輝
秩序と無秩序 ——人間の悲劇：「リア王」に学ぶ—— ……………	佐藤三武朗
On Freedom of Mobility of Labour within the European Community ……………	A. バウマン
「韓国政治のダイナミクス」への補論 ……………	慎 斗範

特別講演要旨

(1)東南アジア文化の重層性……………	石井 米雄
(2)最近の欧米事情と日本経済……………	浜野 崇好

第14巻第1号 平成5年7月

〈国際関係編9〉

論 文

日本漁業の持続可能性 I

——北太平洋公海上の流し網

漁業の混獲を中心にして——

……………青木 久尚

The Northern Territories Reconsidered

……………石渡 利康

韓国における選挙制度と投票行動

……………慎 斗範

アルジェリアにおけるイスラーム

原理主義運動の史的発展……………山下 高明

「緑の革命」と所得配分：理論の批判的検討

……………岩崎 輝行

ペルーにおけるアイデンティティの

形成過程……………坂本 博

ヨーロッパ市民社会の新しい地平

……………森本 義輝

ダウナント財政論の物質

——重商主義的国家間対立と

財政的対応策——

……………吉田 克己

D・ヒュームの国際経済論的視点(1)

……………小林 通

日米安全保障問題における

政策決定機構の役割……………武田 節男

研究ノート

第45回国際捕鯨委員会年次総会について

……………青木 久尚

第14巻第1号 平成5年7月

〈国際文化編9〉

論 文

Japanese Communication Studies

……………西田 司

近代思想の源流としての佐久間象山

——対外認識の形成過程を中心に——

……………河原美耶子

プラトン『国家』473C-Dにおける

哲人統治について……………大沼 栄穂

島崎藤村における「旅」：自我の確立を

目ざして

——『春』を中心に——

……………佐藤三武朗

一つの翻訳考

——ハムレットの場合——

……………氏家 文昭

ヴェルナー・ゾンバルトと貝原益軒

——保健(とくに性生活、食生活)と

経済に関する両者の見解の類似——

……………金森 誠也

『サチール・メニッペ』研究(5)

——同書「第X章」の訳と注解——

……………菅波 和子

清末洋務運動にみる富強政策の位相

……………浅川 道夫

研究ノート

途上国とラテンアメリカにおける人口問題

……………坂本 博

第14巻第2号 平成5年12月

〈国際関係編10〉

論 文

ECの金融市場統治(2)

——英独仏の金融制度改革を

中心として——

……………三浦 寛也

相対先物システムの創設と活用……………大塚順次郎

日豪関係の新たな局面

——経済偏重から政治協力へ——

……………高木 暢之

「一国兩制」と新聞の自由……………山本 賢二

D・ヒュームの国際経済論的視点(2)

……………小林 通

海外学界動向

北欧における2つの国際会議……………石渡 利康

研究資料

中華人民共和国国家安全法……………山本 賢二

第14巻第2号 平成5年12月

〈国際文化編10〉

論 文

The Japanese Perspective of the

Communication Process……………西田 司

島崎藤村とイブセン(1)

——比較文学研究の諸相——

……………佐藤三武朗

『サチール・メニッペ』研究(6)

——同書「第VII章」の訳と注解——

……………菅波 和子

日本語の時制

——西洋伝統文法からの脱却——

……………戸田 和子

「詩経」美学三題……………景 凱旋

国際情報

ノーベル平和賞とその周辺……………石渡 利康

研究ノート

一輪の野花——「女書」——……………王 敏

書 評

中村理平著「洋楽導入者の軌跡」(刀水書房)

……………西村 満男

第14巻第3号 平成6年2月

〈特集編〉

論 文

国民統合原理としてのセキュラリズム

——インドにおける

コミュニズムとの相克——

……………山下 高明

新欧州における欧州極地バレンツ地域統合

……………石渡 利康

ヨーロッパ経済の全体像……………森本 義輝

Russia Loses Control of Eastern Europe J. C. クラーク III 相互依存に向けて ——日本の課題—— 佐藤三武朗	
J. アダムズの国家統合と国民思想形成 ——独立期における共和主義 思想と公教育普及—— 北野 秋男	
研究ノート	
アジア・太平洋地域の動向..... 高木 暢之	
海外文化情報	
ノーベル平和賞授賞式..... 石渡 利康	
海外芸術情報	
アリウス・サッリネンのフィンランド・ オペラ「クッレルヴォ」..... 石渡 利康	
学術講演要旨	
The Collapse of Communism in Eastern Europe J. C. クラーク III アジアの安全保障と日本 ——国際情報と戦略の視点から—— 岩島 久夫	
Western Perspectives on Japan's Economic Success R. C. トレビルコック	

第15巻第1号 平成6年7月

〈国際関係編11〉	
論 文	
The Rehnquist Court: The American politics of Constitutional Interpretation in Religion, Speech, and Privacy cases 武田 節男	
Income, Consumption, and Causality: The Japanese Case 小原 堯	
チャールズ・ダウナントの公債論 吉田 克己	
バルト協力の新動向..... 石渡 利康	
研究ノート	
アジア・太平洋地域がはらむ緊張 高木 暢之	

第15巻第1号 平成6年7月

〈国際文化編11〉	
論 文	
社会学的視点から見たハワイの日系人 寺田 篤弘	
『サチール・メニッペ』研究(7) ——同書「第IX章」の訳と注解(前)—— 菅波 和子	
A Study on Shimazaki Toson's “The Family” 佐藤三武朗	
ドイツ詩人マックス・ダウテンダイの ジャワ体験..... 金森 誠也	

海外文化情報	
古代北欧の箴言..... 石渡 利康	

第15巻第2号 平成6年12月

〈国際関係12〉	
論 文	
ヨーロッパの拡大と分裂..... 森本 義輝	
EUの金融市場統合(3) ——英独仏の金融制度改革を 中心として—— 三浦 寛也	
The Japanese Understanding of Scandinavian Culture and Nordic Cooperation: the Summary of the Lecture given to THE SEMINAR ON THE FOREIGN POLICY OF JAPAN, Tuesday September 6, 1994 in Oslo 石渡 利康	
わが国企業の国際財務戦略 ——良い戦略と危険な戦略—— 大塚順次郎	
日本国憲法における外国人の人権 杉山 嘉尚	
韓・日労使関係政策に関する比較研究 慎 斗範	
クリントン大統領と日米安全保障 ——大統領の力量が問われる試金石—— 武田 節男	
Trade Structure Change in Asian NIES and ASEAN 小林 通	
アボリジニの土地権と「マボ判決」 ——オーストラリア社会の一断面—— 高木 暢之	
研究資料	
中華人民共和国国家安全法実施細則 山本 賢二	

第15巻第2号 平成6年12月

〈国際文化編12〉	
論 文	
言論の意義と限界 ——平和哲学としてのミル『自由論』—— 大沼 栄穂	
『サチール・メニッペ』研究(8) ——同書「第IX章」の訳と注解(後)—— 菅波 和子	
文化の変異性..... 西田 司	
米国の移民と移民法 ——植民地時代から1812戦争まで—— 加藤 洋子	
Composition Feedback in Japanese University Writing Classes アンジェロ・M・ピティロ	
言語習得における双方向 コミュニケーションの重要性..... 戸田 和子	

海外研究動向

“ハワイの沖縄人”研究の動向……………佐藤三武朗

第15巻第3号 平成7年2月

〈特集編〉
論 文

南アジアにおける分離主義運動

……………山下 高明

EU加盟と北欧協力……………石渡 利康

日系ハワイ移民史

——日米関係の側面——

……………佐藤三武朗

The Father of Okinawan Immigration:

Kyuzo Toyama……………崎原 貢

1991～1993年における国連総会投票行動の

分析……………浦野 起央

Teaching The New World Order in the

English Language Classroom: An Experiment in

Content-Based Education

……………D. J. ビスガード

学術講演要旨

European Immigration and Refugee

Policies An Introductory Overview

……………O. F. クヌッセン

くにづくりへの協力

——ODAの再点検——

……………二神 重成

米ノーベル賞作家トニ・モリスンの世界

……………大社 淑子

第16巻第1号 平成7年8月

〈国際関係編13〉
論 文

サーメ民族の自治問題……………石渡 利康

欧州連合(EU)の拡大と市民社会論

……………森本 義輝

デリバティブとそのリスク……………大塚順次郎

デイヴィッド・リカードの経済学と

租税論に関する一考察(1)

——『経済学および課税の原理』および

「公債制度論」を中心にして——

……………大淵 三洋

Toward an Integrated Model of

American Supreme Court Decision

Making in Search and Seizure Cases

……………武田 節男

Mass Employment and Economics

……………M. I. チャブレン

研究ノート

インドシナ戦争20周年とASEAN

……………高木 暢之

第16巻第1号 平成7年8月

〈国際文化編13〉
論 文

『大学』における修身の概念について

……………大沼 栄徳

島崎藤村：『桜の実の熟する時』における

「オフエリアの歌」の比較研究

……………佐藤三武朗

ラフカディオ・ハーンの翻訳と再話

——「孟沂の話」と「伊藤則資の話」を

比較して——

……………梅本 順子

Ezra Pounds Beziehungen zu

ostasiatischer Dichtung und Kunst

……………サン・キョン・リー

ブレヒトにおける回り舞台の象徴的使用

……………田中 徳一

『サチール・メニッペ』研究(9)

——「出版屋の第1の辞」及び

「第2の辞」(前)の訳と注解——

……………菅波 和子

コミュニケーション行動の予期……………西田 司

The Role of Stereotypes in

Intercultural Communication

……………中川ジェーン

“government of the people”再考

……………西村 満男

Adapting Communicative Language

Teaching to the Needs of

Japanese University Students

……………M. S. ジナング

義務感を表す英語の助動詞に関する

日英対照言語学的考察……………戸田 和子

〈お詫びと訂正〉第16巻第1号

「国際関係研究」〈文化編〉に掲載されました戸田和子氏(日本大学非常勤講師)の論文タイトルに誤りがありましたので、ここに訂正しお詫び申し上げます。

・誤) 〈研究ノート〉義務感を表す英語の助動詞に関する日英対照言語学的考察

・正) 義務感を表す英語の助動詞に関する日英対照言語学的考察

第16巻第2号 平成7年12月

〈国際関係編14〉
論 文

主要国における政治と行政の関係に関する

比較研究……………慎 斗範

歩み出す「東南アジア共同体」

——拡大ASEANの分析から探る——

……………高木 暢之

経済自由化政策と市場：

東南アジアの事例(Ⅰ)……………岩崎 輝行

台湾、韓国の輸出競争力の比較分析

……………小林 通

通貨デリバティブの会計と問題点

……………大塚順次郎

有価証券概念の拡大……………三浦 寛也

監査証拠の分類

——国際監査ガイドラインに

関連して——

.....北川 道男	
ペティ財政経済論の評価	
——国際的展開の中で——	
.....吉田 克己	
デイヴィッド・リカードの	
経済学と租税論に関する国際的再評価	
——『経済学および課税の原理』と	
「公債制度論」を中心にして——	
.....大淵 三洋	
海外事情	
バルト地域統合の新状況	
——第4回バルト会議からの短信——	
.....石渡 利康	

第16巻第2号 平成7年12月

〈国際文化編14〉	
論文	
死の救済の二類型.....寺田 篤弘	
——仏教とキリスト教——	
島崎藤村：『桜の実の熟する時』の比較分析	
——主人公の自我確立と、	
西洋の作家と詩人——	
.....佐藤三武朗	
A study of Fredric Ives Carpenter's	
<i>Emerson and Asia</i> D. J. ビスガード	
『サチール・メニッペ』研究(10)	
——「出版屋の第2の辞」(後)の	
訳と注解——	
.....菅波 和子	
ロシア・クロンシュタットのマカロフ	
提督像の国際的視点からの碑文考証	
——石川啄木詩ロシア語訳詩説を	
めぐって——	
.....戸塚 隆子	
英語の「ライティング」の教育	
——異文化のレトリックをめぐって——	
.....梅本 順子	
Teacher Questions and Student-Initiated	
Behavior in ESL Classrooms	
.....A. C. ケサダ	
Sociocultural Dimensions of Stereotypes	
.....中川ジェーン	
Adapting English-Language Word Games	
for Japanese Students	
.....M. S. ジナング	
汉语語法研究的历史特点及所受国外語法	
学的影响	
——《文通》以后至三十年代中期——	
.....吴 淮南	
日本語の行為を表す動詞	
——外国人に対する日本語教育のための	
基礎的研究として——	
.....佐藤 琢三	

第16巻第3号 平成8年2月

〈総合編〉	
論文	
主要国における政府形態に関する比較研究	
——大統領制と議院内閣制を中心に——	
.....慎 斗範	
戦域ミサイル防衛(TMD)と	
アジア太平洋地域における軍事的危機の回避	
.....武田 節男	
Structural Change in American	
Economy:	
An Econometric Analysis	
.....小原 堯	
アメリカの金融制度改革	
——銀行・証券業務の自由化——	
.....三浦 寛也	
イギリスにおける児童関係法と子の保護	
.....東 和敏	
異文化コミュニケーション能力の測定	
.....西田 司	
Emerson's "Hamatreya": A Hindu	
World View Translated into a New	
England Context D. J. ビスガード	
『夜明け前』執筆の一つの動機：父への回帰	
——『新生』と『桜の実の熟する時』に	
おける父親像を通して——	
.....佐藤三武朗	
Development of the Japan Study	
Program in US:	
An Interdisciplinary Approach to	
Japanese Language and Cultural	
Studies 植山 剛行	
E. マグラム	
Considering Politeness as a Factor	
in Teaching Oral English to	
Japanese Students M. S. ジナング	
Multiculturalism's Role in Peace Education	
.....中川ジェーン	
海外事情	
バルト大学の発展近況.....石渡 利康	
学術講演会要旨	
新しい国際関係の枠組み.....前田 正裕	
Europe after the Cold War:	
Problems and Prospects	
.....D. J. レイノルズ	
カナダを通してみたアメリカ	
——暴力と妥協——	
.....鶴田 欣也	
国連新時代と日本の役割.....功刀 達朗	

第17巻第1号 平成8年7月

〈国際関係編15〉	
論文	
A New Concept of Security and Role	
of the Altruistic Regional Cooperation	
for the Nordic Countries.....石渡 利康	
我が国の政府開発援助(ODA)政策	

.....小野 純男	
EUの環境監査の構図	北川 道男
イギリス児童法における親の責任の概念と その法律効果.....	東 和敏
台湾における「統一」と「独立」を めぐる民意 ——大統領選挙を中心にして——	山本 賢二
海外事情	
Recent Movement of the Barents Regional Cooperation	石渡 利康

第17巻第1号 平成8年7月

〈国際文化編15〉	
論 文	
島村藤村の『新生』：岸本のフランス体験	佐藤三武朗
The Cultural Origins of Classroom Behavior: a Comparative Profile of Japanese and American Students	M. S. ジナング
Professional English Education in Japan: An Economic Rationale for Change	C. A. ボーエン
研究ノート	
「共生」を哲学する ——現代思想研究の意義と方法——	大沼 栄穂
海外事情	
Increasing Attention to Interests of the Indigenous Peoples in the Arctic Region	石渡 利康

第17巻第2号 平成8年12月

〈国際関係編16〉	
論 文	
欧州通貨統合の政治経済学 ——イギリスの論争——	稲葉 守満
わが国の金融再編のゆくえ.....	大塚順次郎
わが国企業の国際化とアジア諸国との 産業内貿易.....	小林 通
主要国における中央政府と地方政府の關係に 関する比較研究.....	慎 斗範
「ASEAN 10」形成過程の検証	高木 暢之
American Foreign Policy and the Problem of Nuclear Nonproliferation in Asia	武田 節男
J. タッカーの租税論 ——18世紀の国際關係に関連して——	吉田 克己
海外国際情報	
第5回バルト会議からの短信.....	石渡 利康

第17巻第2号 平成8年12月

〈国際文化編16〉	
論 文	
異文化の中の女神たち ——ラフカディオ・ハーンの 描いた女性像(Ⅰ)——	梅本 順子
性差と文化 ——1. 知的機能における性差——	岡本 健
『サチール・メニッペ』研究(Ⅱ) ——同書「第Ⅱ章」及び 「第Ⅳ章」の訳と注解——	菅波 和子
初対面30分間の話題にみる日米の自己開示	西田 司
多民族社会における民俗医療 ——北スマトラ・ジャワ人の疾病行動——	吉田 正紀
Approaching the Study of Balinese Mythology	D. J. ビスガード
A Professional English Curriculum Model: Meeting the Needs of Students and Society	C. A. ボーエン
Some Linguistic Strategies Employed by Japanese and American-English Native Speakers and Second-Language Learners: a Culturally-Based Analysis.....	M. S. ジナング
研究動向	
国際交流の一概念：移民と多元的文化 ——ハワイの沖縄人を中心に——	佐藤三武朗
海外文化事情	
ラトヴィア・ナショナル・オペラ 「炎と闇夜」.....	石渡 利康
インドネシアの種族別文化.....	舟田 京子

第17巻第3号 平成9年2月

〈三島キャンパス開設50周年記念 特集号〉	
論 文	
「新しいパラダイムを求めて」 ～戦後、半世紀を経過して～ Internationella miljökonventioner: Tanken om altruistisk miljösäkerhet	石渡 利康
開発援助のパラダイムの転換.....	稲葉 守満
Relating Krashen's Monitor Model to the Japanese University Classroom: A New Paradigm for Facilitating English-Language Acquisition	M. S. ジナング
平成8年度学術講演会要旨	
The U. S. and Japan in the 21st Century	G. G. パッカード
「ウチ」と「ソト」の日米比較言語文化学	

.....	牧野 成一
Europe at the End of the Twentieth Century: The Search for a European Cultural Identity	R. T. セガーズ
Women's Role in International Cooperation	J. L. ハーバート
香港返還に関する諸問題	
国際関係学部長指定研究	
「香港返還に関する諸問題」について	秋山 正幸
香港略図	
香港年表	
中国から見た香港返還	
香港問題と中国の「一国両制」.....	梁 守徳
内地と香港の経済関係の分析.....	潘 国華
上海から見た香港返還	
上海と香港のマスメディア比較研究	張 国良
上海と香港の経済協力に関する考察	劉 紅
世紀の転換期における再考と観察	
——現代中国の上海・香港、両地域の都市文学における市民主義叙事伝統の復活と刷新——	丁 国生
日本から見た香港返還	
香港の法的地位.....	石渡 利康
香港新空港建設問題	
——新空港建設計画をめぐる英中の確執——	宇佐美 滋
香港新空港の建設に伴う島嶼地域の変容	加藤 雅功
文化アイデンティティとコミュニケーション	
行動に関する意識調査	
——香港、日本、アメリカの比較——	西田 司
席巻事件と香港における新聞の自由	山本 賢二
資 料	
中華人民共和国香港特別行政区基本法 (1990年4月4日 中華人民共和国第7期全国人民代表大会第3回会議採択) 『北京週報』別冊付録文獻	
1990年5月1日より転載	

第18巻第1号 平成9年7月

〈国際関係編17〉	
論 文	
The U. S.-Russian Summit in Helsinki and Baltic States'Concerns	石渡 利康
The Political Economy of Regulation in LDCs: A Critical Review of Prof. Laffont's New Economics of Regulation	稲葉 守満
The Baltic States: On the East-West Faultline in Northern Europe	

.....	A. レインシュ
我が国とバラグアイとの関係	
——政府開発援助(ODA)政策を中心として——	小野 純男
主要国における行政統制に関する比較研究	慎 斗範
支出税の系譜	
——戦後税制改革の世界的展開に関連して——	吉田 克己
資 料	
情報活動をより一層強化することに関する	
中共中央弁公庁の意見(試行).....	山本 賢二

第18巻第1号 平成9年7月

〈国際文化編17〉	
論 文	
性差と文化	
——2. 行動における性差——	岡本 健
異文化の中の女神たち	
——ラフカディオ・ハーンの描いた女性像(Ⅱ)——	梅本 順子
シアトル市における日系人社会の形成過程とその変質.....	加藤 雅功
道化の位相：他者と自者の狭間	
——『人間失格』と『リア王』を中心に(一)——	佐藤三武朗
Education And The Mind-set of Japanese University Oral English Students	M. S. ジナング
Balinese and Indian Elements in the Barong and Rangda Ritual Dance: A Study in Comparative Mythology	D. J. ビスガード
研究ノート	
意志としてのオプティミズム	
——アランにおける平和教育の原理について——	大沼 栄穂
学会動向	
中国と世界—21世紀に向けてのコミュニケーションと文化.....	山本 賢二

第18巻第2号 平成9年12月

〈国際関係編18〉	
論 文	
欧州・バルト安全保障の新展開	
——「社会的脅威排除」概念構築の必要性——	石渡 利康
途上国債務の政治経済学(1)	
——累積債務問題の再考——	稲葉 守満

リチャード・カンティロン の 外国貿易論	小林 通
国際私法における任意的抵触法の理論	杉山 嘉尚
ASEANの安全保障観	
——創始期における特徴を 生んだ背景——	高木 暢之
The Problem of Financing the Campaign of American Presidential Elections	武田 節男
イギリス家族法における子の権利	
——子の医療における自律権の本質——	東 和敏

第18巻第2号 平成9年12月

〈国際文化編18〉

論 文

コロケーションにおける「心」のイメージ	
——『こゝろ』における「心」の 中国語訳を通して——	呉 川
太宰治『人間失格』と道化	
——自画像としての文学——	佐藤三武朗
Group Orientation as A Factor in Teaching Oral English to Japanese University Students	M. S. ジナング
『サチール・メニッペ』研究(12)	
——同書「第Ⅵ章」の訳と注解——	菅波 和子
類義語の意味について	藤井 誠
井上靖と英文学	
——短編「ある女の死」の場合——	藤沢 全
北スマトラの民俗治療者ドゥクンの専門化	
——東南アジアの民俗医療システムの 理解に向けて——	吉田 正紀
講演要旨	
カズオ・イシグロ：英語で語る日本の声	
……ホセ＝マリア・ルイス	

第18巻第3号 平成10年3月

〈総合編〉

特集論文：国際関係の中のエスニシティ問題

Nationalism and Chinese National Policy	唐 士其
島崎藤村：『破戒』をエスニシティの視点 から読む	
——トランスナショナリズムへ 向けた自己の解放——	佐藤三武朗
Zen Buddhism and Western Esotericism in Yeats' "The Statues"	M. S. ジナング
新疆ウイグル自治区における	

民族分離独立運動の動向	
——『新疆日報』の分析を中心にして——	山本 賢二
非領域的マイノリティー	
——欧州におけるロマ(Roma)——	石渡 利康

一般論文

異文化の女神たち	
——ラフカディオ・ハーン の 女性像(Ⅲ)——	梅本 順子
An Analysis of Affective Variables Involved in SLA among Native-Arabic Speakers	L. ギルナー
Cultural Factors Affecting Second Language Learning: The Imporoance of Acculturation	M. クレイブ
国際交流の問題点	黒岩 徹
The Making of American Foreign Policy and Asia	武田 節男
19世紀前半のニューヨーク市教育委員会 制度導入とカトリック	永塚 史孝
On Motivating Students to Learn English for Today's World	D. J. ビスガード
学術講演要旨	
Lessons From the Northern Territories Dispute: Can a Resolution Achieved by Practioners be a Puzzle for Theorists?	T. フォーシュベルイ
Finnish Security Policy in the European Context	T. ヴァーハトランク

第19巻第1号 平成10年7月

〈国際関係編〉

論 文

当前中国外交政策の新思路	梁 守徳
国際関係法の役割	杉山 嘉尚
オーランド島法文化の形成基礎	石渡 利康
State and Society in China	唐 士其
途上国債務の政治経済学(2)	
——対外債務と通貨危機——	稲葉 守満
中国人民公社体制下における農業技術発展	羅 歆鎮
子の病氣治療に関する親の意思と “子の最善の利益”基準	
——イギリス家族法を中心として——	東 和敏
海外事情	
ウーアスン海峡地域の形成	石渡 利康
書 評	
浦野起央著『南海諸島国際紛争史』 (刀水書房, 1997年, 1230頁)	張 植榮

第19巻第1号 平成10年7月

〈国際文化編〉
論 文

- Communicating Values in Everyday
Life: Methodology……………西田 司
- Does Learning a Language Mean
Losing a Culture?……………M. クレイブ
パーソナリティ研究に関する歴史的考察
——2. 条件づけ法による
Eysenck一派の研究——
……………岡本 健
- Feasibility of Content-Based
Instruction in Japanese Foreign
Language Courses: Some Questions
to Ask……………A. S. ウイリス
- Thoughts on Acoustic Phonetic
Variance……………F. モラレス
L. ギルナー
- 英語の旧情報と新情報について……………藤井 誠
島崎藤村『夜明け前』：東の間の安寧
……………佐藤三武朗
- 現代社会と第二次世界大戦
——大江健三郎とトーマス・
ピンチョンのパラノイア小説——
……………松岡 直美
- ロシアに於ける日本研究
——日本文学研究を中心に——
……………戸塚 隆子

第19巻第2号 平成10年12月

〈国際関係編〉
論 文

- 韓国における国家権力構造の
変遷に関する研究……………慎 斗範
- 台湾向け防衛兵器に関する米中共同
コミュニケ
——その交渉過程と問題点(上)——
……………宇佐美 滋
- 大統領選挙の一要素としての
アメリカ外交政策……………武田 節男
- 国際金融資本の流動化と通貨危機
……………稲葉 守満
- アジア地域の経済危機と貿易……………小林 通
- J. スチュアートの公債観
——その近代性と評価をめぐって——
……………吉田 克己
- イギリス家族法における子の
至高利益基準の適用範囲……………東 和敏
- 学会報告
- Trans-Pacific Relations……………石渡 利康
- 書 評
- マーク・ホワイト編
『ケネディーニューフロンティア再訪—』
(London: Macmillan, 1998)
……………平田 雅己

第19巻第2号 平成10年12月

〈国際文化編〉
論 文

- 国際交流与中国传统文化……………山本 賢二
- 円地文子とフェミニズム：「二世の縁拾遺」は
外国でいかに読まれたか……………梅本 順子
- Snow Falling on Cedars*
——多文化社会への移行——
……………松岡 直美
- インドネシア・北スマトラにおける
複数医療システム
——近代医療システムと
民間医療システム——
……………吉田 正紀
- ヤスパース「永遠の哲学」再考
——異文化間コミュニケーションへの
哲学的アプローチ——
……………平野 明彦
- Academic Success and Content-Based
Language Instruction……………A. S. ウイリス
- An Analysis of the Motivational
Tendencies of University Students
of Chinese, Spanish, French, and
English……………F. モラレス
L. ギルナー
- 漢語複音詞産生的原因……………余 寧
- Developing Reading Skills with Japanese
Students: Component Processes
……………R. B. マクマーン
- 島崎藤村：『夜明け前』第一部上に見る
悲劇の構想(一)
——黒船の来航——
……………佐藤三武朗
- 19世紀転換期のオリエンタリズム
——*Madam Butterfly*と原作者
John Lutter Longについて——
……………宗形 賢二
- ジャック・タユローの『対話』
……………菅波 和子
- 啄木の短歌におけるオノマトペ
——中国語訳と比較して——
……………呉 川

第19巻第3号 平成11年3月

〈総合編〉

- 第3回(平成10年度)学部長指定研究
「東南アジアの通貨危機と政治不安」
「東南アジアの通貨危機と政治不安」に
ついて……………秋山 正幸
- タイと東南アジアの通貨危機
——危機の構図——
……………稲葉 守満
- 金融危機と経済成長
——インドネシアの事例——
……………岩崎 輝行
- アジア危機の本質と国際資本移動の
政策課題……………円居 総一

アジア通貨危機の計量経済学的分析小原 堯	
東南アジアの経済危機と政治不安 ——スハルト政権崩壊にみる 相互連関——高木 暢之	
東アジアの通貨危機をめぐる世界銀行・ IMFの動向及び今後の課題福井 博夫	
アジア通貨危機と「複合危機循環」の 世界経済.....前田 利光	
一般論文	
How can the English Language Teacher Education Program Assist Japanese Students In Becoming Transformative Intellectuals?植山 剛行	
台湾向け防衛兵器に関する米中共同 コミュニケーション ——その交渉過程と問題点(下)——宇佐美 滋	
In Her Place: Writers Define “Hatakeyama Yuko”梅本 順子	
A Contrastive Acoustic Analysis of the Spanish and Japanese Vowel SetsF. モラレス L. ギルナー	
韓国の財閥企業に関する研究.....慎 斗範	
異文化のコミュニケーション価値と行動西田 司	
ケネディ外交の原動力 ——国家安全保障会議及び 国務省改革を中心に——平田 雅己	
研究動向	
「沖縄系アメリカ人研究」の動向.....佐藤三武朗	

第20巻第1号 平成11年7月

〈国際関係論〉 論文	
克林顿访华与中美关系.....潘 国華	
情報化と金融の国際競争構造の変化 ——構造変化と我が国金融業 再生への課題——円居 総一	
バルト地域協力とロシアの関心事石渡 利康	
A Study on Social Policy: Toward New Conceptualizations in Historical Perspective慎 斗範	
日英同盟と黄禍論.....松村 正義	
The Income Tax in the United Kingdom: A History of Income Tax Since William Pitt introduced in 1799大淵 三洋	
学術講演会要旨	
Japón, la Crisis del Sistema de Empleo	

Vitalicio大泉 光一	
面向未来, 用新智慧解决老问题 ——江泽民访日与中日关系——李 揚帆	
Some Characteristics of the Icelandic —and Nordic—Legal System, Compared with Far・Eastern Legal Traditionパットル・シーグルズソン	
What Happens with the European Nations in the Process of Europe's Integration?ヘルムート・ワグナー	

第20巻第1号 平成11年7月

〈国際文化編〉 論文	
文化と文化アイデンティティの強さの 個人的価値観に与える影響 ——日米の大学生——西田 司 W. B. グディカンスト	
移住したドゥクン：民族と宗教の 境界を守る民俗治療者 ——インドネシア・北スマトラの 事例から——吉田 正紀	
A Note on Sociocultural Anthropology of Japan and Buddhism: Etic and Emic Perspectives渡辺武一郎	
ラウエルの日本国憲法制定過程における影響濱屋 雅軌	
Japanese Newspaper Journalism on Recent Archeological Discoveries: The Ethno-Historical Narrative Reconsidered.....A. J. レボヴィッツ	
Assessment of Motivational Orientations and Observations about the Development of Motivational ModdsL. ギルナー F. モラレス	
テキストを比較文学の視点から読む ——藤村とシェイクスピアとの関連——佐藤三武朗	
ルイーゼ・ラベ『作品集』の 「献呈の辞」について.....菅波 和子	

第20巻第2号 平成11年12月

〈国際関係編〉 論文	
日本内外政治の分析と日中関係青木 一能	
主要国における社会保障政策に関する比較研究 ——イギリスの場合——慎 斗範	
国際社会の変容と「性権」概念石渡 利康	
朱容基与中国政府机构改革.....潘 国華	
一体化进程下的21世纪：中国与世界	

.....李 揚帆
ダニエル・デフォアの貿易論.....小林 通

第20巻第2号 平成11年12月

〈国際文化編〉 論 文

ラフカディオ・ハーンの日本文学の
語り直し作品に見る中国文化の受容
.....梅本 順子
筒井徳二郎一座の欧米巡業旅程

.....田中 徳一
ニーチェの道徳批判について.....平野 明彦
自己の特性と他者の特性についての
認知に対する日米文化の影響
.....守崎 誠一

The Portrayal of Women in Japanese
Animation: A Glimpses into Japanese
Culture from a Foreign Perspective
.....J. R. エマソン

Variations in Motivation
For Second Language Acquisition:
An Investigation of The Positive Effects
of Experience Abroad.....A. ライマン
井上靖におけるヴァレリーの詩論受容
——若き日の文業を視座として——
.....藤沢 全

ルイーズ・ラベの散文物語
『痴愚女神と愛の神の諍い』.....菅波 和子
『唐鏡』における漢籍受容の一考察
——中世日本の歴史叙述と漢文世界——
.....小田切文洋
島崎藤村『夜明け前』：悲劇の予兆
——国学者宮川寛斎の退廃——
.....佐藤三武朗

学術講演要旨

Naturalistic Theories of Religious
Experience: Dewey and Early Buddhism
.....J. J. ホルダー

第20巻第2号 平成11年12月

〈国際交流学科開設記念号〉 国際交流学科の開設にあたって

.....学部長 秋山 正幸

国際交流学科開設の趣旨 論 文

在日外国人をめぐる諸問題.....寺田 篤弘
地域開発型国際協力における国際交流の展望
——インドネシア国における住民参加型
地域開発プロジェクトの事例——
.....金谷 尚知

ジェンダーの視点からの生活再考
.....青木千賀子

文化表象とオリエンタリズム
——Saidから“Madame Butterfly”へ——
.....宗形 賢二

福祉国家の基本理念に関する研究
.....慎 斗範

Pilgrimage at Mount Koya:
Three Dimensional
Mandala in Practice
.....渡辺武一郎

Teaching English Composition:
Topic and Subject
.....安藤 栄子

石川啄木詩歌のロシア語翻訳考
——B. H. Маркова & B. H. Ерёмин
の翻訳比較を通して——
.....戸塚 隆子

異文化の交流
——共生の条件を探るための
フレームワークとアプローチの
提案——
.....佐藤三武朗

吉田 正紀
植山 剛行

研究ノート

多様性を持つインターンシップ
プログラムの開発.....植山 剛行
佐藤 琢三

国際交流学科授業科目一覧

第20巻第2号 平成11年12月

〈国際ビジネス情報学科開設記念号〉 国際ビジネス情報学科の開設にあたって

.....学部長 秋山 正幸

国際ビジネス情報学科開設の趣旨 論 文

第一次世界大戦下での日本経済の国際化
対応についての一考察.....佐々木久信
多国籍企業における情報技術の展開
——ナレッジマネジメントを中心に——
.....岡本 博之

過剰経済：中国経済の新たな局面
.....羅 歆鎮

日米会社のトップ組織の変遷
——オフィサー制(米)と
執行役員制(日本)の比較
分析を通して——
.....笈 正治

ウィリアム・ペティの戦時財政論
——『賢者には一言をもって足る』を
中心として——
.....吉田 克己

英国のコボレート・ガバナンスと監査制度
.....北川 道男
神戸棧橋会社の成立過程と外国棧橋
——五代友厚の事業を中心にして——
.....安彦 正一

消費社会の進展とマーケティング批判
——消費生活様式の展開に
対するマーケティング
批判からの教訓——
.....菅原 昭義

国際ビジネス情報学科授業科目一覧

第20巻第3号 平成12年3月

〈総合編〉

特集：異文化とコミュニケーション

不安と不確実感と知覚された

コミュニケーションの有効性

.....西田 司

W. B. グディカンスト

多民族地域における民俗医療の交流

——インドネシア・北スマトラの

民俗治療者の事例から——

.....吉田 正紀

Speculations on the Role of Culture in

Group Decision-Making Discussions

.....D. S. ガウラン

A Layered Construction of “Race”

.....J. R. ボールドウィン

M. L. ヘクト

論 文

主要国における社会保障政策に関する比較研究

——アメリカの場合——

.....慎 斗範

The 1998 U. S. Congressional District

Elections and Party Realignment

.....武田 節男

女子教育の社会開発における

広範囲にわたる役割

——国際開発機関の実践を通じて——

.....森 茂子

前田河広一部“The Hangman”発掘

——*The COMING NATION*

所載作品——

.....藤沢 全

Studies on the Rural Development

in a Hilled Rural Area: The Case for

Utilization of the Unused and Waste

Lands in the Dewa Highland Area

.....金谷 尚知

The Horology of Augustine: Time, God,

and Creation from a Western

Perspective.....J. R. エマソン

Interlanguage Development: Phonological

Processes and Complexity

.....L. ギルナー

F. モラレス

中国現代化問題の思索.....李 揚帆

第21巻第1号 平成12年7月

論 文

国際企業提携を通ずる業界標準の戦略的構築

——日本企業の現状分析を中心に——

.....竹田 志郎

売買春行為と女性の性的自己決定権

.....石渡 利康

Some Questions of Language Pedagogy

and Occidentalism

.....Esta Tina OTTMAN

中国大陸におけるマフィアの犯罪の分析

.....李 威

比較人間文化学の試み

——19世紀日欧の「心霊科学」等を

例として——

.....稲垣 直樹

仕事や授業の終わった後の

コミュニケーション行動

——マレーシア・フィリピン・日本——

.....西田 司

Methodological Issues in Comparative

Philosophy and their Influence

on the Study of Japanese Philosophy

.....Daniel J. BISGAARD

Life History of Kukai and Bodily

Enlightenment.....Buichiro WATANABE

セルフ・モニタリングに対する文化の影響

——セルフ・モニタリング理論再考——

.....守崎 誠一

Pronunciation and Liaison

.....Michael Ian CHAPLAN

研究ノート

Theories of the State in the American

Disciplines of Political Science and

Sociology: A Critical Overview

.....Yasuyuki MATSUNAGA

第21巻第2号 平成12年9月

論 文

中国のAPEC政策と

東アジア国際関係への影響.....梁 雲祥

浦野 起央

The Australian System of Higher

Education: Impact of Reforms, Current

Issue and Policy Directions

.....David GAMAGE

異文化間コミュニケーションの

研究手法の問題.....西田 司

The Engaged Intellectual at One Hundred

.....Tom CONNER

日本文化史論の錯覚(1)

——東西日本の社会と民俗——

.....田村 貞雄

国際交流論における新カテゴリ

「動植物との交流」の創設と位置づけ

.....松村 正義

セルフ・モニタリングに対する文化の影響

——自己呈示行動と相互独立的／

相互協調的自己観——

.....守崎 誠一

Takuboku Ishikawa and Christianity

.....Akira TAKAHASHI

第21巻第3号 平成12年12月

論 文

American Expansionism and Mexico's

Response: Focusing on the Controversy

about Characters of the Mexican-

American War, 1846-1848	Takashi USHIJIMA
Seasonal Analysis of American Economic Time Series	Takashi OBARA
国際経営学の概念領域に関する諸問題	岡本 博之
在外日系会社従業員の動機付け ——マレーシア日系企業2社の 調査分析を通じて——	笥 正治
A Review of the Sri Lankan System of Higher Education: Developments, Current Issues And Policy Directions	David GAMAGE
国際交流史理論の構築.....	濱屋 雅軌
イチャリバチョウデーと文化融合 ——ハワイ在住の沖縄出身者を例に——	佐藤三武朗
異文化間コミュニケーション研究 ——その歴史と課題——	守崎 誠一
集団主義は日本人の国民性か？	櫻坂 英子

第21巻第4号 平成13年2月

論 文

中国の西部開発と民族問題 ——新疆ウイグル自治区を中心にして——	山本 賢二
再考：日本のココム加入とチンコム設立	加藤 洋子
The Impact of U. S. Congress on National Security Policy toward East Asia	Setsuo TAKEDA
Orientalism & Far-Eastern Thought	Daniel J. BISGAARD
Arishima Takeo and Christianity	Akira TAKAHASHI
The Religious Practice of a Shingon Monk: Pedagogy and Practice	Buichiro WATANABE
コミュニケーションにおける不確実性	西田 司
Cross-cultural Influence on the Use of Silence: Young Japanese Women in the United State	Melissa A. WILLIAMSON
社会科学としての異文化間 コミュニケーション研究 ——「日本文化論」の影響とその問題点——	守崎 誠一
日本文化史論の錯覚(2) ——明治維新後における 日本文化の編成替——	田村 貞雄
筒井徳二郎一座海外巡業の レパトリーについて.....	田中 徳一
ラフカディオ・ハーンの	

伝記執筆を巡る問題に関する一考察(Ⅰ) ——『生涯と書簡』対 『鴉からの手紙』——	梅本 順子
The American System of Higher Education: Current Issues, Challenges and Trends	David GAMEGE Takayuki UHEYAMA
19世紀初期ニューヨーク市における カトリックの教育とオートノミー	永塚 史孝
Antecedentes históricos de la Enseñaza de Idiomas en Japón: el caso del espanol	Pilar GARCÉS
Research in Bilingualism	Andrew REIMANN
The Cultural Politics of Multiculturalism in ESL Textbooks in the United States	John E. KATUNICH
研究ノート	
ヨーロッパ左派の政治戦略としての ラディカル・デモクラシー.....	山田 竜作
学会動向	
Guantei Yusa's <i>Aterui</i> : Saga of a Japanese Geronimo	Adam Jon LEBOWITZ

第22巻第1号 平成13年7月

論 文

カリニングラード再考.....	石渡 利康
全球化と単一思想的危険.....	許 振洲
ケネディ政権のベトナム介入と中国の対応	許 奕雷
The Econometric Analysis of Korean GDP	Takashi OBARA
School-based Governance: An Australian Experience 1974-2000	David GAMAGE
A Layered Perspective on Prejudice	Michael HECHT Jennifer JONES-CORLEY
Methodological Issues in Intercultural Communication Studies	Tsukasa NISHIDA
国際結婚にみる異文化の交流と実践(1) ——インドネシアに嫁いだ 日本女性の事例から——	吉田 正紀
自己・他者・状況に対する意識への 日米文化の影響.....	守崎 誠一
Shingon Religious Practices and Bodily Enlightenment	Buichiro WATANABE
The Information Age and Ethics	Akira TAKAHASHI
ラフカディオ・ハーンの伝記執筆をめぐる 問題に関する一考察(Ⅱ) ——『ラフカディオ・ハーンについて』の	

出版を巡って——	梅本 順子
百年前、張謇眼中的日本——	王 長发
岩倉使節団と情報技術	
——アメリカにおける電信と新聞報道——	
	佐藤 聡彦
Japanese versus English:	
Interference When Teaching	
Past Tense	Michael Ian CHAPLAN
研究ノート	
投票価値の平等とグリマンダー	
——カリフォルニア州の事例研究——	
	葉山 明
研究資料	
中国科学院・中国工程院院士とマスメディア	
	山本 賢二

第22巻第2号 平成13年9月

論 文

米国における内部統制報告書	北川 道男
British Reforms in School Management:	
A Decade of Experience with LMS	
	David GAMAGE
グローバリゼーションと世界倫理の可能性	
——ヤスパースの「世界哲学」の	
理念を手がかりにして——	
	平野 明彦
Raphael Koeber and Christianity:	
Christian Orthodox and Koeber's	
Understanding	Akira TAKAHASHI
Murakami Haruki's Underground:	
The Non-fiction Dimension	
	Naomi MATSUOKA
中国の核兵器開発	
——初の原爆実験までの開発過程——	
	許 奕雷

第22巻第3号 平成13年12月

論 文

On Problems of Identity	
among Cultures and Civilizations	
	Daniel J. BISGAARD
内部統制報告書を巡る諸問題	
D. R. Carmichaelの	
疑問は払拭されたか	
	北川 道男
Anthropology of the Body	
and Shingon Bodily Enlightenment	
	Buichiro WATANABE
人種とセクシャリテイの表象	
——Miss Saigon の「アジア性」再考——	
	宗形 賢二
自己と身体	
ビンスワンガーの「夢と実存」と	
ハイデガー	
——現象学・比較精神病理学研究(1)——	
	村上 靖彦

近代中国人女性の見た	
日本・朝鮮・ロシア・中国	
——銭単士厘『癸卯旅行記』を通して——	
	谷川 栄子
Influence of the Culture and Globalization	
on Teacher Preparation Programs	
in the United States and Japan:	
Phase I	Mary Ann C. GAINES
	Takeyuki UYEYAMA
	Robert L. MARSHALL
	Fumitaka NAGATSUKA
中国广西“语言島”分布及其形成的历史文化	
背景	谢 建猷
Returning The Last Kaiser from Exile	
	Andrew REIMANN
研究ノート	
内生的経済成長理論の現在	清水 隆雄

第22巻第4号 平成14年2月

論 文

National Missile Defense (NMD) Policy	
in the U. S. Congress	
	Setsuo TAKEDA
米国の世論外交	
——ツインメルマン電報事件——	
	松村 正義
日本社会の国際化	濱屋 雅軌
The Concept of Islamic Law	
	Fathima Azmiah BARY
情報化と企業・産業組織の構造変化	
——グローバルスタンダード化の	
本質と政策課題——	
	円居 総一
中国経済におけるパラドクス	羅 歆鎮
英国の内部統制とリスク・マネージメント	
——Nigel Turnbull報告書の検討——	
	北川 道男
Spatial Production for Tourism	
in the British Context	
	Meiko MURAYAMA
アメリカのニュース映画に見る	
筒井徳二郎一座	田中 徳一
Sin and Punishment Expressed in	
Nathaniel Hawthorne's	
“The Scarlet Letter”	
	Akira TAKAHASHI
『癸卯旅行記』に見られる銭単士厘の女性観	
	谷川 栄子
Are These Really University Students?	
Exploring Culture Clash	
in Japanese Universities	
	Michael MATHIS
Meeting the Challenges of	
Teaching EFL in Japan	
	Mihoko Takahashi MATHIS

第23巻第1号 平成14年7月

論 文

- 中国の反テロリズムと
「東トルキスタン」分離独立運動
.....山本 賢二
- 第二次世界大戦・冷戦の遺産と
21世紀の日米関係研究
——日米の非対称性を中心に——
.....加藤 洋子
- 日欧外交関係の展開
——冷戦終結までの
経済摩擦を中心に——
.....三露 久男
- ケネディ政権と中国の核兵器開発
.....許 奕雷
- UNESCO, 国際NGOs相互の
パーセプション.....植山 剛行
- 株式投資ガイダンスシステム:
INSIGHTSによるビジネス情報教育の試み
.....豊川 和治
- 日本人, タイ人, マレーシア人の
組織行動意欲の比較.....笥 正治
- 英国人の異文化理解
——オールコックの富士登山と
熱海温泉訪問の旅をめぐって——
.....梅本 順子
- Dazai Osamu and Christianity
..... Akira TAKAHASHI
- The Status of Women in the
Pre-Islamic Period (*Jahiliya*)
.....Fathima Azmiah BARY
- 精神病理学の終わりと未来
——脆弱性と治癒の現象学へ向けての
研究計画——.....村上 靖彦
- 温室効果ガスの統計学的分析
.....酒井孝次郎
安彦 正一
小原 堯

第23巻第2号 平成14年10月

論 文

- 日本の対中国ODAの規模と構造
.....羅 歆鎮
- Comparative Thoughts on Indigenous Rights between
Japan, Australia and Canada 玉井 昇
- 2000年メキシコ連邦選挙における選挙監視活動
.....渡辺 暁
- フランス・バイコンの財政経済思想(1)
——『随筆集』を中心に——
.....吉田 克己
- 製薬企業の情報化戦略に関する一考察
.....楠本 眞司
- コミュニケーション行動と内集団
.....西田 司
- 外傷的な出来事の現象学的分析
.....村上 靖彦
- Bilingual First Language Acquisition Pros, Cons and

Processes

- Andrew REIMANN
- 《戦国楚竹書・孔子論語》疑難字隸讀舉要(上)
.....周 同科
- 研究ノート
- 中国国务院新聞弁公室論文
『東トルキスタン』テロ勢力は罪の責任を
逃れられない」の新聞報道について
.....山本 賢二

第23巻第3号 平成14年12月

論 文

- 冷戦の終焉と米国の移民法:
輸出管理法との対比において
.....加藤 洋子
- 日露戦争後の高橋是清とヤコブ・シフ
.....松村 正義
- ケネディ政権と台湾の大陸反攻
.....許 奕雷
- 選挙監視と民主化
.....渡辺 暁
- ジェイムズ・スチュアートの貿易論
.....小林 通
- アジア通貨危機以降の対ASEAN直接投資の動向
.....岡本 博之
- アメリカ就業者数の統計学的分析
.....小原 堯
- 21世紀の社会におけるジェンダーとエスニシティ
.....青木千賀子
- 筒井徳二郎一座の米国への招聘とその経緯
.....田中 徳一
- ラフカディオ・ハーンと『新アタラ』
——宣教師ルーケットとの交流を中心に——
.....梅本 順子
- 外傷体験における身体
——フッサーとメヌ・ド・ビラン
を導きとして——
.....村上 靖彦

特別講演

- The State of the Union
.....Peter NORMAN

第23巻第4号 平成15年2月

論 文

- 江戸時代における伊豆国の国際関係
.....濱屋 雅軌
- 後期資本主義・国家・市民社会
——ジョン・キーンの市民社会論——
.....山田 竜作
- The Rights and Status of Women in Islamic Law: Mar-
riage, Divorce and Inheritance in Several Arab
Countries
.....Fathima Azmiah BARY
- フランス・バイコンの財政経済思想(2)
——『随筆集』を中心に——
.....吉田 克己
- A Note on Application of Just-in-Time Inventory Con-

trol (JIT) Method to Service Management	 Hirokazu TOMA
国際結婚と異文化の交流	
——在日インドネシア人女性とその家族の事例から——	 吉田 正紀
Uchiyama Kanzo and Ralph Emerson	 Akira TAKAHASHI
〈ナント勅令〉の歴史的意義	 菅波 和子
サルバドル・ダリと腐敗	
——その傾倒への背景——	 内田千重子
Combating Apathy Among Japanese University Students	 Michael MATHIS
	 Mihoko Takahashi MATHIS
Motivating Students: The Media Topic Discussion	 Todd RUCYNSKI
Assessing Second Language Speech Patterns through Interviews: Strategic Competence in Discourse	 John PELOGHITIS
An EFL Learner Needs Analysis for Technical Trainers Working for a Japanese Automobile Manufacturing Company	 Jason HOLLOWELL
Practical Content Based Teaching	
Authentic Materials/Authentic Responses: A model for using Canadian Content in the Classroom	 Andrew REIMANN
研究ノート	
啓発活動とは何か	
——日本の選挙における選挙管理委員会の活動についての考察——	 葉山 明

第24巻第1号 平成15年7月

論文	
The Rights and Status of Women in Islamic Law: Marriage and Divorce in Several Islamic and Non-Islamic Countries in Asia	 Fathima Azmiah BARY
農業労働生産性、農民収入と内陸部農村地域経済発展	
——中国山西省データによる実証分析——	 陳 文挙
自己開示と不確実性減少理論の再考	 西田 司
近代日本の文学	
思想に影響を与えたキリスト教	 高橋 章
「ええじゃないか」序曲	
——長州征伐高札の撤去と祝祭の高揚——	 田村 貞雄
Content Based Language Teaching: Observations on Theory and Practice	 Jason HOLLOWELL
Form Preference of the Genitive: A Grammar Usage Study	

..... John PELOGHITIS	
汉语方言中[r]音的发觉及端(知)组声母与儿化音源考	 凌 德祥

第24巻第2号 平成15年10月

論文	
Exchange Rate Interaction: Yen and Won	 Takashi OBARA
White Anglo-Saxon Mythology and Intersection of Race, Class, and Gender in the <i>Titanic</i>	 Saburo SATO
	 Isao TAKEI
	 Jon P. ALSTON
エドマンド・ブランデンとラフカディオ・ハーン	
——ブランデンのハーン観を中心に——	 梅 本 順 子
Educating Immigrant Children: Learning from America's Mistakes	 Michael MATHIS
Current Debates in Second Language Acquisition	 Andrew REIMANN
研究ノート	
OECD環境報告と現代日本の環境問題	
——生活騒音をめぐる一論争の考察——	 葉 山 明

第24巻第3号 平成15年12月

論文	
发展中印关系的障碍和解决的可能性	 张 敏 秋
India -Japan Relations	
An Agenda for Convergence	 Rahul TRIPATHI
ニクソン政権の在韓米軍撤退政策	
——韓国における「ニクソン・ドクトリン」の適用を事例として——	 鄭 勳 燮
The Rights and Status of Women in Several Industrialised/Western Countries	 Fathima Azmiah BARY
I T と企業の組織形態	 岡 本 博 之
I T の進化と多国籍企業の競争行動の変質	
——日本企業の標準化志向の検出を通して——	 竹 田 志 郎
マーケティングにおける顧客との相互信頼関係に関する認識上の乖離	
——6社の聴取調査の分析結果——	 菅 原 昭 義
市民社会の変化とe-ポリティクス	
——韓国におけるインターネットと政治の変化——	 鄭 俊 坤
祝祭とマス・ヒステリア	
——山口吉一・太田明『阿波え、ぢゃないか』考——	

.....田 村 貞 雄

第24巻第4号 平成16年2月

論 文 中印经贸关系

— 潜能与制约 —

.....张 敏 秋

知的所有権をめぐる国際紛争

— 新たな情報時代がもたらす光と影 —

.....宇 佐 美 滋

アジアの砂漠化・土壌流出と国際協力に
関する研究

— 中国新疆ウイグル、タイ国、マレーシア国
における事例からの考察 —

.....金 谷 尚 知

東アジアにおけるエミリー＝ハーンの
国際交流(1)

— 日本滞在から
第二次上海事変まで —

.....濱 屋 雅 軌

大豊作・大政奉還と御札降りの発生

— 「ええじゃないか」第3段階 —

.....田 村 貞 雄

レヴィナスと心的外傷

— 情動性の現象学のための草案 —

.....村 上 靖 彦

语感训练与第二语言教学法

.....凌 德 祥

第25巻第1号 平成16年7月

論 文

トリナクリア(Trinacria)とトリスキール(Triskele)

— シンボルの域際関係に関する断章 —

.....石 渡 利 康

民主主義、経済成長、不平等

— 反民主主義的経済成長論の
論理とその帰結 —

.....清 水 隆 雄

対人コミュニケーションの回避

— 東アジアの大学生を中心に —

.....西 田 司

エドモンド・ブランデンの日本観：

ラフカディオ・ハーンと比較して

.....梅 本 順 子

自閉症者のシェルターと安心感の起源としての間身体性

.....村 上 靖 彦

東アジアにおけるエミリー＝ハーンの国際交流(2)

— 第二次上海事変から
1940年の重慶空襲まで —

.....濱 屋 雅 軌

「ええじゃないか」のクライマックス(大坂以西)

— 大政奉還・王政復古と民衆の動向 —

.....田 村 貞 雄

The Misconceptions of Muslim Women by the West

.....Fathima Azmiah BARY

Predicted and Observed Difficulties of a Japanese Learner
of North American English Pronunciation

..... George HARRISON
Teachers Learning From Each Other in Japan Through
Jugyou Kenkyu: An Alternative Approach to Teachers'
Professional Development

.....Mohammad Reza Sarkar ARANI

研究ノート

「伊豆学」の確立をめざして

— 伊豆地域の地誌・民俗誌の事例研究 —

.....加 藤 雅 功

高 山 茂

吉 田 正 紀

日本における中国語能力検定試験

— 大学における検定試験対策講座の
実施に向けて —

.....谷 川 栄 子

研究資料

スウェーデンの君主制問題

.....石 渡 利 康

第25巻第2号 平成16年9月

論 文

韓米同盟50年の考察

— 在韓米軍の再調整と
韓米同盟の未来 —

.....鄭 勳 燮

サーベンズ・オクスリー法(SO法)の分析と展望

— エンロン以降の
アカウンタビリティ改革 —

.....北 川 道 男

ヨーロッパ文化の基層

— 黒いマドンナ —

.....石 渡 利 康

The Understanding of Nitobe Inazo's "Bushido"

..... Akira TAKAHASHI

A Comparison of the Rights and Status of Women in Islamic
and Western Societies

.....Fathima Azmiah BARY

駿河・伊豆・相模における廃藩置県

— とくに菰山県・足柄県 —

.....田 村 貞 雄

効果的な英語教育プログラムを目指して

— カリキュラム・デザインと
ニーズ分析 —

.....菊 地 恵 太

第25巻第3号 平成16年12月

論 文

The "Human Rights Issue" in China's Diplomacy

..... Yanhua LUO

経済発展のための地域統合

.....小 林 通

親密度の高い人間関係における

コミュニケーション行動

— 中国の社会人を中心に —

.....西 田 司

心象風景としてのリリス(Lilith)

—— イメージの域際変容 ——

.....石 渡 利 康
Kazuo Ishiguro and Shanghai: Orphans in the Foreign Enclave

.....Naomi MATSUOKA
地理教育への文化的アプローチ

—— 日本の小学校国際理解教育の事例分析 ——

.....サルカール アラニ・モハメッド レザ
Needs analysis for a writing course for graduate international students
.....Keita KIKUCHI

第25巻第4号 平成17年2月

論 文

The American President and Congress in Making Missile Defense Policy

.....Setsuo TAKEDA
バブル経済社会の特質について

.....牧 澤 司 朗
変貌するアメリカの監査委員会

.....北 川 道 男
中・美・日企业经营理念比較

.....寛 正 治
Problems of Culture and Civilization in the Age of Globalization

.....Akira TAKAHASHI
Daniel J. BISGAARD
Buichiro WATANABE

Exploring Learner Meta-Cultural Awareness
.....Andrew REIMANN

井上靖の『壺』と老舎の悲劇
.....藤 澤 全

「ええじゃないか」のクライマックス(大坂周辺・北陸)
—— 大政奉還・王政復古と民衆の動向 ——

.....田 村 貞 雄
The Cultural Influences on Pre-Service Teacher Education Programs at Four-Year Colleges/ Universities in Japan

.....Takeyuki UYAMA
Fumitaka NAGATSUKA

The Role of Identity for Interpreters
.....Jason HOLLOWELL

近代に見る実業教育の導入から展開へ
—— 二つの事例を通して ——

.....松 井 洋 子
安 彦 正 一

Eliciting dialectical inquiry through examples of self-critique and use of irony

.....George M. HARRISON
Forbidden Japanese: A Study of English-Only Classrooms

.....Jean-Paul DuQuette

第26巻第1号 平成17年7月

論 文

中国人民元問題試論

—— 実物経済的観点から ——

.....清 水 隆 雄
「箱根」と外国人(第1部)

.....A.H.バウマン
グローバル化時代の異文化結婚:

インドネシアに嫁いだ若き日本人女性

.....吉 田 正 紀
IBMのパソコン事業売却に見られるIT産業の事業モデルの変貌

.....千 谷 基 雄
Goal Setting Theories: Implications

from a study in a university in Korea

.....Keita KIKUCHI and Kang Min Yi
中日关系

・从象征性国家利益对立走向实质性国家利益对立

.....许 奕 雷

個人向け銀行インターネットバンキング・サービス

—— アジア諸国間比較 ——

.....岩 崎 輝 行
「桐野利秋談話」(一名「桐陰仙譚」)について

.....田 村 貞 雄

研究ノート

ウクライナ大統領選挙に対する選挙監視

.....黒 川 祐 次

グローバル化時代の大学教育

—— 敵対的買収劇を念頭に ——

.....安 井 昭
佐 藤 三武朗

第26巻第2号 平成17年9月

論 文

神田孝平の経済学と財政学への貢献

.....大 淵 三 洋

欧州系石油企業の経営戦略

.....岡 本 博 之

東アジアFTAの計量分析

—— マクロ経済効果 ——

.....清 水 隆 雄

中国の貧困削減政策と制度的障害

.....陳 文 豪

不確実性減少における否定的傾向

.....西 田 司

「箱根」と外国人(第2部)

.....A. H. バウマン

ドイツにおける「異文化間哲学」の

基本理念と課題

.....平 野 明 彦

共同体倫理の創設と視線

アクタイオン神話をめぐる

現象学的人間学

.....村 上 靖 彦

Toward a Task-Based Approach:

Overview of Syllabus Types in

Language Teaching

.....Keita KIKUCHI

研究ノート

筒井徳二郎一座欧州巡業の経路と日程

——バルト沿岸・東欧諸国を
中心として

……………田 中 徳 一

第26巻第3号 平成17年12月

論 文

「冷戦」の終焉？ 米国の輸出管理に
見られる変化と連続性

……………加 藤 洋 子

政教分離の研究：薪能における市長の
玉串奉奠等への関与をめぐる

……………葉 山 明

石井＝ランシング協定締結前における
外務省の海外情報(1)

—— 1917年1月から3月まで ——

……………濱 屋 雅 軌

少子化と子育て支援政策に関する国際比較

……………青 木 千 賀 子

ラフカディオ・ハーンと

エドガー・アラン・ポー：

ポーの作品の受容を中心にして

……………梅 本 順 子

認識の発見

ソポクレス『オイディプス王』における

フロネシスとグノメ

共同体倫理の現象学的人間学

……………村 上 靖 彦

Interaction-based Approach and
Instructed Language Learning

……………Keita KIKUCHI

Teaching Comparative Religion
through EFL

……………Jean-Paul Duquette

USING PROFESSIONAL DEVELOPMENT TO IN-
CREASE TEACHERS' CONTENT KNOWL-
EDGE OF
MATHEMATICS

……………MaryAnn GAINES

第26巻第4号 平成18年3月

ユーモアと人生

—— 石渡利康教授の定年に想う ——

……………佐 藤 三 武 朗

論 文

研究の偏流

—— 北欧協力、価値ニヒリズム、セクソロジー、北
欧国際関係、プロレスリング、バルト地域、北
極圏地域、ジェンダー・イシュー、シチリア、
欧州文化の基層 ——

……………石 渡 利 康

ジョン・キーンにおける

「Civil Society」と「Uncivil Society」(1)

—— グローバルな市民社会と

暴力の問題をめぐる ——

……………山 田 竜 作

新しい日米欧三極構造の建設へ向けて

—— ポスト・イラク戦争の教訓 ——

……………三 露 久 男
五代友厚と東京馬車鉄道会社成立の一考察

……………安 彦 正 一
CEO及びCFOの宣誓書

……………北 川 道 男
公共トラックターミナルにおける

廃棄物パレット

Study of Disposing Pallet in
the Public Truck Terminal

……………若 林 敬 造
中国企業の経営思想

……………笥 正 治
井上靖の『おろしや国酔夢譚』：

異文化理解と語学教育を中心に

……………梅 本 順 子
The Significance of Water in

Arabian Culture—the Phenomena and Manifes-
tations of Water through *Qurān* and *Hadith*

……………Masahiro TSUBAKI
各地の祝祭の伝統と「ええじゃないか」

……………田 村 貞 雄
『エッセー』への

マリ・ドゥ・グルネーの〈序文〉

—— 1595年と1635年の〈序文〉の比較 ——

……………菅 波 和 子
井上靖の詩編のスカイライン

—— 映画 *LA ROUE* 他との

関わりの中で ——

……………藤 澤 全
ダリのロルカ時代に関する一考察

—— 書簡を中心に ——

……………内 田 千 重 子
The Structure of Alain Resnais' Film

La Vie Est un Roman Part 1

……………Michael Ian CHAPLAN
効果的な外国語学習に向けて：

自身の学習体験に基づく考察

……………稲 子 あゆみ
Using Tasks in Instructed Language

Learning: Exploring Task-Based Language
Teaching

……………Keita KIKUCHI

研究ノート

カトリック教会とアメリカ政治社会

……………葉 山 明

研究資料

日本人大学生の異文化の対人関係

—— 同性間の親密度による検討 ——

……………内 藤 伊 都 子

研究報告

A Study of Learner Output in
Jigsaw and Role Play Tasks

……………Gregory FRIEDMAN

石渡利康博士略歴及び主たる業績

……………石 渡 利 康

第27巻第1号 平成18年7月

論 文

国際化社会の内外人平等と国民主権

— 平成17年最高裁大法廷「東京都
管理職試験国籍条項」合憲判決 —

……………杉 山 嘉 尚

The Kennedy Administration and the Sino-Indian
Border War: A Study on the U.S. Government
Documents

……………Yilei Xu

白い女神の目覚め

……………石 渡 利 康

「箱根」と外国人(第3部)

……………A.H. バウマン

詩人たちの満洲

— 北原白秋と室生犀星の満洲体験 —

……………安 元 隆 子

「ええじゃないか」の東日本への展開(1)

— 東海・関東地方 —

……………田 村 貞 雄

同性の二者間における非言語行動の

返報性とその総量

— 親密度と文化の影響 —

……………内 藤 伊都子

The Structure of Alain Resnais' film

La Vie Est un Roman Part 2

……………Michael Ian CHAPLAN

Virtual Schools: New Visions of

Education in a Digital Environment

……………MaryAnn C. GAINES

English education in

Japanese high schools: Contrasts with other
countries in Asia

……………Keita KIKUCHI

絵画史料をもとにした歴史評価の問題点

— 田中英道著『支倉六右衛門と西欧使節』
に対する批判 —

……………大 泉 光 一

参加型開発における国際協力,

国際交流の研究

— 地球型社会における環境復元に
NGO/NPOが担う役割 —

……………金 谷 尚 知

Linguistics In British Columbia

……………Allan A EVANS

研究報告

From the residential classroom to the virtual class-
room: Results from a survey of Internet English
students at Nihon University's College of Interna-
tional Relations

……………Dean D. SCHIMPF

書 評

林語堂『支那に於ける言論の発達』再読

……………山 本 賢 二

第27巻第2号 平成18年9月

論 文

国家による規制と人の移動

— スペイン領アメリカと
英領アメリカの場合 —

……………加 藤 洋 子

U.S. Security Policy: Focusing
on Analysis of Missile Defense
Policymaking Process

……………Setsuo TAKEDA

石油企業の経営戦略と国際関係

— オイルメジャーと
政府政策との対立と協調 —

……………岡 本 博 之

中国山東省李営鎮苗木生産経営研究

……………陳 文 挙

石井＝ランシング協定締結前における

外務省の海外情報(2)

— 1917年3月から —

……………濱 屋 雅 軌

対人コミュニケーション行動の特徴

……………西 田 司

On the Persistence of a Myth From
Ancient India to Modern Indonesia

……………Daniel J. BISGAARD

「箱根」と外国人(第4部)

— 保養地芦ノ湖:
釣り・水泳・漕艇 —

……………A. H. バウマン

ラビリンスのシンボリズム

— その中央存在 —

……………石 渡 利 康

「ええじゃないか」の東日本への展開(2)

— 甲信地方 —

……………田 村 貞 雄

静岡県の人中国人観光客誘致戦略

……………許 奕 雷

Schismogenesis:

Vicious Circles in Intercultural
Misunderstanding

……………Jean-Paul Duquette

Higher Education in the Ancient World
and Its Impact on the Medieval
Universities

……………David GAMAGE

REINVENTING PREPARATION OF

EDUCATIONAL LEADERS:

A PARTICIPANT PERSPECTIVE

……………MaryAnn C. GAINES

学会動向

オーランド・プロセス

……………大 西 富士夫

第27巻第3号 平成18年12月

論 文

統合監査のフレームワーク

— SOAを巡る2つの統合監査概念 —

.....	北 川 道 男
多国籍企業の内部化理論 再考	
— Ethierモデルを中心として —	
.....	清 水 隆 雄
朝鮮戦争に関する一考察	
— 米国の戦争制限政策の	
決定過程を中心に —	
.....	鄭 勳 燮
IED en la industria del automóvil en	
México	
— El caso de las	
empresas japonesas —	
.....	Yoichi OIZUMI
マリー・ストーブスと日本文化	
.....	梅 本 順 子
グディカンストのコミュニケーションモデル	
.....	西 田 司
マイノリティの人種表象	
— アメリカにおける異人種間混交と	
映画表象をめぐって —	
.....	宗 形 賢 二
アーレントとヤスパース	
— 『人間の条件』における「活動」の	
領域を手がかりにして —	
.....	平 野 明 彦
日本における洋紙産業の定着と	
お雇い外国人の貢献	
.....	安 彦 正 一
.....	松 井 洋 子
.....	永 塚 史 孝
The Importance of Water in the	
Perspective of Islam The Cultural	
Value through the Symbol of Water	
.....	Masahiro TSUBAKI
「ええじゃないか」の東西南北	
.....	田 村 貞 雄
Attitudes Towards ALTs	
.....	Jean-Paul Duquette
MEDIEVAL UNIVERSITIES AND	
THEIR IMPACT ON	
MODERN UNIVERSITIES	
.....	David GAMAGE
THE NO CHILD LEFT BEHIND	
(NCLB) AND INDIVIDUALS	
WITH DISABILITIES EDUCATION	
IMPROVEMENT ACT of 2004	
(IDEIA)	
.....	MaryAnn C. GAINES
学習ストラテジートレーニング	
としての教室活動	
ニュース教材を使った	
クラスルームリサーチ	
.....	稲 子 あゆみ
Applying the Theory of Cultural	
Intelligence to Foreign Language	
Teaching: Some Practicalities and	
Challenges	
.....	George M. HARRISON
黒いサラ	

— ロマの守護女神 —	
.....	石 渡 利 康
研究ノート	
世界遺産の保護と保全に見る利他主義	
.....	佐 藤 三武朗
学会動向	
The Autonomy of Åland and the Six	
Guarantees of the League of Nations	
.....	Fujio OHNISHI
研究報告	
The Effect of Task Type	
Upon Fluency, Accuracy,	
and Complexity of Output	
.....	Gregory L. FRIEDMAN

第27巻第4号 平成19年2月

論文	
国際交流関係の法制	
— その目的と内容 —	
.....	杉 山 嘉 尚
政教分離と神奈川県伊勢原市：	
観光協会による宗教団体への	
支出をめぐって	
.....	葉 山 明
日本経済のグローバル化と	
その方向性について	
— 国際観光・国際会計・	
国際課税の視点から —	
.....	吉 田 克 己
.....	北 川 道 男
.....	大 淵 三 洋
Transición de la Economía Planificada	
a la Economía de Mercado en China	
— El éxito de la	
transición Progresiva China —	
.....	Yoichi OIZUMI
フィンマルク法における自然共生	
.....	大 西 富士夫
Teaching International	
Politics Through EFL	
.....	Jean-Paul Duquette
不安不確実感制御理論	
.....	西 田 司
『源氏物語』のオノマトペに関する	
日中対照言語研究(上)	
.....	呉 川
アメリカにおける	
チャイルド・マルトリートメントの	
現状と研究の方向性	
.....	四之宮 玲 子
シーラ・ナ・ギグ(Síla-na-Géige)	
— ヴァルヴァ・	
ディスプレイの象徴性 —	
.....	石 渡 利 康
ロルカのダリ時代に関する一考察	
.....	内 田 千重子
障害のある人との	
相互作用に影響する社会的環境	

— 日本における障害のある人の きょうだいに関する 文献研究より —	河 村 真千子
御札降りの仕掛け人たち — 「ええじゃないか」の真相 —	田 村 貞 雄
GOVERNANCE AND ADMINISTRATION OF AUSTRALIAN UNIVERSITIES	David GAMAGE
『本朝神社考』と『神社考詳節』	矢 崎 浩 之

第28巻第1号 平成19年7月

論 文	
天野為之の経済学に関する若干の考察 — 『経済原論』を中心にして —	大 淵 三 洋
Diffusion of Exchange Rate Fluctuation	Takashi OBARA
開発途上国多国籍企業論 — 海外直接投資決定因としての spillover効果 —	清 水 隆 雄
Japan's Civil War and American Diplomatic Activities in 1868	Masaki HAMAYA
How a long established branded product can be successfully revitalized for a new sales growth without changing the basic product attributes. — Analysis of a marketing success of Polaroid camera —	Keinosuke KOSEKI
「B7バルト海島嶼ネットワーク」の形成： 島嶼域際関係の強化	大 西 富士夫
『源氏物語』のオノマトベに関する 日中対照言語研究(下)	呉 川

Religion and the American National Character	Daniel J. BISGAARD
室生犀星『大陸の琴』論	安 元 隆 子
The Study of Ethnicity and Urban Food Behavior: A Case Study of the Minangkabau of Medan, Indonesia.	Masanori YOSHIDA Koji AKINO
古典的西部劇『シェーン』に見る ロマンチック義侠心とその周辺 — ウェスタンオロロジー文化論 —	石 渡 利 康
幕末江戸における御用盗の横行と御札降り	

宮城春意の神道思想	田 村 貞 雄
THE BRITISH UNIVERSITY SYSTEM: SECOND WORLD WAR TO THE 21 ST CENTURY	David GAMAGE
Learner Motivation in Second Language Acquisition	Allan A. EVANS
「箱根」と外国人(第5部) — 箱根地域における 交通手段の進化 —	A. H. バウマン

第28巻第2号 平成19年9月

論 文	
田口卯吉の経済思想と財政思想 — イギリス正統派経済学との関係を 中心にして —	大 淵 三 洋
『破戒』：ディアスポラ文学の先駆的役割	佐 藤 三武朗
不確実性減少における内集団の行動	西 田 司
古典的西部劇「ワーロック」における 自滅的義侠心と精神ホモ構造 — ウェスタンオロロジー文化論 —	石 渡 利 康
大学生の友人関係 — 親密度による検討 —	内 藤 伊都子
研究ノート	
Australia and Nuclear Power: the Jekyll and Hyde nature of Australia's nuclear ambitions	Gregory O'DOWD
研究資料	
史料翻刻 宮城春意著『神道大意演義』	矢 崎 浩 之

第28巻第3号 平成19年12月

論 文	
福澤諭吉の経済思想と財政思想に関する 若干の考察(1)	大 淵 三 洋
ポスト・ポスト冷戦期は始まったのか？ — 米露関係とプーチンの戦略 —	石 郷 岡 建
ローバリゼーションと国際関係の政治経済 (そのⅠ)	前 田 利 光
若き日の田村直臣 — 築地での体験とアメリカ留学 —	梅 本 順 子
北欧古代の神々の夜明け — アイスランドのアウサトゥルー	

(Ásatrú) —	石 渡 利 康
「ええじゃないか」の諸段階と伝播地図	田 村 貞 雄
米国の利他的個人主義の発展とその教育	
— エマソンの利他的個人主義から	
デューイのプラグマティズムへ —	岡 田 善 明

研究ノート

Lafcadio Hearn's Views on the rise of nationalism in Meiji Japan and their relevance today.	Gregory V. G. O'Dowd
---	----------------------

研究報告

Learner-Created Online Lexical Databases	Gregory L. FRIEDMAN
--	---------------------

第28巻第4号 平成20年2月

論 文

世界経済の構造変化と広域共同体の形成	
— EU統合への内的発展と世界経済の	
構造変化の中での今後の発展、	
そのアジア共同体化への政策示唆 —	円 居 総 一

福澤諭吉の経済思想と財政思想に関する 若干の考察(2)	大 淵 三 洋
--------------------------------	---------

American Problems over the Execution of the Treaty of Amity and Commerce between the United States and Japan -- The First Half of 1860s	Masaki HAMAYA
--	---------------

中国都市貧困の拡大と対策	陳 文 挙
--------------	-------

Common challenges and converging Approaches: security cooperation between China and EU	Baoyun YANG
--	-------------

北朝鮮の核問題と韓日協力	権 萬 學
--------------	-------

ロシアの北極点国旗設置に対する ノルウェー外交の動向	大 西 富士夫
-------------------------------	---------

グローバリゼーションと国際関係の政治経済 (そのⅡ)	前 田 利 光
-------------------------------	---------

The Study of Nitobe Inazo and Uchimura Kanzo	Akira TAKAHASHI
---	-----------------

筒井徳二郎一座のロサンゼルス公演について	田 中 徳 一
----------------------	---------

「ルイ・ランジャール」と	
『最初の人間』の間の往復運動	
— アルベール・カミュの	
円環の行程と母親への告白 —	高 塚 浩由樹

「箱根」と外国人(第6部)	
— 旅行者、人足、そして女性旅行者 —	

.....	A. H. バウマン
-------	------------

古典的西部劇『荒野の決闘』に見る 友情的義侠心とその周辺	
— ウェスタンオロジー文化論 —	石 渡 利 康

「ええじゃないか」の東進	
— 遠江・駿河・伊豆 —	田 村 貞 雄

現代の大学生の英語学習時間と英語学習方法	上 原 義 正
----------------------	---------

The Research Issues of Student Services in Higher Education in Japan	Takeyuki UYEYAMA
---	------------------

.....	
-------	--

.....	
-------	--

第29巻第1号 平成20年7月

論 文

津田真道の経済学に関する若干の考察	大 淵 三 洋
-------------------	---------

国際石油企業の戦略経営	岡 本 博 之
-------------	---------

ブッシュ政権の在韓米軍撤退政策	鄭 勳 燮
-----------------	-------

ラトヴィアの『マーラは少女に命を与えた』 (Dāvāja Māriņa meitīpai mūžīpu) と	
ロシアの『百万本のバラ』(Million alih roz)	
— 歌詞とメロディーの	
音楽学的国際変容に関する試論 —	石 渡 利 康

自然観の変遷とエコクリティシズム	
— ロマン主義の自然観再生の意義 —	岡 田 善 明

海外直接投資と経済成長	
— 実証研究における方法の問題 —	清 水 隆 雄

Using Writing Assessments to Improve Second Language Writing	Jason MYRICK
---	--------------

大量破壊兵器拡散阻止の課題： 反テロと不拡散の結合がもたらすもの	六 辻 彰 二
-------------------------------------	---------

.....	
-------	--

.....	
-------	--

.....	
-------	--

.....	
-------	--

研究ノート

バルト大学の活動展開	大 西 富士夫
------------	---------

Creating an Education Culture of Lifelong Learning	Gregory V. G. O'Dowd
---	----------------------

.....	
-------	--

第29巻第2号 平成20年9月

論 文

企業の合併・買収による経営文化の変容	岡 本 博 之
--------------------	---------

新しい国際私法	
— 「法の適用に関する通則法」の解釈論 —	
New Act on General Rules	
on Application of Laws	杉 山 嘉 尚

.....	
-------	--

イギリス親子法における父権の効力と子の利益	
-----------------------	--

— エクイティの介入とその法理論 —	東 和 敏
田村直臣と花嫁事件：米人宣教師の報告を中心にして	梅 本 順 子
人種・エスニシティの多様化が進む米国	
— 2000年の国勢調査(センサス)と	
複合人種を中心に —	加 藤 洋 子
『黒いアテナ』論争と「長いprepuce」	
— M・バナールの仮説への単純な疑問 —	石 渡 利 康
Structural Difference in the Ways of Expression	
in Translation between Japanese and English (1)	
Expressions with Intransitive Verbs	
and Transitive Verbs	Yoshiaki OKADA
最初の御札降り地域(三河国吉田宿附近)の諸信仰	
— 御鋤様と牛頭天王 —	田 村 貞 雄
The Structure of Alain Resnais' film	
<i>La Vie Est un Roman</i> Part 3	Michael Ian CHAPLAN
研究資料	
『何物語』— 解題と翻刻 — (一)	矢 崎 浩 之
第29巻第3号 平成20年12月	
論 文	
イギリス正統派経済学の	
受容過程におけるお雇い外国人の貢献	大 淵 三 洋
無形資産の総合的研究	豊川和治・雨宮史卓 寛 正治・北川道男
海外直接投資と国際技術伝播	
— 途上国経済へのspillover効果を中心に —	清 水 隆 雄
ガーナにおける民主化と市民社会：	
政治参加の類型と機能	六 辻 彰 二
田村直臣と児童文学：児童書の発行を中心にして	梅 本 順 子
不確実性減少理論と集団	西 田 司
Mrs. Robert C. Morris and Yokohama	
— Her Understanding about Japan's Society	Masaki HAMAYA
Ethnicity and Folk Medicine	
— Ethnic Interaction of Folk Healers in the	
Multi-ethnic Settings in North Sumatra, Indonesia	Masanori YOSHIDA
ユーヘメリズムと北欧神話の主神オーディン実在説	
— ヘイエルダールの仮説と古代欧州における	
神話の域際関係 —	石 渡 利 康
Structural Difference in the Ways of Expression	
in Translation between Japanese and English (2)	
— Subjective Language	

and Objective Language —	Yoshiaki OKADA
Sharing Behaviors of Saudi Students in	
an Intensive English Environment (Part One)	Jason E. TACKER
Teaching Second Language Writing	Jason MYRICK
研究ノート	
The rise, decline and future	
of the Australian rice industry	
in the Age of the World Food Crisis	Gregory V. G. O'DOWD
研究資料	
『何物語』— 解題と翻刻 — (2)	矢 崎 浩 之
学会動向	
2008年度ボーダーランド学会の欧州大会	大 西 富士夫
第29巻第4号 平成21年2月	
論 文	
アダム・スミスの受容過程に関する若干の考察	
— 『諸国民の富』を中心に —	大 淵 三 洋
直接民主主義の事例研究：	
露店の道路占用をめぐる論争	葉 山 明
変革する国際援助の枠組み	秋 山 孝 允
東アジア地域経済統合と日台経済協力	陳 文 挙 郭 国 興
田村直臣と足尾鉍毒問題	梅 本 順 子
Study of the Japanese	
and Foreign Culture in Japan	
— In the Case of Yoshihiko Yoshimitsu —	Akira TAKAHASHI
移住後半世紀が過ぎたボリビア	
日本人移住地の様相と問題点の究明	福 井 千 鶴
「ゲルマンの夕食会」における絵画の挿話の生成過程	荒 原 邦 博
古典的西部劇	
『リバティー・バランスを射った男』に見る	
「不条理的義侠心」とその周辺	
— ウェスタンオロロジー文化論 —	石 渡 利 康
「サルバドール・ダリに捧げるオード」に関する一考察	内 田 千重子
戊辰戦争期における落書・落首・張札	
— 「長防珍説風聞記」を中心に —	田 村 貞 雄
異文化の対人関係とセルフ・モニタリング	内 藤 伊都子
徳川義直と堀杏庵	
— 神儒一致論に注目して —	矢 崎 浩 之

「19世紀の静岡県御厨地方とフランス

ベリー地方における伝統的な食事の比較」

.....渡 辺 洋 子

英語学習の態度と言語環境への意識との関連要因の研究

—— 大学生の場合 ——

.....上 原 義 正

Re-evaluating Work Skills in the EFL

Curriculum in Japanese Universities

.....Nathan DUCKER

A CURRICULUM FOR JAPANESE

AS A SECOND LANGUAGE DESIGNED

FOR ENGLISH-SPEAKING

DYSLEXIC LEARNERS

.....Sean Thomas McCOLLUM

研究ノート

国際貿易、海外直接投資と企業の異質性

.....清 水 隆 雄

学会動向

第3回トルヴァール・ストルテンベルグ・シンポジウム

.....大 西 富士夫

研究報告

Cooperative Learning (CL):

A Possible Solution for Heterogeneous Classes

.....Natsuko IMAOKA

第30巻第1号 平成21年10月

論 文

欧州連合の深化と拡大に関する若干の考察

—— 経済的側面を中心にして ——

.....大 淵 三 洋

国籍法違憲判決と国際私法

.....杉 山 嘉 尚

ヨーロッパにおける地域的規範としての文化権の形成：

オランダ諸島の事例

.....大 西 富士夫

The American shopping in Japan

of the latter nineteenth century

.....Masaki HAMAYA

Process of transition through the life course:

the identification of the developmental stages

in the Javanese life cycle

.....Masanori YOSHIDA

Mi votu e mi rivotuとNinna Nanna malandrineddu

—— 南伊カラブリアにおける「仁」と「義」——

.....石 渡 利 康

遠江への秋葉信仰の伝来と分岐

.....田 村 貞 雄

Sharing Behaviors of

Saudi Students in an Intensive

English Environment (Part two)

.....Jason TACKER

The Necessary Cultural Component of

English Language Education in Japan

.....Nathan DUCKER

研究ノート

The Structure of Alain Resnais' Film

La Vie Est un Roman Addendum

.....Michael Ian CHAPLAN

第30巻第2号 平成22年2月

論 文

天野為之の『米国租税論』と『公債論』に関する若干の考察

.....大 淵 三 洋

A.マーシャルの貿易論

.....小 林 通

1827年ウェルズレイ対ボーフォート (Wellesley v. Beaufort)

訴訟における子の利益原則の法理論的構造

.....東 和 敏

海賊行為に対する普遍的管轄権

—— その理論的根拠に関する学説整理を中心に ——

.....安 藤 貴 世

The Japanese Communist Party and

MacArthur's General Headquarters

.....Ruriko KUMANO

団体課税における基礎理論と法人課税～みなし個人課税

.....鶴 藤 俊 英

現代ガーナにおける女性の権利保護：

人権、慣習、政治の交差点

.....六 辻 彰 二

1893年シカゴ万博における「大衆的民族学」

—— パットナムとブルームの比較 ——

.....宗 形 賢 二

Healing Power and Healing Ritual:

Three Different Approaches to the Healing Rituals.

.....Masanori YOSHIDA

Jack Palance: The Forest of Love.

A Love Story in Blank Verse に見る「人樹共生」思想

.....石 渡 利 康

友人関係におけるサポートと期待の分析

—— 日本人と異文化の友人のケース ——

.....内 藤 伊都子

「羅生門的接近」を活用した授業改革のプロセス

—— 観光を媒体とする「インターネット英語」を

実践事例として ——

.....上 原 義 正

The Impact of Globalization in Education

.....Allan A. EVANS

戦後のコメ政策の歴史的変遷と課題について

.....山 中 康 資

研究ノート

Teaching L2 Speaking: Its History and A Recent View

.....Natsuko IMAOKA

研究報告

A System for Effective Vocabulary Learning and

Teaching Using Text in the EFL Classroom

.....Jeffrey Scott SINDING

第31巻第1号 平成22年10月

論 文

ナノ材料のリスク評価のためのコンセンサス形成と

化学物質の規制政策立案プロセスの新潮流

.....堅 尾 和 夫

国家安全保障、情報技術革命と米国の留学生政策

—— 科学技術分野のヴィザ規制と輸出規制を切り口にして ——

.....加 藤 洋 子

1725年アイア氏 (Mr. Eyre) 対シャフテスベリ伯爵夫人

(Countess of Shaftesbury) 訴訟における 後見人の権限と子の利益原則との関係東 和 敏	
明治の日本陸軍における近代戦略論の受容浅 川 道 夫	
Prospects and Challenges of an East Asian Regional Security Framework: Veto Players and Winsets Alexander C. TAN and Takayo ANDO	
メドヴェージェフ大統領とプーチン首相による タンデム（2人乗り）政権の分析石郷岡 建	
Economic Lessons Not Yet Learnt: Why Another Financial Crisis Will Soon Follow Gregory V. G. O'Dowd	
インドネシア・北スマトラにおける 残留日本人の異文化結婚： 一世配偶者とその家族の事例から（その2）吉 田 正 紀	
Protestant Missionaries in Late Nineteenth-Century Ch'ing China Ruriko KUMANO	
南イタリアに見る「生」と「死」の原風景 —名誉，恥，復讐—石 渡 利 康	
Modern Testing Issues: Shifting from Paper-based to Computer-based Tests Jason MYRICK	
Investigating Applications of the Lexical Approach for East Asian University Students, Focussing on English Academic Vocabulary Elcome CARY	
Higher Education L2 Learner Motivation in an Asian Context Garth BRENNAN	
研究ノート	
「内国植民地としての北海道」補論 —「内地」と「外地」、そして「固有の領土」—田 村 貞 雄	
今次（2008年～2010年）の金融大収縮 —その原因と問題点—安 井 昭	

第31巻第2号 平成23年2月

論 文

内部監査人報告書の開示と コーポレート・ガバナンスの透明性北 川 道 男	
イデオロギーの幻想「恋の逃避行」西 鋭 夫	
情報公開の事例研究 公安委員会の処分取り消し請求にかかわる 判決書をめぐって葉 山 明	
ドイツ第三帝国における政軍関係 —1941年・東部戦線の場合—吉 本 隆 昭	
近年の先進国から途上国への資金の流れ —開発援助への影響—	

.....秋 山 孝 允	
国際テロリズムに対する法的規制の構造 —“aut dedere aut judicare”原則の解釈をめぐる 学説整理を中心に—安 藤 貴 世	
支那事変前における 日本陸海軍の航空連携についての一研究佐々木 久 信	
ニーチェの近代文化批判とそのアクチュアリティ平 野 明 彦	
アジア系アメリカ人と白人との 賃金格差を考察する上での生計費の重要性武 井 勲	
異文化受容の諸相 —牡丹と鷓鴣をめぐる考察—池 間 里代子	
「注視」の様態 — <i>The Book and the Brotherhood</i> に描かれた 三種の視力—村 井 和 子	
英語e-Learningコースにおける学習過程と結果の考察豊 川 和 治	
『亜細亜言語集』の中のアル化語彙 —明治期における中国語教材の探求—林 怡 州	
研究ノート	
スウェーデン日刊紙『アフトンブラーデット』・ イスラエル間の報道論争 —報道の自由とその周辺—石 渡 利 康	

第32巻第1号 平成23年10月

論 文

2010年の米国の国勢調査（センサス）と代議制民主主義 —スペイン領アメリカの遺産—加 藤 洋 子	
フランシス・バイコンの租税観吉 田 克 己	
中国山東省経済発展と産業構造調整について陳 文 挙	
テロリズム防止関連条約における 「引き渡すか訴追するか」原則の成立 —「航空機の不法奪取の防止に関するハーグ条約」の 管轄権規定の起草過程をめぐって—安 藤 貴 世	
ユラン法（Jyske Lov）前文の法諺 Meth logh skal land bvgiaes —法治主義と道治思想—石 渡 利 康	
中国の資本主義 —中国の改革開放による資本主義への移行—蔡 飞	
アイゼンハワー政権期における米国の安全保障と宇宙開発 —U-2型偵察機計画との関連で—永 井 雄一郎	
日本国土が狙われる（第1部） 駐日領事プラントの蝦夷地（北海道）植民地化の概略と それにかかわったゲルトナー兄弟の出自	

- アンドレアス H. バウマン
アジア系アメリカ人男性の地域移動、
居住地域と所得の関連性
..... 武 井 勲
フロベール『ヘロディア』と
ワイルド『サロメ』の比較研究
—二人のサロメをめぐる感覚表現—
..... 橋 本 由紀子
荷風と『紅樓夢』
..... 池 間 里代子
ミルトンと自然
—正しき理性の観点から自然法へ—
..... 岡 田 善 明
The Importance of Teaching Critical Thinking and
Content Based Programs in an EAP Setting
..... Garth BRENNAN
研究ノート
小泉政権下での日中関係基本構造の変化
..... 黒 川 祐 次
“Otherness” in *The Cheat* (Part 1)
..... Michael CHAPLAN and Miyako HADA

第32巻第2号 平成24年2月

論 文

- 産業移転と河南省の経済発展
..... 陳 文 学
オレンジ革命の終焉とウクライナの東西対立
—2010年ウクライナ大統領選挙の分析を中心に—
..... 石郷岡 建
田村直臣の留学再考：オーバーン神学校時代を中心に
..... 梅 本 順 子
アーレントの「公的領域」に関する一考察
—ヤスパースの「コミュニケーション」論をめぐって—
..... 平 野 明 彦
古典的西部劇に見る「去りゆく男」の情景
—ウエスタンオロジー文化論—
..... 石 渡 利 康
白居易の共感覚表現について
..... 中 元 雅 昭

研究ノート

- 19世紀転換期アメリカの検閲（1）：
コムストック法とYMCAの時代
..... 宗 形 賢 二
Interviewing EFL Teachers
..... Marcus GRANDON

第33巻第1号 平成24年10月

論 文

- アリゾナ州移民法（S.B.1070）とアメリカの不法移民規制
—その歴史的背景—
..... 加 藤 洋 子
「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」における
裁判管轄権規定（1）
—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—
..... 安 藤 貴 世
中国の食品安全問題と食品特別供給制度
—「構造的暴力」の視点から—

- 杜 震
ネパールの社会開発における
マイクロファイナンスの活動と
ソーシャル・キャピタル
..... 青 木 千賀子
歌詞の域際変容とその背景
—*Vitti na crozza supra nu cannuni*（シチリア）、
Dāvāja Māriņa meitiņai mūžiņu（ラトヴィア）、
Дорогой Длинною（ロシア）の3つの事例分析と
歌詞域際変容の典型的成功例としての
イタリア語の *Quelli erano giorni*（過ぎ去った日々）—
..... 石 渡 利 康
Native Speaker Myths:
What Pre-School Students' Parents Think
about English Education in Japan
..... Hideyuki KUMAKI
研究ノート
Students Perception of a Content-Learning Tasked Based
Activity that Uses Authentic Material to Promote
Meaningful Conversation
..... Garth BRENNAN

第33巻第2号 平成25年2月

論 文

- ナノテクノロジー規制政策の立案構造と
科学的知識基盤としての学界の役割
—バイオテクノロジー規制政策を例として—
..... 堅 尾 和 夫
「国家代表等に対する犯罪防止処罰条約」
における裁判管轄権規定（2・完）
—絶対的普遍的管轄権の設定をめぐる起草過程の検討—
..... 安 藤 貴 世
IL CODICE BARBARICINO と S'IMBIATU
—サルディニア法の国法外性と土着性—
..... 石 渡 利 康
欧米女性が見た明治期の日本：日本女性観を中心に
..... 梅 本 順 子
ミレニアム目標達成に向けた貧困改善手法の考察
..... 福 井 千 鶴

研究ノート

- Simplifying the teaching of articles (a, an, the)
to the Japanese English Language Learner
..... Paul A. R. ROWAN
Design choices and issues in Likert-item questionnaires
..... Marcus GRANDON

第34巻第1号 平成25年10月

論 文

- 詐欺・強迫規定の起草過程
..... 小 野 健太郎
人の移動規制と州権
—南北戦争前のアメリカを中心に—
..... 加 藤 洋 子
ペティ租税論の実践的性格
—国富の増進—
..... 吉 田 克 己
古典派の貿易論

.....小 林 通	『北極環境保護戦略 (AEPS)』と
.....大 西 富士夫	フィンランドの外交イニシアティブ
.....大 西 富士夫	黄興と宮崎滔天の関係
.....井 上 桂 子	—辛亥革命における宮崎滔天と家族の役割—
.....武 井 勲	ネイティブ・アメリカンと貧困
.....石 渡 利 康	サルヴァートル・アダモの “Tombe la neige”
.....Hideyuki KUMAKI	—アダモ私論1:「白と黒の心象詩」に関する考察—
.....Masanori YOSHIDA	Motivational Differences for Students Learning Languages
	Anthropological Study of Folk Medical Practices
	in the Multi-ethnic Settings of North Sumatra, Indonesia
	Masanori YOSHIDA

第34巻第2号 平成26年2月

論 文

.....豊 川 和 治	日中のICT産業の比較研究
.....法 専 充 男	先進国のディスインフレと中国の物価動向
.....吉 田 克 己	ペティの『賢者一言』と戦時租税論
.....陳 文 挙	中国のサービス産業の発展に対する一考察
.....岡 本 博 之	東アジアにおけるエネルギー協力体制の確立
.....梅 本 順 子	ラフカディオ・ハーンとジョージ・ワシントン・ケイブル: 「クレオール」の文学という視点から
.....福 井 千 鶴	100年が経過する南米日系社会の形成と変容
.....石 渡 利 康	「エイDOS」(Eidos) と「影」 —影の見方に関する小考—
.....岡 田 善 明	レイモンド・チャンドラーから村上春樹へ —仮説のモラルの構築—
.....Marcus GRANDON	Exploring student attitudes toward video-based lessons

研究ノート

.....小 野 健太郎	明治期の強迫 (民法96条) 規定に関する学説・判例の展開
--------------	-------------------------------

第35巻第1号 平成26年10月

論 文

.....石 渡 利 康	「ヤンテの法」と「価値ニヒリズム」 —北欧福祉平等社会の基礎表象と変容—
.....楠 本 眞 司	米国製薬業界の大型合併動向の意味するもの —産業循環の視点から—
	チェルノブイリ原発事故をめぐる言説 (2)

.....安 元 隆 子	グールドン・パウゼヴァング『みえない雲』を読む
.....雨 宮 久 美	橋の文化的意味 —聖と俗の架け橋—
.....安 藤 栄 子	英語劇を取り入れた授業の効果
	研究ノート
.....大 西 富士夫	国際社会論とその批判 —国際秩序の概念の検討を中心に—
.....梅 本 順 子	ラフカディオ・ハーンの友人, A.E. ルーケットと G.W. ケイブル —ルーケットのケイブル批判の小冊子を中心に—

第35巻第2号 平成27年2月

論 文

.....安 藤 貴 世	国際刑事裁判所とテロリズム —国際刑事裁判所規程の起草過程における テロリズムの扱い—
.....石 渡 利 康	2つの『インシャラー』(Inch'Allah) —「アダモロジー」2: 歌詩の表象変化に関する考察—
.....平 野 明 彦	アレントとヤスパース —二人のカント解釈をめぐって—
.....福 井 千 鶴	日本の食料自給率の向上と南米の日系人の農業生産の役割
.....松 浦 康 世	日本語教育と多文化共生への取組 —静岡県内のボランティア団体等の活動を中心に—

研究ノート

.....Gary J. HENSCHIED	Cognitive Theory and Motivation in the EFL Classroom
------------------------	--

執筆者一覧

〈掲載順〉

安藤 貴世	日本大学国際関係学部	准教授
石渡 利康	日本大学国際関係学部	名誉教授
平野 明彦	日本大学国際関係学部	教授
福井 千鶴	日本大学国際関係学部	教授
松浦 康世	日本大学国際関係学部	助教
Gary J. HENSCH	日本大学国際関係学部	非常勤講師

国際関係研究

第35巻 第2号

平成27年2月28日 発行

編集者 渡 邊 武 一 郎
発行所 日 本 大 学 国 際 関 係 学 部
国 際 関 係 研 究 所
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号
電 話 055-980-0808
FAX 055-980-0879
印刷所 み ど り 美 術 印 刷 株 式 会 社
〒410-0058 静岡県沼津市沼北町2丁目16番19号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

VoL.35 No.2 February 2015

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/>